

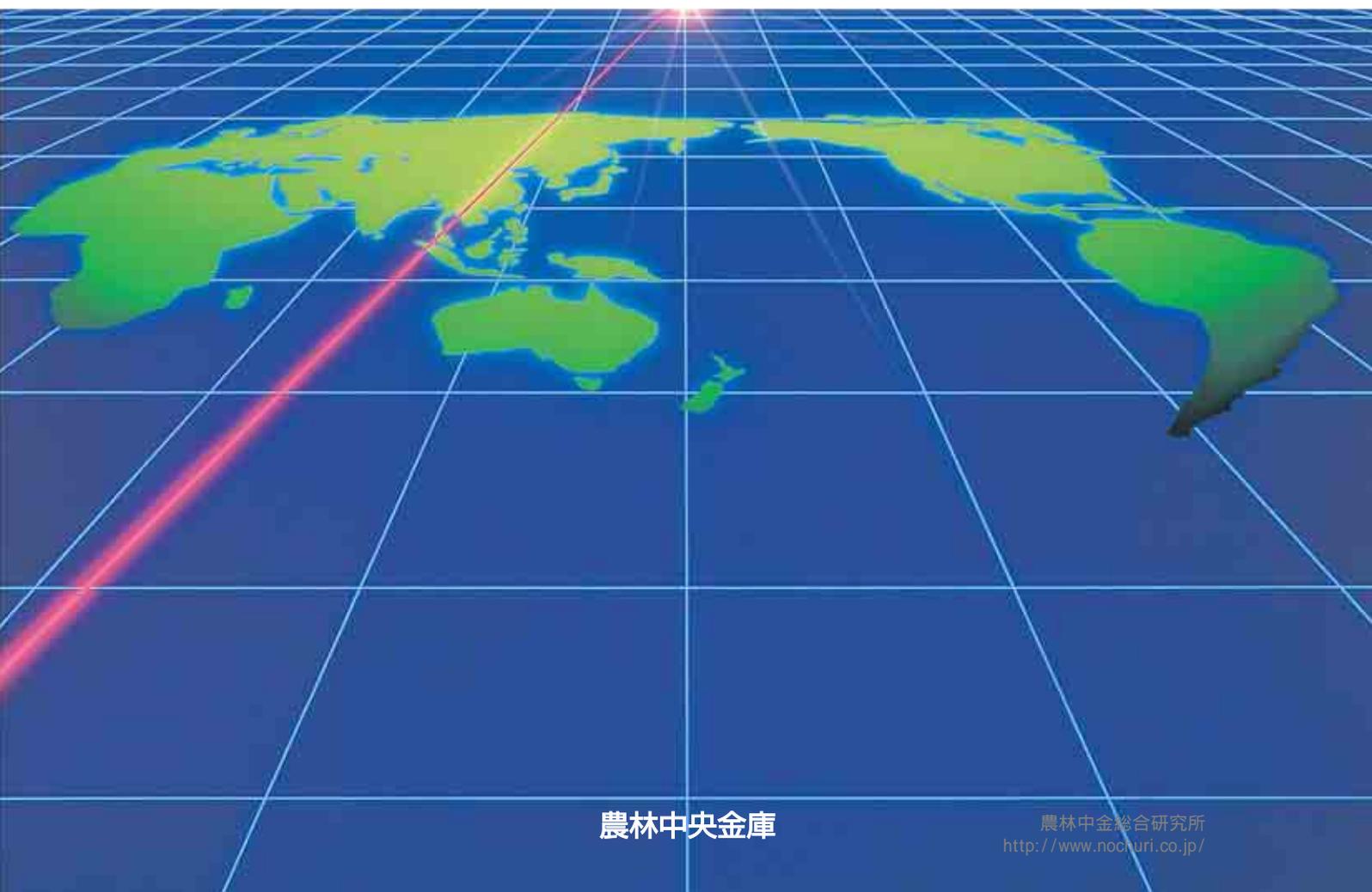
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2013 **2** FEBRUARY

中国農業農村の変化と協同組織発展の課題

- 〈講演録〉 中国農村政策と長期経済展望
- 中国の農業経営体制の新たな変化
- 中国農民專業合作社の発展の現状・問題と今後の展望
- 最近の中国における農村金融の現状と特徴



信頼の交流

農林中金総合研究所（当社）と中国の研究機関との交流は陳錫文氏（現中央農村工作領導小組副組長）が日本の農協制度の調査研究のために当社を最初に訪問されてから20余年を経過するに至っている（中央農村工作領導小組は農業農村政策立案の中心的な役割を担う党中央直属機関であり、副組長は大臣級のポストである）。

1998年に農林中金北京事務所が開設されて以降は、日中の行き来はより頻繁になり、北京において中国の研究者および政府関係者を対象に、日本の農協・農業・農政等を紹介する「北京セミナー」を99年から連続して8回開催、2006年には、当社、中国農村政策研究センター（陳錫文主任、事務局：中国農業大学）および国務院発展研究センター農村経済研究部（当時は韓俊部長、現在は徐小青部長）の三者で農村金融等をテーマに共同研究に取り組むことに合意し、同年その一環で「日中農村金融セミナー」を開催した。三者による共同研究は08年10月の中国農業大学経済管理学院寄付講座の開設につながり、さらに交流の幅が広がると同時に深化し、交流先も農業部（部はわが国の省に該当）、農業部農村経済研究センター、中国社会科学院農村発展研究所、西北農林科技大学などに拡大している。

陳錫文氏は当社招聘により09年4月、10年6月、そして12年7月に来日され、愛媛、長野、岩手の農業協同組合や農業の現場を訪問されると同時に、来日の都度「農地制度改革」「食と農の再生基本方針・行動計画」など、わが国農業政策の新たな取組み等について農林水産省および農協系統全国機関等と意見交換されている。

また、ここ数年継続して当社は中国から短期（2～3か月）の客員研究員を受け入れている。08年に中国農業大学の何広文教授、09年は中国農業大学の郭沛教授・对外経済貿易大学の田秀娟副教授、10年には農業部吳曉佳氏、中国農業科学院の梁書民氏が来日、当社客員研究員として主としてわが国の農業政策・農村金融制度と農業団体（農協・農業委員会・農業共済等）の役割を現地視察も交え研究された。本年も農業部農村経済研究センターから研究員を2か月間、受け入れる予定となっている。

当社は、このような研究交流のなかで一貫して、相対的に弱い立場にある農業者の協同組織組成の必要性、自然条件による農業経営の不安定性を緩和するための制度（農業共済、農業信用補完制度等）確立の重要性を主張してきた。

中国において都市と農村の格差是正は最重要政策課題である。そして農家所得の向上を実現するためには、わが国のような農業者の協同組織が有効と考えられるに至った。この過程においては当社との研究交流による成果が少なからず参考にされたものと思われる。

今月号は、当社と中国の研究交流のテーマに基づく特集とした。陳錫文氏の講演は中国農業・農政全般の理解に最適であり、徐小青部長による中国の農業経営体制の新たな変化についての概括的考察に続き、社会科学院の苑鵬研究員による農民專業合作社（農業経営体制の変化のなかで特に近時発展が著しい協同組織）分析、そして当社王雷軒研究員による中国農村金融改革の現状分析は、より具体的に中国農村の現状と課題を知るために有用な情報を提供している。徐小青部長、苑鵬研究員にはご多忙のなか寄稿を快くお引き受けいただいた。心から感謝を申しあげる。今後も緊密で良好な交流を維持発展させるよう引き続き取組みを重ねて参りたい。

（（株）農林中金総合研究所 代表取締役専務 岡山信夫・おかやま のぶお）

今月のテーマ

中国農業農村の変化と協同組織発展の課題

今月の窓

信頼の交流

(株) 農林中金総合研究所 代表取締役専務 岡山信夫

〈講演録〉中国農村政策と長期経済展望

講師 中国共産党中央農村工作領導小組 副組長・弁公室主任

陳 錫文 (Chen Xiwen) — 2

中国の農業経営体制の新たな変化

中国国務院発展研究センター 農村経済研究部長

徐 小青 (Xu Xiaoqing) — 22

中国農民專業合作社の発展の現状・問題と今後の展望

中国社会科学院 農村發展研究所 研究員

苑 鵬 (Yuan Peng) — 37

最近の中国における農村金融の現状と特徴

王 雷軒 (Wang Leixuan) — 51

談話室

再生可能エネルギーをめぐる地域課題

(株) 農林中金総合研究所 顧問 小林芳雄 — 20

統計資料 — 66

〈講演録〉 中国農村政策と長期経済展望

講師 陳 錫文 (Chen Xiwen)

〈中国共産党中央農村工作領導小組 副組長・弁公室主任〉

〔講師と講演について〕

2012年7月26日、農林中金総合研究所の主催により、中国農政において中心的な役割を果たしておられる陳錫文氏（中央農村工作領導小組 副組長・弁公室主任）による講演会を開催しました。

農林中金総合研究所と、中国農村政策研究センター（中国農業大学経済管理学院が事務局、トップは陳錫文氏）、中国國務院發展研究センター農村經濟研究部の三者は、日中の農村金融および協同組合に関する共同研究を継続しており、その取組みの一環で陳錫文氏ほかの研究者グループが来日され、約一週間の日程で、震災からの復旧復興状況を視察するとともに、農地法改正後の農地管理運営、人・農地プランの内容等についての現地ヒアリングや農林水産省等との意見交換が行われました。

今回の講演会は、その日程のなかで、開催されたものです。

農中総研による陳錫文氏による講演会は、09年、10年に続き、3回目となり、今回も、前2回の講演会と同様に、講演録を本誌に掲載することとしました。

なお、今回同行された研究者は、中央農村工作領導小組の陳劍波副局長、羅丹博士、中国農業大学の王秀清教授、陳永福教授の4名です。

党中央において農業農村政策を立案する中央農村政策領導小組の副組長（大臣級）であると同時に中央財經領導小組弁公室副主任でもある陳錫文氏の講演は、今後の中国農業・農村の展望だけでなく、中国経済のダイナミズムを明快に示されたものでした。

農中総研では、陳錫文氏を筆頭とする研究者グループと緊密な連絡をとり、日中の共通課題に継続的に取り組んでいく方針です。

（（株）農林中金総合研究所 代表取締役専務 岡山信夫）

目次

はじめに

1 近年の主要な農業政策

- (1) 農業税の廃止
- (2) 直接支払の導入
- (3) 食糧制度の廃止と最低価格買付制度の導入
- (4) 農村の社会インフラ整備
- (5) 農村エリアでの義務教育に関する政府負担
- (6) 農村医療保険制度の導入
- (7) 最低生活保障制度の導入
- (8) 農民の年金制度

(9) 貧困支援基準の大幅な引上げ

(10) 戸籍制度改革

2 直面する主要な6課題

- (1) 食料供給問題
- (2) 農家の収入と都市の格差の問題
- (3) 農地制度
- (4) 農村における経営類型の問題
- (5) 農村金融
- (6) 農民の都市住民化の問題

3 今後の中国経済見通し

はじめに

本日は、主に3つの内容についてご紹介いたします。まず1つ目の問題として、新しい世紀以降の中国の農業・農村の発展と農村政策の変化について、お話ししたいと思います。2つ目は、中国の農業・農村が直面する主要な課題です。そして、最後に簡単に、今後の中国経済の見通しについてお話しします。

新世紀以降、中国の農業・農村の発展の全体的情勢は比較的良好であり、順調に向上発展していると言えます。2つの数字を挙げて説明しますと、その1つは我々の食糧生産量で、2003年の食糧総生産量4億3千万トンから、11年の5億7千万トンへと増加しています。8年の間に、食糧総生産量が1億3千万トン以上増加した、このようなことは歴史上なかったことであり、しかも過去8年間のすべてにおいて増加したのです。12年夏の収穫（中国の食糧生産は年

間2シーズンに分かれ、1シーズンが夏の収穫、1シーズンが秋の収穫と呼ばれ、夏の収穫の占める割合は比較的低く、だいたい年間の4分の1に当たります）の食糧生産量は11年に比べ、350万トン余り増加しました。夏の収穫の食糧は主に小麦で、秋の収穫の食糧はトウモロコシとコメが主です。現在耕地で生育している食糧の成長ぶりからすると、年間を通じてかなり良好な作柄が得られる可能性があります。

2つ目の数字は農民の所得です。農民の所得は03年には全国平均で2,622元でしたが、11年の農民の1人当たり純所得は全国平均で6,977元に達しました。8年間に農民の1人当たり所得が4,000元余り増えたというのは、農民の1人当たり所得の増加スピードが歴史上最も速い時期であった、ということになります。過去8年間、食糧生産と農民所得がかなりすばらしい実績を上げたのは、中央政府の農村政策と直接的な関係があったと私は思います。過去8年間、中央政府の農業に対する支援の度合いは史上空

前のものであったということが出来ます。このような農村に対する支援の度合いが非常に高い一連の政策が施行できたことは、もちろん、マクロ経済全体の状況と密接な関わりがあります。この数年間は、中国の全体的な経済成長のスピードが比較的速かったのですが、当然ながら12年はいくつかの新たな状況が発生しています。

2000年、世紀の入れ替わる頃の中国のGDPは9兆9千億元余りでしたが、11年のGDPは47兆元を超え、また2000年の全国の財政収入は、地方政府を含めて1兆3,400億元だったのが、11年は10兆4千億元に達しました。まさにこのような政府財力の急速な成長によって、政府は過去には行いたいと思いつながら財政的に余力のなかった多くの事柄について、しだいにそれらを行う能力を持ち始めるようになりました。農業を支援する多くの措置もまた、このような背景の下で制定されてきました。

1 近年の主要な農業政策

次に、我々が最近8～9年の間に制定した比較的重要ないくつかの農業政策を、10の政策にまとめて、皆さんにご紹介したいと思います。

(1) 農業税の廃止

1つ目の重要な政策は、農業税制度を廃止したことです。中国は農業の歴史の非常に長い国であり、したがって農業税を徴収してきた期間も非常に長きにわたっていま

す。農業税の特徴は、田地の面積によって徴収することであり、田地によって農業税を徴収するという政策は、中国では最も早期には紀元前594年に出現しており、言い換えれば、この農業税の制度は中国で2,600年にわたって施行されてきました。

06年初め、全国人民代表大会の審議を経て、この制度の廃止が決定され、もう農民からは農業税を取らないことになりました。農業税という制度の改革は最も早くは2000年に始まりました。当時の朱鎔基総理は自ら農業税改革の具体案を主唱し、さらにモデルケースを実施しました。改革が開始される前の1998年、その年の統計によると、農民が納付すべき農業税を含めたその他各種の税金は合計1,335億元でした。もちろん、これは実際にはすべてが農業税というわけではなく、農業税以外に、さらに農民に負担を求める、税金ではないいくつかの税外の納付費用がありました。

この1,335億元のうち、本当の政府名義の税収は、農業税、農業特産品税、牧畜業税、家畜家禽の屠殺税という4つの税収であり、この4つの税収の合計は400億元にすぎませんでした。その他の900億元余りは、現在の分類からすると、すべて政府の公共財政から支出する費用のはずですが、しかし当時の政府はそんなにたくさんのお金は持っていなかったため、農民から取るしかありませんでした。農民から取ったこの分のお金は主に農村教育、農村の計画出産、農村のインフラ建設などに使われました。したがって、前世紀末まで、政府の提供する公

共サービスは実際のところすべて主に都市にあり、農民の公共サービスは彼らが自分でお金を使ってやらなければなりません。06年初めになり、数年にわたるテストを経て、これらの費用・収税がすべて廃止され、農民にとって、過去には納めていた税金が今度は自分の収入に変わったのです。もちろん、過去に得ていた1,335億元は全額が地方政府に属する収税と費用だったため、廃止後は地方政府の正常な運営を保証するために、中央は地方に対し移転支払を実施しました。これまでに、中央政府が農業税廃止のために地方政府に行った移転支払は7,000億元を超えています。

(2) 直接支払の導入

2つ目の政策は、農業生産者に対し直接の補助を行ったことです。最初、この政策は04年初めに施行が開始され、当時、農民に対する補助には合計3つの生産補助がありました。その第1は食糧生産に対して補助金を与えること、第2は農民が食糧生産用の優良品種を購入することに対し補助を与えること、第3は農民の農業器具・機械購入に対して補助を与えることでした。その後、世界的な石油価格上昇により、農業生産資材価格の上昇幅が非常に大きくなり、そのため第4の補助金、すなわち農業生産資材価格の総合補助がさらに追加されました。補助政策の施行を始めたばかりの頃、1年目には、実際のところ補助の額は決して大きくはなく、たぶん200億元にも達していなかったのですが、12年はすでに1,500

億元になっています。

最初この補助金の施行を始めたときは、国内にかなり大きな論争がありました。最も主な論争として、当時の中国では農民がまだ人口の大多数を占めており、少数の人間を頼りにして大多数の人間を補助することは、悪くすると国の財政をダメにしてしまう恐れがあると考えの一つの見方がありました。しかしながら、中央政府はしだいに増加する財政収入に基づいて、やはりこの制度を堅持してきました。今お話しした4つの補助金のほかに、いくつかの特殊な生産地区、重点生産区域については、さらに乳牛に対する補助金があり、生きているブタに対する補助金もありますので、全体的な補助金額は合計約1,700億元余りになっています。言い換えれば、1つ目の政策が取り消した1,335億元の農業税に、1,700億元の農業生産者補助金を加えると、実際のところ現在では、この2つの項目によって、農民は1年間の所得が3,000億元余り増加しているのです。特に政府は、農業生産資材価格の補助金はその変動と連動させ、価格が上がったら補助金を増やさなければならないとはっきり定めており、したがって今後しばらくの期間についていえば、補助金はさらに増える可能性があります。

(3) 食糧制度の廃止と最低価格買付制度の導入

3つ目の大きな政策は食糧市場を徹底的に開放し、同時に最低買付価格を実施したことです。過去、相当長い期間、中国は人

口の多さゆえに、食糧の需給関係がずっと逼迫し、そのため改革の過程において多くの農産物が市場流通による市場の値決めに任されてきたのですが、食糧についてはずっと徹底的な開放ができずにいました。しかし、04年から、国は食糧市場の徹底的な開放を宣言し、同時に非公有制の、資質をそなえた各種食糧業者及び企業が食糧市場に進出して購入、販売を行うことを許可しました。実際のところ、国有食糧部門の買い付ける食糧が市場に出回る食糧に占める割合がすでに非常に小さくなっているのは、政府が食糧市場を開放した後、完全に無管理状態にしたということではなく、政府が食糧市場を開放すると同時に、最低買付価格の政策を制定したからなのです。政府は04年から、毎年年初にその年の主な食糧最低買付価格を発表しています。最低買付価格は国の関係部門が農業生産コストと農民の利益について調査を行ったうえで、総合して発表を行っています。

食糧が市場に出回ったときの価格が政府の発表した最低買付価格よりも低かった場合、政府の食糧備蓄会社（国有、政府の食糧備蓄会社）は最低買付価格にしたがって農民から食糧を買い付けます。そのため、最低買付価格は農民から市場の下支え価格とも呼ばれています。政府の食糧備蓄会社が一定程度買付を行うと、市価は徐々に元へ戻ることになり、最低価格以上まで戻り安定すると、政府の食糧買付部門は買付を停止します。こうして、農民は年初めには、政府の発表する最低買付価格に基づいて、

食糧生産の効果・利益がどんな具合か、収入がどんな具合かをだいたい計算することができます。比較的安心して植え付けを行うことができます。最低買付価格も、ここ数年は物価の上昇にともなって実際には絶えず調整されており、コメを例にとると、コメ、すなわちうるち米の買付価格は、最初、04年に発表されたときは1市斤当たり0.76元、すなわち1kg当たり1.65元でしたが、12年に発表されたうるち米の最低買付価格は1kg当たり2.80元でした。言い換えれば、過去8年の間に、政府の発表する食糧最低買付価格はほぼ70%上昇しました。明らかに、最低買付価格政策と生産者補助による価格は、食糧生産の安定化と増加に対し非常に重要な役割を果たしてきたのです。

(4) 農村の社会インフラ整備

4つ目の政策は、政府が農村のインフラ建設と社会事業の発展の強化に力を入れたことです。04年、中央政府は国家の投資するインフラ建設と社会事業の発展の重点を農村に置かなければならないことを提起しました。この期間、国の投資、電力会社の融資を含めた出資により、農村電力網の二度にわたる改造が行われました。こうして農村電力量の急速な増加が基本的に果たされ、二度にわたる電力網改造の投資総額は6,000億元を超えました。過去4年間に、国は多額の資金を投入して農村の自動車道路システムの改造を行いました。今では、中国の4万の郷・鎮と60万の村（ここでは60万の行政村のことですが）の95%以上に自動車

道路が通り、通勤バスが通り、路線バスが通っています。同時にまた、約2億人分の飲み水の質が悪く、安全でない地方について、水質と給水（飲用水）システムの改造を行いました。このほか、国はさらに農民に資金補助を与え、農民が農村の家畜糞便、ワラ等の廃棄物を利用して農村メタンガスを発展させることを奨励し、現在ではおよそ4,000万軒余りの農家がメタンガスを使用するようになっています。

中国の農村ではだいたい8~12m³のメタンガス池、すなわち4人家族の使用に供するメタンガス池1基を建造するのに、2,000元前後の投資が必要であり、政府がそのうち半分を補助しています。ここ数年は農村における牧畜業発展の集中化の動きにとともに、政府も重点を変更し、大規模なメタンガス生産を支持しています。メタンガスの発展は、農民のために資金を節約しただけでなく、農村の環境を改善し、生態系も保護してきたということが出来ます。同時に、ここ数年は農村のインフラ建設を強化するために、財政が、中央及び政府の財政を含めて、農村において「一事一議（重要事案をすべて村民大会で決定する）」の公益事業の財政奨励補助資金を展開してきました。「一事一議」は村民たちが、たとえば村に建造しなければならない1つの道路、かけなければならない1本の橋について話し合い、大多数の村民が賛成したら、それらの意見を政府に報告します。そして、政府の審議の結果、そのプロジェクトに推進可能な条件があるならば、政府が資金の一部

を補助し、農民がその道路を作り、その橋をかけるのを支援するわけです。「一事一議」の資金については、12年の予算はだいたい700億元ですが、これは財政が出資して農民が「一事一議」を行うのを補助する資金なのです。

(5) 農村エリアでの義務教育に関する政府負担

5つ目の大きな政策は、政府が農村の義務教育経費に対する補償制度を施行したことです。先程申しましたように、農村の税金改革以前には、農民の納めるべき1,335元のうち、約半分が農村の教育を行うためのものでした。その頃、2つの言葉が広まっており、1つは「農民の負担が重いのは、主に教育のせいだ」、もう1つは、「農村の教育は農民自身でやっている」というものでした。03年から、中央政府はこのような状況を改めることを決意し、農村義務教育の経費はすべて財政が提供することにしました。義務教育段階は、中国では9年制ですが、9年制義務教育の段階において、農村の子どもに対し、まず学費納入不要という措置が施行されました。05年からは、都市住民の子どもも義務教育段階では学費を納めないことになりました。ただし、同時に中央政府は農村の子どもにとって有利な3つの政策をさらに制定しました。

その第1は、義務教育段階の農村の子ども教科書代について、政府が無料の教科書を提供するというもので、一方、都市の子どもは父母がお金を払って買わなければ

なりません。第2の政策は、農村の困窮家庭の寮生に対し、政府が生活費の補助を提供するというものです。第3の政策は、農村出身の困窮家庭の子どもが上・中等学校、中等職業学校に合格し、学ぶのが農業科である場合には、その学費を全額免除するというものです。中国には現在、義務教育段階の子どもが合計1億6千万人おり、うち1億3千万人が県及び県以下の農村にいるため、義務教育制度の実施は間違いなく農民に最大の実益をもたらしています。

(6) 農村医療保険制度の導入

6つ目の政策は農村において合作医療の制度を展開したことです。過去、中国の農村地区では医療保険制度は施行されていませんでした。そのため、農民は病気を非常に恐れ、また都市の人々、都市の国有企業、機関及び事業単位の人々に公費医療制度があるのを非常に羨んでいました。03年から、中国政府は農村において先程お話しした「新型の農村合作医療制度」を実施し、政府と農民双方の出資によって医療保障の資金を作り、提供するようになりました。当初、03年にこの制度ができたときの資金調達水準は非常に低いもので、農民はこの制度に自発的に加入した場合、本人が毎年10元を納め、政府が20元を補助し、1年間の医療保険費用は30元に過ぎませんでした。その後すぐに毎年増加し、12年は300元にまで増え、農民が自分で60元出し、政府が240元を補助しています。300元は大した額には見えませんが、中国は農村人口が多く、現在こ

の制度に加入している農民は8億3千万人余りにのぼるため、この費用だけで1年間に資金調達がだいたい2,500億元必要になります。

この制度の施行後、現在では、農民が診療を受ける場合、特に比較的重い病気で入院が必要になったり、手術が必要になったりした場合など、その費用の75%前後がこの制度によって精算できるようになりました。今現在、中国の本当の意味で農村に住んでいる農民はすでに6億6千万人を切り、うち2億人余り、3億人近くが都市へ出稼ぎに行っていますが、この制度に加入している者もまだ8億3千万人余りおり、この制度を農民が歓迎していることがわかります。一部の人々は故郷を離れてもまだ、家でこの制度に加入したいと望んでいるのです。

(7) 最低生活保障制度の導入

7つ目の政策は、農村に広く最低生活保障制度を確立したことです。中国は過去長きにわたって、家庭が経済的に困窮している人々に対し、しばしばいくつかの臨時的救済を与えてきましたが、制度的な最低生活保障の仕組みはありませんでした。最初は90年代に国有企業の改革を行った際、都市において最低生活保障制度が打ち立てられました。しかし農村にはありませんでした。07年から、財政の支援により、農村に最低生活保障制度が全面的に打ち立てられ、各地は自分たちの消費状況に基づき、省レベルで地元農民の最低生活基準を制定

しました。たとえば、毎月200元とすべきか300元とすべきか、各地が実際の状況に基づいて制定し、生活水準が最低基準に達していない場合、その差額については財政が出資して補助を行いました。07年に最初にこの政策を施行した際に補助した差額は30元のみで、当時、最低生活保障制度に組み込まれていた農村人口は3,200万人でした。11年末には、差額補助の基準はすでに毎月90元にまで上がっており、最低生活保障制度に組み込まれている農村の低所得人口は5,200万人にまで拡大しています。

(8) 農民の年金制度

8つ目の政策は、農村社会養老保険制度を確立したことです。過去長い期間にわたって、中国の農村では農民が社会養老保険制度を持っておらず、老後は子女に頼り、請け負っているわずかな土地に頼るしかなく、他に頼れるものがありませんでした。08年から、中央政府は農村社会養老保険制度のモデルケースを推進することにし、徐々に全国に普及させ、4年の時を経て、12年は国務院の要求にしたがって農村地域全体をカバーしようとしています。確立される農村社会養老保険制度には非常に鮮明な特色があります。都市とは大きく違って、設計上1人の人間について2つの口座を制定し、1つの口座を基本養老金口座（個人の）と呼び、もう1つの口座は、自分で保険に加入し、多く加入すればただで、将来得られる養老保険金が多くなるものです。基本養老金口座は、政府がそのなかに資金を

注ぎ込んでいます。基本養老金の口座を制定したのは、主に過去長期にわたって農村に社会養老保険がなかったことを考慮したためです。この制度を施行したとき、多くの人々の年齢はすでに60歳を超え、中国が定めている養老金受取可能年齢に達していましたが、過去に保険に加入したことがない場合はどうするか、ということになり、そこで特にこのような基礎養老金を設計し、財政が資金を出すことにしたのでした。

このように、一部の老人はかつて保険に入ったことがなかったのですが、この制度が施行されるや、60歳を過ぎると、直接、基礎養老金の部分から自分の養老金を受け取ることができるようになりました。もちろん、この資金レベルは今も決して高くなく、現在の基準は1年に老人1人当たり660元が受け取れるにすぎません。しかし、この制度がいったん施行されれば、12年末には全国の農村がすべてカバーされ、1億3千万人の60歳過ぎの老人が直接このお金を受け取れるようになり、その資金を全部財政が支出するのです。ある指導的立場の同志から以前、計算するといったいどれだけの資金が必要になるのかと聞かれましたが、基準を徐々に上げていけば、1,000億元余りにも、2,000億元余りにも達する可能性があります。政府はその資金を注ぎ込まなければなりません。中国には31の省・市・自治区があり、うち中西部地区には21あります。中央政府は、特に中西部地区の財力が比較的乏しいことを考慮し、そこでこの制度の建設がスタートするや、地方政府に対し、「こ

の21の中西部地区の省と自治区の基礎養老金の部分はすべて中央政府が負担することとし、東部の10の省・市は経済条件がいくらか良いので中央政府と地方政府が半分ずつ出す」と宣言しました。

(9) 貧困支援基準の大幅な引上げ

9つ目の政策は、中国政府が新しく貧困支援基準を大幅に引き上げたことです。世界銀行と我が国政府の統計によれば、70年代末から80年代初めにかけて、農村には衣食の問題が完全には解決されていない状態に置かれた貧困人口が約2億5千万人いました。このような状況を踏まえて、中央政府は「農村貧困支援取組計画」を制定しました。もともとの貧困支援基準に照らすと、10年末にも、中国にはまだ農村貧困人口が約1,600万人いましたが、当時制定されていた基準は間違いなくかなり低く、当時は約1,200元/年以下で初めて貧困人口と認定され、1,200元を超えた場合は貧困を脱したとみなされました。この基準は現在からみるとやや低いため、11年は、かなり大幅に基準を引き上げることが決定され、1,200元から一気に2,300元に上がり、引上げ幅は92%でした。この基準がどのように計算されたかという点、第1に、中国の農村の実際の生活費の状況に基づいており、第2に、世界銀行が推薦する世界各国の貧困支援の定めている基準に基づいていました。

1人当たり1年2,300元の所得を中国政府発表の公式為替レートにしたがって、約6.3元を1ドルとして換算すると、2,300元はち

ょうど365米ドルなので、1人1日1米ドルとなります。しかし、2,300元と発表した後、世界銀行は、PPP、すなわち購買力平価説に基づいて計算すると、我々は国内ではこの概念を用いていないので、2,300元は1人1日当たり1.67米ドルに相当すると考えました。世界銀行の考えにしたがって、同銀行の推薦する基準はPPPに基づいて1.25米ドル/1人/1日と計算され、この基準は明らかに同銀行の定めている基準より高くなりました。当然ながら、基準が上がれば農村の貧困人口の数も明らかに増えることになり、この基準に照らして計算すると、11年末の全国の農村貧困人口は1億2,800万人にも上りました。そこでこのような状況を踏まえて、中国政府は新たな10年間の貧困支援プランを制定し、2020年までに2,300元未満の貧困者の所得（10年の貧困支援基準にしたがって計算）を、10年間の努力によって、極力2,300元以上に引き上げようと頑張っているのです。

(10) 戸籍制度改革

10個目の政策は、農民の都会への定住に対応する戸籍制度を制定したことです。中国の戸籍制度は前世紀50年代に制定されて以来、ずっと非常に強い批判を受けてきた制度です。批判を受けてきたのは、この戸籍制度が人口を都会の人間と農村の人間に分け、しかもさまざまな社会福祉をすべてこの戸籍制度に縛り付け、都会の人間の受けている福祉を農民が享受していなかったためであり、それゆえにこの制度は大きな

批判を受けてきたのでした。まさに、都市と農村のそれぞれの戸籍に非常に大きな差別的な社会福祉が付いていたからこそ、農民は戸籍を都市に移して都会の人間になることが非常に難しかったのです。このような状況を踏まえて、国務院は11年に戸籍制度改革をタイプ別に推進する政策を制定しました。

分類はおおよそ3タイプの状況に分かれています。第1のタイプは小規模都市で、県レベルの市、市街区、县城（県の行政府所在地）を含み、このタイプの地区には戸籍移転の障壁を設けることが許されず、農民が来ることを望みさえすれば、必ず受け入れ、小規模都市の戸籍に移転させなければならないと定めています。第2のタイプは、中等都市と称し、すなわち地区の1級都市、または都市の中に区を設けている都市ですが、中等都市については、もしも農民が都市に来て2～3年間安定的に働き、しかも定まった住所があり（住所は必ずしも所有でなくとも、賃貸で構いません）、これらの条件にかなない、同時に働いていた2～3年間に、規定に照らして当たり前各種の社会保険料を納めていれば、その地域で都市戸籍に変更する資格がある、と定めています。大都市についてはかなり慎重ですが、それはこれらの都市は現在の人口規模がすでに非常に大きく、資源、環境の引受能力が相当に脆弱なため、農民については地元政府が検討を行って決定しているからです。

少なからぬ人々が現在実施されている戸籍制度改革案について十分には満足しておらず、なぜ自分を大都市へ行かせてくれ

ないのかとやはり不満に思っていることは、私も知っています。しかし、大都市へ行って実際の状況、その混雑ぶりをみてみれば、徐々に前に進めてこそうまくいくのかもしれないと考えざるを得ないでしょう。

2 直面する主要な6課題

総じていえば、新世紀に入って以降、10項目の重要な農村政策が実施されてきましたが、これらの農村政策が農村に活力を注入し、農民にも実益をもたらし、農業生産にとっても比較的明らかな促進作用を果たしたからこそ、ここ数年の良好な作柄が得られたのだと言わなければなりません。もちろん、良い面だけを語ってはまずいので、2つ目の問題として、我々の農業・農村の発展が直面している際立った問題についてお話をしようと思います。私自身は、現在の中国の農業・農村の発展が直面している際立った問題には、次のような6つの側面があると感じています。

(1) 食料供給問題

第1の側面は、食糧と主要農産物の需給関係の問題です。先程、ここ数年の中国の食糧生産は速いスピードで増加し、その他の農産物も大きな増加を示していましたが、率直に言えば、需要の伸びのほうももっと速いため、農業の発展が需要の増加に追いつかないという局面が、一定程度現れているのです。このような局面が現れていることは、もちろん、中国が国際市

場から輸入する農産物の量がどんどん増えつつあるということを意味しています。

なかでも最も際立っているのは食糧輸入の増加です。中国の食糧統計のやり方は世界の方法とはいささか異なっており、中国は大豆を食糧として統計処理し、植物油原料としては統計処理していません。中国の食糧輸入は、大豆を含めると、2010年は歴史的なピークに達し、合計6,080万トンを入力しました。6,080万トンの食糧というのは純輸入量を指し、6,080万トンの純輸入食糧のうち5,480万トンが大豆でした。調べたところ、10年に世界が輸出した大豆の総量は9,200万トンで、そのうち5,480万トンを中国が輸入したのです。11年の大豆輸入量はやや減りましたが、それでも5,200万トン余りにのぼり、一方、11年の1年間に輸入した食糧は5,800万トンでした。12年上半期にすでに輸入した大豆は3,000万トン近く、2,900万トン余りにのぼり、ほかに200万トン余りのトウモロコシと小麦もあります。したがって、上半期にすでに3,200万トン近く輸入しており、年間では6,000万トン以上になる見込みです。

中国は一貫して、我が国の食糧自給率を95%以上にしなければならないと強調してきました。今お話したデータによれば、我が国の生産量は5.7億トン、輸入量は6,000万トン以上ですから、つまり我が国の自給率は90%にも届いていません。全体的状況からみて、中国国内の食糧需給状況は今のところ、穀物—すなわちコメ、小麦、トウモロコシは、現在の状況からすると、基本

的にまあまあ需給バランスが保たれていません。特にコメはバランスがとれており、小麦には毎年余剰がややありますが、しかし問題はトウモロコシです。現在の様子だと需給関係はますます厳しくなっています。11年に中国が輸入したトウモロコシは174万トンでしたが、12年上半期はすでに190万トン近くを輸入しています。トウモロコシを輸入しているのは、実は飼料不足のせいではありません。トウモロコシを主に原料にしている主として工業加工用のトウモロコシ需要の増加が速すぎるためです。国家発展改革委員会はかつてプランを制定し、工業加工に用いるトウモロコシが総生産量の26%を超えないようにと希望しました。しかし実際にはすでに突破しています。したがって、トウモロコシの需給は結局のところ、実は主に工業の需要しだいが決まるのです。

現在の状況からみると、国内で生産されるトウモロコシは基本的に1億8,000万トン前後に落ち着いています。現在、飼料の需要はだいたい1億トンで、一方、工業加工の需要もすでに6,000万トンに近づいています。このことはトウモロコシをどう使うかという点で、中国政府により断固とした判断を下すことを求めており、そうしてこそ初めてそのバランスを保つことができるのです。もちろん、適切な輸入といっても別にたいしたことではありません。12年上半期にトウモロコシの輸入が多かった理由は、皆さんもご存知のように、11年下半期から12年5月にかけて、世界のトウモロコシ価格が下がったためですが、しかし5

月末から現在までの2か月の間に、アメリカの干ばつによってトウモロコシ価格はすでにほぼ40%も上昇しているので、下半期の中国のトウモロコシ輸入量は明らかに減少するだろうと思います。

しかしながら、中国を本当に困らせている問題は、植物油、食用植物油のことです。こんなに沢山の大豆を輸入している最も大きな理由は、国内における食用植物油の不足を補うためであり、もちろん、大豆カスは重要な飼料タンパクでもあります。今の際立った問題は中国の植物油需要の急速な増加であり、一方、自国の供給能力には非常に限りがあるということです。

現在、中国が1年間に消費する植物油は約2,600万トン前後で、そのうち自国で提供できるのはほぼ1,000万トン、言い換えれば1,600万トン前後の不足分を世界市場から輸入しなければならず、そのためここ数年は毎年5,000万トン余りの大豆を輸入することが必要になっています。第1には搾油のためですが、輸入する5,000万トン余りの大豆をすべて搾油に用いても、本当に生産される完成品の食用植物油は1,000万トンを超えないため、さらに600万トン以上の不足が出ています。このことはまた、ここ数年来なぜ毎年大豆のほかに他の植物油も約700~800万トン輸入しなければならなかったのかという理由を説明しています。中国人の飲食習慣は、油を使うことがかなり多く、そのため現在、基本的に全国平均で1人当たり1年に20kgの植物油を消費しています。

このレベルはおそらく日本の1人当たりレベルよりも高いでしょう。私は、中国の食糧・食油供給にとっての最大のチャレンジは、実は植物油だと思っています。そのため、我々は国内においてさまざまな方法を尽くして供給量の増加に努めていますが、短期的にはこの不足分を国内に頼っても解決のしようがないのです。したがって、今回、中国政府はここ数年来、最終的にどんな方法を採用するかを深く掘り下げて研究し、真剣にこの問題の解決に当たっていますが、これは一つの大きな難題です。食糧・食油とその他の主要農産物の需給関係においては、もちろん量の問題以外に品質と安全の問題もあります。中国の農産物の品質と安全の問題が、ここ数年来、非常に多くの批判を浴びてきたことも事実だと言わなければなりません。それは主に、人口増加に合わせて、より多くの農産物の量の増加を追求するために、化学薬品を大量に使用したせいだと思います。

第2には、中国の農業の経営規模が貴国よりも小さく、だいたい1戸当たり0.5haしかなく、農民の組織化の程度も比較的低いため、どうやって農業において標準化を推し進めるかということの難度もまた比較的高くなっています。同時に、過去、中国は長期にわたって食品工業の発展を重視してこなかったため、食品工業の規模が小さく、技術レベルが低く、大まかな統計によれば、全国にだいたい40数万件の食品加工企業があります。企業がこんなに多いうえ、規模も小さいため、監視難度が非常に大きいのです。

しかし、どうであろうとも、食品の安全は人々の生命、健康に関わっており、したがってこの数年間、中国政府は食品の安全監督管理の強化を大いに重視してきました。中国の食品安全管理はやや独特で、国が大きすぎ、農産物の量も多すぎることから、施行しているのは一種の「段階別管理」と呼ばれる方法で、5つの部門が食品の安全について責任を負っています。第1段階は農産物の生産段階、市場に出るまでで、この段階は農業部が担当しています。第2段階は農産物が出回ったあと、市場、たとえばスーパー、定期市での売買などに直接入る場合で、この段階は工商管理総局が担当します。第3段階、製品が食品加工企業に入る場合は、国家品質検査検測総局が担当します。第4段階、製品がレストラン、食堂に入る場合には、この部分は食物薬物管理局が担当し、衛生部に所属します。最後に、農産物が輸出される場合は、税関と品質検査総局が共同で担当します。このような段階別管理を設定したのは、当初の考えではより簡単に責任を追及するため、どこかの段階で問題が生じたらその人間を調べればよい、と考えたためでした。しかし、実際の結果として、問題は往々にして引継ぎ段階に発生するので、逆に、責任のはっきりした追及はそれほど容易ではありません。

たとえば数年前に発生した、いわゆる牛乳にメラミンが混入した事件では、混入はどの段階で起きたのか。それは農民から牛乳を受け取るミルクステーションでのことだったのですが、しかしミルクステーショ

ンは牛乳の生産には属さず、また乳製品加工工場に入った段階にも属していません。そうすると、どの段階のいったい誰なのかということがはっきりとはわかりません。まさにこのような状況を踏まえて、2010年、国務院は国務院食品安全管理委員会の設立を決定しました。この委員会は国務院常務副総理・李克強が主任を務め、工業と流通を担当する2人の副総理、張徳江と王岐山が副主任を務め、その下に部級の弁公室を一つ設けています。1年余りの運営を経て、みたところ比較的著しい効果が出ており、つい先ごろ国務院の食品安全管理に関するプランを正式に公布しましたが、このプランに対する社会の反応は全体としてまずまずのようです。これは私がお紹介した1つ目の問題、農産物の需給に関する問題です。

(2) 農家の収入と都市の格差の問題

直面している2つ目の特殊な問題は、農民の所得と都市住民の所得格差の問題です。先程ご説明したときに、ここ数年、農民の所得の増加スピードが非常に速いと申しましたが、これは事実です。ただし、農民と都市住民の間の所得格差は実際には依然として拡大しつつあります。先程、2011年の中国の農民の全国における1人当たり平均所得は6,977元と申しましたが、11年の都市住民の全国における平均所得は21,810元で、この格差は計算すると3.13:1であることがわかります。つまり農民3.13人の所得がようやく都市住民1人の所得に相当するのです。疑いなく、この格差は世界でもかな

り大きな格差だとみなさなければなりません。したがって、どうすれば農民の所得をより速く引き上げることができるかということは、中国の農業政策にとって一つの最大のチャレンジです。現在の農民の所得構成からすると、家族経営による、農業を主とするこの部分は約45%を占めているに過ぎず、出稼ぎによる所得が約43~44%を占めています。しかも、農民の所得のなかでは賃金性労働による所得が急速に増えており、転移所得、なかでも特に政府補助金からくる部分が約6~7%を占めています。財産からの収入は、家屋賃貸、利息収入等を含めて非常に少なく、約3%を占めているに過ぎません。

ここ数年の状況からみて、農民所得の伸びはかなり速いといえますが、その主な理由は2つあります。その1つは、中国を理解している方ならばご存知かもしれませんが、農産物価格の上昇が非常に速いことであり、2つ目の理由は、農民の農外所得が増えているということです。しかし、農産物の値上がりに頼っているようでは対策とはいえず、都市住民の意見はきわめて厳しくなります。ここ数年、経済全体が非常に速いスピードで成長してきましたが、第一次産業、農業のGDPに占める割合は下がっており、依然として10.1~10.2%の間です。重要なことは、農業生産の成長率が高くないにもかかわらず、農産物価格の上昇幅は大きいということです。2つ目の所得の増加、つまり賃金からの所得の増加が比較的速いのは、一方で出稼ぎ就労の人数が

増えているためであり、もう一方で農民工の賃金の増加スピードが比較的速いせいでもあります。しかし、農民工の賃金の増加スピードが速くなったことは、工業企業の競争にも影響を与える可能性があり、ひいては一部の外資系企業があまり中国に來たがらず、東南アジアへ移転したがるようになっていきます。

したがって、農民所得の増加にとって、最も重要なのはやはりこの2つ——1つは農業、1つは出稼ぎの収入であり、ほかのもっと沢山の選択可能な手段などというものはありません。そのため、経済の安定し得る、競争力も高められインフレも避けられるような状況の下でいかにして農民の所得を増やすかということは、中国政府が農業政策を制定する上での一つの大きな難題であるといえることができます。もちろん、人々にとっていささか喜ばしいのは、ここ2年間に都市と農村の住民の所得格差がやや縮小してきたことであり、09年のピークには1:3.33に達していたのが、10年には1:3.23に下がり、11年は1:3.13になりました。この傾向が維持できるかどうかは、もちろん一つの非常に大きな問題です。12年上半期の現金所得の状況からすると、農民の所得は、物価指数を差し引くと、実質成長率が12.4%、都市住民の同様の実質成長率が9.7%ですから、12年はこのような格差縮小の形勢がこのまま維持される可能性があります。我々は2020年には、都市と農村の住民の所得格差が1:2.5にまで縮小することを望んでいますが、もちろんそれを

実現する難度は非常に高いでしょう。

具体的措置からいうと、最も主要なものはやはり2つです。1つは農産物の品質を高め、市場需要を満たしている状況の下で、農産物に一つの合理的な価格をつけ、農民に比較的適正な収入をもたらすことであり、もう1つは、農民を第二次産業、第三次産業へと移らせ、就業させる機会をより多く作り出すことにより、彼らの賃金性所得を増やすということです。

(3) 農地制度

3つ目の問題は農村の土地制度の問題です。今回我々が日本へ学習・視察にやってきたのは、主に土地制度の問題について理解するためでもありました。中国の土地制度には非常に大きな独自性があります。最も重要なのは、中国には土地私有制がなく、土地市場もなく、一方、農村では土地が村の集団所有に属しているということです。このような状況は、外国の多くの人々にとって非常に理解がしにくいに違いありません。そのため、私はここでは、中国の土地制度が直面しているいくつかの最も表面的な問題についてお話しすることしかできません。表面的にみると、2つの際立った問題に直面しています。1つは、工業化・都市化は大量の農地の転用を必要としますが、その農地転用の過程で、農民が結局のところ利益を得るのか、それとも利益を失うのかということ、これは大きな問題です。大量の農地が工業用地や都市建設用地に転用される過程で、土地市場がないため、それ

ゆえに土地価格もなく、したがって土地転用の過程で、実際にはすべてが政府の収用という方法によって実現されており、一方、率直に言って、政府が農民に与える土地補償のレベルが非常に低くなっているのです。

そのため、ここ数年、ある1つの単語がはやっています。「土地財政」というもので、地方政府がどうやって大量の建設資金を手に入れることができたかということです。これは実際には、非常に低い価格で農民から土地を収用し、そのうえでかなり高い価格で土地をさまざまな開発業者や使用者に払い下げてきたということを形容しています。10年に、地方政府が販売した土地の総額は2兆9千億元で、11年は3兆1千億元でした。これは総収入であり、さらに相応のコスト、たとえば、農民への補償費用、土地の整備、電気・水道・ガス工事を行う費用など、だいたい基本的に半分以上の費用を差し引かなければなりません。40%前後の純収入を得ることができます。つまり、ここ数年、中国のインフラの発展スピードが速く、都市建設の発展スピードが速かったことについては、実は「土地財政」が大きな役割を果たしてきたことが想像できるのです。ただし、長期にわたってこのように土地の面で農民の利益を損なうようなことは、持続していけるものではありません。そこで、中央政府はどのようにして土地制度、特に土地収用制度の改革を推進するかについて、真剣に検討を進めています。

土地に関する2つ目の問題は農地の規模

の問題です。北海道以外では、日本の農家の経営規模は1.7ha近くであることがわかりましたが、中国では0.5haしかありません。このように小さな規模では、確かに農民も効果・利益を上げにくく、農業もなかなか競争力を持つことができません。そこで中国政府も、農民を指導して土地の経営権の移転集中を行い、比較的大規模な経営を發展させています。しかし、そこでの難題は、農家が土地を他人に譲渡したいと望むのは、自分がより良い就業のチャンスを得られ、より高い所得を得られてこそ、そのようにすることができるのだということです。したがって、どうすれば農民を安定的に農業から離れさせ、第二次・第三次産業に就かせ、都市に住まわせることができるのか。土地の移転はそうしてこそ初めて前に進めることができるのですが、みたところ、現在、この方面にはまだ多くの矛盾と問題が存在しています。しかし、方向はいずれにせよそちらへ向かって進んでいます。

(4) 農村における経営類型の問題

4つ目の問題は、農業の経営形態の問題です。改革以後、中国の農業は家族請負経営制度を実施してきましたが、次の段階はいったいどのように歩むのか。中国のような小規模の農家は、全面的に自分自身で市場と自然のリスクに向き合った場合、明らかに「意余って力足らず」となります。そこで、中国には現在、2つの考え方と2つのやり方が現れています。1つの考え方は、引き続き家族経営という基盤の上に立って、

農民の協同組織を發展させること、農家に社会的サービスを提供することにより、市場進出の組織化の度合いを高めるという考え方です。もう1つの考え方は、農民は全体的な科学・文化的知識水準が比較的低く、市場経済への適応能力が比較的低いので、土地を大きな企業に与えて経営させたほうがよい、農民は雇用人にすればよい、というものです。後者の考え方は、一部の地方で実践もされていて、大きな企業が大面積の土地を借りています。

我々の考え方は、農民の経済的利益（そのなかには、土地経営に従事する権利も、独立した経営者としての地位も含まれます）を守るだけでなく、農村全体の社会構造の安定も考慮しなければならない。これらの総合的な面から、中国の農業の経営方式がいったいどんな道を歩んでいくのか、よく検討しなければならない、ということです。

(5) 農村金融

5つ目の問題は、農村金融に関するものです。私の感覚では、中国の金融は過去長い間、資金不足にありました。長い間には農民の貯蓄を引き出して工業を興し、都市を建設したりもしました。現在の状況からいうと、資金不足の現象は過去に比べて大きく緩和されています。しかし、中国の金融業は非常に多くの、非常にすばらしいチャンスにも直面しています。たとえば、大きなインフラ建設、大きな工業プロジェクト、大規模な都市の發展などです。したがって、金融部門はあまり大きな力を消費せ

ずとも規模の大きな融資プロジェクトを行って、比較的高い効果・利益を得ることができます。そのため金融業はますます小規模な顧客、特に農村の顧客にはサービスを提供したいと思わないのです。したがって、農村の金融支援の不足は農村の発展を制約している一つの重要な問題であり、農村金融の改革に対しても大きな命題を突きつけていると思います。

(6) 農民の都市住民化の問題

6つ目の問題は、農民の都市住民化に関する問題です。12年初めに発表された11年の中国の都市化率はすでに51.3%に達し、言い換えれば、中国において初めて都市住民が農民よりも多いという局面が現れました。つまり、都市住民として集計された人口がすでに6億9千万人を超えたということです。ただし、先程紹介したときに申しましたように、都市住民として集計されている人々は、実はそのなかのかなりの部分が都市の戸籍を持っておらず、また都市住民の得るべき公共サービスを楽しんでいません。この部分の人々を我々は「半都市化」と呼んでおり、まだ完全には都市住民になっていないのです。この2億人余りの人々、彼らを差し引けば、中国の本当の都市化率は、だいたい35%前後であろうと私はみています。すでに都市に入っているこの2億人余りの人々を真の意味での都市住民にするには、多くの努力を払わねばなりません。しかも、多くの人々の推計、国内の多くの部門の多くの専門家の推計によれば、今の

農村の6億5千万人余りのまだ農村に住んでいる人々のうち、さらに2億人が都市に進出しようとしているはずであり、言い換えれば、我々はこれから将来にわたる20数年の間に、4億人余りの人々を真の意味で農民から都市住民に変えなければならないという、一つのプロセスに直面しているのです。したがって、私は、これは世界史上最も規模の大きい、一つの都市化プロセスになるかもしれないとも思っています。

私は皆さんに対して率直に認めなければならないのですが、先程来お話ししてきたこの6つの大きな問題について、我々はまだ非常に明晰な答案、非常に明確な具体的解決方法を持っているわけではなく、さらに今後の発展のなかで解決に努めていかねばならないと感じています。

3 今後の中国経済見通し

最後に簡単に、今後の経済に対する判断についてお話ししたいと思います。中国の経済はこれまで長期にわたって比較的速いスピードで成長し、特に新世紀に入って以降2011年までずっと、中国の平均成長率は過去9年間10.9%に達していました。ところが、11年の1年間は9.2%に下がり、12年上半期はさらに7.8%まで下がったため、中国のみならず、世界中がこの問題に大きな関心を払っています。以下、私は3つの点についてお話ししたいと思います。第1に、中国の過去の統計資料をみると、1979年から2011年までの33年間のうち、7年間の成

長率が7%を下回り、3年間の成長率が8～9%の間だったことがわかります。したがって成長率8%前後というのは、中国のここ30数年のうちでも決して特にめずらしい現象ではないと言わねばなりません。第2に、とりわけ第2四半期、中国の成長率が7.6%まで下がったあと、多くの人とはとても心配しました。前の年が9.2%、第1四半期が8.1%で、第2四半期が7.6%だったので、人々は皆そのまま下がり続けるのではないかと憂慮していました。実際の状況は、5月からは、輸出にしても投資にしても、いくつかの方面の要素がすべて良い方向へ向かいつつあります。

第3に、中国政府が制定した12年のGDPの成長目標は7.5%、上半期については7.8%であり、この形勢によれば、12年の成長率は所期の目標の範囲内に落ち着き、それほど低くはならないと思います。つまり、そんなに低くなることはあり得ず、7.5%前後というのは実現可能なはずだと思います。一方、中国政府が制定した第12次5か年計画の期間の成長目標は、年平均成長率が7%です。最も重要なことは、第12次5か年計画の期間は、中国経済が比較的大規模な構造調整を行う、成長方式の転換期でなければならないということです。したがって、この観点からみれば、私は個人的には、中国の経済成長が今後5年、10年ないし20年の間、7%から7.5%を維持するという、このような一つの目標が実現されることは、可能性がかなり大きいと思っています。私は一部の人々の分析のように、引き続き

8%以上を維持するだろうというのは、楽観的にすぎると思いますが、しかし、ずっと下がり続け、7%にも達しないところまで下がるというのは、そこまで悲観する必要はないと思っています。外部需要は確かに減少しつつありますが、内部需要の成長の可能性は非常に大きいですし、そのうち最も重要なものは、農業、農村、農民の状況によって決まります。

先程、分析をした際に申しましたように、中国は今だいたい4億人から4.5億人の農民が今後20年の間に、彼らの都市化における都市住民への転換プロセスを成し遂げようとしています。我々の各地での調査によれば、最低限度のレベルでも、今、農民1人が都市住民への転換を実現するには、だいたい30万元前後の費用の追加が必要です。4億人の人々が都市住民への転換を実現しようとするれば、120兆元が必要なのです。したがって、私は、中国が自分の目標をしっかり把握し、科学的な方法で経済のマクロコントロールを行い、焦らず慌てず、一步一步前進しさえすれば、20～30年はこれまでどおり案外速いと思います。案外速いというのは、7%から7.5%の成長率は完全に実現が可能だということです。予定時刻を過ぎて、長時間お付き合いいただき、ありがとうございました。

(チェン シーウエン)

<本稿は、中国語による講演を農林中金総合研究所の責任において日本語に翻訳して講演記録としたものである。(文責：藤野信之)>

再生可能エネルギーをめぐる地域課題

昨年7月のいわゆる固定価格買取制度の開始以降、再生可能エネルギーの導入の動きが各地で活発になっている。中小規模の事業化への関心も高まり、牧場の遊休地に太陽光パネルを設置する計画や農地利用しながらその上空にパネルを設置することの検討など様々の事例が話題に上がっている。各地での導入の取組みが、太陽光、中小水力、風力等それぞれの資源を活かしながら地域の雇用、所得の向上に結び付けるという所期の成果につながることを期待される。一方で、新規の事業起こしには様々のハードルが伴うもので、具体化に当たっての用地確保、経営ノウハウ、資金手当てなどの課題が指摘されており、更なる条件整備を進める必要がある。

農村部においては、土地改良施設を活用できる中小水力発電や共同利用施設の屋根を利用する太陽光パネルなど、既存施設の利用による比較的導入しやすい形態がある。他方、新たに用地を確保して太陽光発電などを実施しようとする場合には、既存の土地利用との調整の必要が生じ、とりわけ農地との調整については慎重な対応が求められる。優良な農地を守ることで地域の新たな雇用・所得を生み出すことの双方の要請に応える観点からは、耕作放棄地の活用が一つの対応であろうし、また、農地の地上空間を利用したパネル設置などは一つのアイデアと言えよう。

この場合、農地の利用のあり方については、制度上の枠組みを踏まえた対応と地域での営農事情に即した運用が重要である。特に農地転用の問題がからむとなれば、優良農地の確保と遊休地活用の在り方などについて地域の土地利用の考え方を明確にした上で事業化を進めることが望ましい。また、農地の地上空間利用に伴う営農への影響の評価などの新たな課題については、十分な技術的検証を行っていく必要がある。更に、こうした条件をクリアーしていく上で必要な制度・運用上の指針や技術面での対策などについて早めの方向付けがなされ、地域での事業推進上の合意づくりに役立てられるようにしていくことが求められる。

次に、この事業導入の目標である雇用や所得の向上による成果は、極力地元段階に還元されることが重要と言えよう。ただ、事業リスクや時間的制約の問題から先発企業の経営力に頼らざるを得ず、地元では単に施設や土地を提供するのみの立場にとどまるケースもあるという。事業の円滑なスタートのためには、技術力などの面で各種の先発企業との連携も必要になるだろうが、その場合でも地元が事業運営にできるだけ広範に参画し、新たな地場産業の育成につなげていけることが望ましい。そのために、起業のノウハウ、リスクマネジメント、資金手当てなどについて、地域でのサポート体制を早急に整備していくことが必要とされよう。

こうした様々な課題を抱えるものの、再生可能エネルギーの事業化が地域の大きな期待を呼んでいる。これは本件が新たな事業起こしを具体的なイメージと見通しをもって取り組めるといふ、このところ例のない特長をもっていることによるのではないだろうか。地域に存在する資源の活用というもともとの事業上の利点に加え、固定価格買取制度により将来の一定期間にわたる事業の継続性、採算性を見極めることができ、いわば事業起こしの際の不確定要因である生産物の需要先とその収益の確保が将来的にも担保されていると言える。

地域活性化のために新たな事業の創出が必要とされ、各種のアイデアが提案されているが、いくら斬新なアイデアであっても、先行きの安定性、継続性が見通しが無ければ現場での具体化はなかなか難しい。今後更に、将来動向を見通すことのできる新たな事業ソースを模索し、その普及のための制度的な枠組みや経営ノウハウを示していくことが必要であろう。また、このことは地域活性化のための起業に限らず、農業そのものにとっても重要な点である。先行きの経営展開の見通しがたつ安定的な政策方向とともに、地域での営農ビジョンが示されていかなければ、他の事業との間で劣位となり、地域の重要産業としての位置づけが弱まることになりかねない。

((株)農林中金総合研究所 顧問 小林芳雄・こばやし よしお)

中国の農業経営体制の新たな変化

徐 小青 (Xu Xiaoqing)

〈中国国務院発展研究センター 農村経済研究部長〉

〔要 旨〕

- 1 この数年来、中国の工業化と都市化の進展、農業労働力の段階的な移動と高齢化傾向、ますます増える技術と資本の農業への関与、農業合作社の出現といった諸要因の作用に伴い、従来の農家家族経営の形式には変化が起きつつある。本稿は、実地調査を踏まえ、これらの変化の形式について初歩的な整理を行い、将来の発展動向について判断を下すこととする。
- 2 中国の改革・開放、農村経営体制の変革は、農村の生産能力を解放し、農民の生産意欲を高め、これによって農業生産が急速に伸び、長期にわたる食糧不足問題が解決された。
- 3 農業生産における様々な要素の変化、例えば農業生産のインフラ改善、農業生産における労働力使用コスト及び生産財投入等の変化からみて、中国の農業は、既に資本が労働に速やかに取って代わる段階に入った。中国農業は、こうした大きな背景の下で新たな経営形式を探求するようになった。
- 4 次に、農村の実地調査に基づき、現実の農村における幾つかの新しい農業経営形式をまとめた。例えば、「土地委託管理」形式は、実質的に農業生産の委託管理であり、農業生産経営の各段階での専門サービスを農家に提供している。また、「家族農場」形式は、農地の流動化を受けた、農民が経営する5～8ha規模の小型農場である。さらに各種の大きな食糧栽培農家と専業農家も比較的早いペースで発展している。その他、農民専業合作社が新たな発展段階に入り、2007年の「農民専業合作社法」施行以来、農民合作社は既に70万社近くを数え、約18%の農家をカバーしている。また、多様な形式のサービス型合作社が一段と急速な発展を遂げ、農業の社会化サービス体系も徐々に形成されつつある。
- 5 農村経営制度における変化の動きは、次のように分析、指摘できる。
 - ①「人口が多くて土地が少ない」「農家の土地経営規模が最も小さい国の1つである」という中国の国情を短期間に改めることは不可能であり、家族経営は最も普遍的な農業経営形式となっている。
 - ②工業化と都市化の推進により、農家の土地請負権と経営権は分離が続く状況を呈しており、これは農業経営体制・仕組みの革新を進めるための基本的条件である。
 - ③中国は農業の生産効率を高め農民の収入を増やすため、土地の「適度な」大規模経営を実現する必要がある。
 - ④中国は近代的農業を発展させ、農業の土地生産性、労働生産性、資源利用率を高めるため、農業経営制度革新の実現形式を引き続き探求する必要がある。

目次

はじめに

- 1 中国の農業経営体制の概況と簡単な回顧
- 2 中国の農業経営体制の変化を引き起こしたこの数年来の要因

- (1) 農業生産の基礎的條件の著しい改善と農産物の生産能力の若干の向上
- (2) 食糧生産における労働力使用の変化
- (3) 農業用生産財の投入の変化
- (4) 農業機械化水準の向上と農機投入の増加

- 3 実地調査の結果に基づいてまとめた主要な革新形式

- (1) 「土地委託管理」形式

- (2) 「家族農場」形式

- (3) 大規模栽培農家の速やかな発展

- (4) 農民專業合作社の新たな発展段階

- (5) 農業の社会化サービス体系の順次形成

- 4 農村経営制度における変化の動き

- (1) 農民の土地請負権を保証した上での適度な大規模化

- (2) 都市化の進展による土地請負権と経営権の分離と規模拡大

- (3) 農外収入増と財政補助による規模拡大

- (4) 合作社と社会化サービス組織による農村経営体制

はじめに

この数年来、中国の工業化と都市化の推進、農業労働力の段階的な移動、農業技術の進歩、農業の機械化度の向上、農業労働力の高齢化傾向、農業合作社の出現及び農業産業化の発展といった諸要因の作用に伴い、従来の農家家族請負経営の形式には変化が起きつつある。本稿は、実地調査を踏まえ、変化した主な形式について概括と整理を行い、将来の中国の農業経営体制の革新・発展動向について判断を下すこととする。

1 中国の農業経営体制の概況と簡単な回顧

中国の改革は伝統的な計画体制の最も弱い農村部でまず突破口が開かれ、都市さら

には国民経済体制全体の改革を引っ張った。1979年から84年までの間は、農家家族請負経営制度が全国的規模で徐々に確立された段階であり、中国共産党の第11期3中総会を出発点として、政策決定層は農民の創造を尊重し、農民の実践を総括し、農村改革を導く重要文書を発表した。

例えば、「農業を発展させる若干の問題に関する第11期3中総会の決定（草案）」は、82～84年の党中央の農村活動文書であり、それは農民が生産高連動家族請負制を確立するよう^(訳注)に誘導し同制度を全国の農村に徐々に推し広めた。同時期の政策は、農民による多角経営や「長距離運送・販売」、企業からの請け負い、企業の創設、また、労働者を雇用した経営等も認めている。農民の家族経営が「農村の基本的な経営制度」として確立されると、農家は次第に農業生産と市場経営の主体となった。農家家族請負経営制度の基本は、農家が農村集団の土

地を請け負い、農業生産・経営活動に従事することである。この段階において、人民公社が解体され郷級政府が設立された。

80年11月初めには、全国で農家生産請負制を実行する生産隊が15%を占めるようになった。83年1月、党中央は「当面の農村経済政策の若干の問題」と題する文書のなかで、農村改革初期の状況を概括し、「党の第11期3中総以降、我が国の農村には多くの重大な変化が生じた。そのなかで、最も深い影響を及ぼしたのは、多様な形式の農業生産責任制を広く実施し、生産高連動請負責任制がますます主要な形式となったことである。生産高連動請負責任制は統一経営と分散経営を結び付ける原則を採用しており、集団の優位性と個人の積極性が同時に発揮されるようになった。この制度を更に完備・発展させることにより、農業の社会主義協同化への具体的な道は一段と我が国の実情に合致したものになるであろう」と指摘した。83年末には1.75億の農家が農家生産請負制を実行するようになり、これは農家総数の94.5%を占める。

この段階において、経営体制の変革により、農村の生産能力が解放され、数億の農民の生産意欲が大いに引き出され、農業生産が急速に伸び、中国の食糧生産は78年の3億トンから80年代中期の4億トン前後へと増加し、長期にわたる食糧不足問題が解決された。工芸作物も大幅な伸びを示し、畜産業、水産業が同じペースで速やかな発展をみせ、市場供給が大いに改善された。この期間、農民の収入が大幅に増加し、農

民の1人当たり純収入は年平均15.1%の伸びを示し、広範な農民の衣食問題が速やかに解決された。農村の貧困人口は3分の1に減少し、大量の農業労働力が非農業産業へと移動を始めた。

農村改革がスタートしてから今日までの30年余りの間において、それぞれの異なる段階における中央政府の政策の基調からみると、農村の基本経営制度を安定・充実させ、農民と土地の関係を安定させることが終始強調されてきた。例えば政策規定の面で、中央は84年に農村の土地の請負期間を15年とすること（「第1次」請負）を明確にし、93年には土地の請負期間を更に30年延長すること（「第2次」請負）を打ち出した。

08年になると、現有の土地請負関係を維持・発展させるとともに、「長期間変えない」ことを明確に打ち出した。現在、「長期間変えない」政策を法制化しつつある。政策の説明面では、例えば党の第13期8中総は「農業・農村活動の一層の強化に関する党中央の決定」のなかで、「生産高連動家族請負を主とする責任制、統一と分散を結合した二重経営体制^(訳注2)を我が国の農村集団経済組織の基本制度として長期間安定させ、且つ更なる充実を図る」「こうした二重経営体制は統一と分散を結び付ける具体的な内容と形式において大きな柔軟性を持ち、それぞれの異なる水準の生産力を受け入れることができ、幅広い適応性とたくましい生命力を備えている。これは我が国農民の党の指導下における偉大な壮挙で、集団経済の自己完備・発展であり、決して衣食問題を

解決するための便宜上の措置ではなく、必ず長期間堅持しなければならず、いかなる躊躇と動揺もあってはならない」と明確に指摘した。

また、98年の第15期3中総は「農業・農村活動の若干の重大問題に関する党中央の決定」のなかで、「こうした経営方式は、手作業労働を主とする伝統的農業に適応するだけでなく、先進的な科学技術と生産手段を採用した近代的農業にも適応でき、幅広い適応性とたくましい生命力を備えており、長期間堅持しなければならぬ」と指摘した。農家家族請負経営制度により、広範な農民は一律に基本的就業と収入の保障が得られ、農家は次第に農業生産・経営の市場主体となった。当然のことながら、この過程では理論政策面で論争が終始存在し、実践のなかでの行き過ぎも時々発生した。例えば、農村幹部が農民の意思に反して農民の請負地を強制的に取り上げ、請負契約を勝手に変更すること等である。しかし、長年の探求を経て、法律と政策が次第に整備され、農家の家族経営を基礎とし、統一と分散を結合した二重経営体制は基本的に安定したものとなった。

(訳注1)「生産高連動家族請負制」とは、土地の所有権自体は村の集団所有という形式を維持しつつ、個々の農家に対しては農地の使用权を「請負権」という形で分割し、それぞれが自主的な経営を行うという形態を指す。当初は生産高に応じた税の徴収が行われていたが、2006年以降廃止されている。本稿では他に「農家家族請負経営制度」「農家生産請負制」「農業生産責任制」といった用語が使われているが、いずれも同一の制度を指すものである。

(訳注2)「二重経営体制」とは、農地の集団所有と、使用权（請負権）による個別農家の経営という

「二重」の体制を意味する。

2 中国の農業経営体制の変化を引き起こしたこの数年の要因

まず、実践の進展に伴い、農村の基本経営制度に対する認識が徐々に深まった。中央の政策面では、08年に開催された党第17期3中総の「農村改革・発展を推進する若干の重大問題に関する党中央の決定」に集中的に示されている。

同決定は「農村の基本経営制度を安定・完備させる。家族請負経営を基礎とし、統一と分散を結合した二重経営体制は社会主義市場経済体制に適応し、農業生産の特徴に合致した農村の基本経営制度で、党の農村政策の土台であり、いささかも揺らぐことなく堅持しなければならない。より十分な保証のある土地請負経営権を農民に与え、現有の土地請負関係は維持・安定させ、長期間変えてはならない」としている。

さらに「農業経営体制・仕組みの革新を推進し、農業経営方式の転換を加速させる」と明確に打ち出すとともに、「家族経営は先進的な科学技術と生産手段を採用する方向へ転換し、技術、資本等の生産要素の投入を増やし、集約化の水準を力強く向上させなければならない。統一経営は農家連合・協同を発展させ、多元化、多段階、多形式の経営サービス体系を作り上げる方向へ転換しなければならない」という「2つの転換」を実現することを提起した。また、

先頃閉幕した第18回党大会の活動報告では「農村の基本経営制度を堅持・充実させ、法に従って農民の土地請負経営権、宅地使用権、集団収益分配権を守り、集団の経済力を強大にし、農民專業合作社と株式合作を發展させ、集約化、専門化、組織化、社会化を結び付けた新しいタイプの農業経営体系を構築する」とまとめている。

実践のなかで、多様な形式の農業生産経営体制に対する探求はこれまで一度も停止したことがない。例えば、協同經濟が速やかな發展を遂げ、現時点において農民專業合作社は既に60万余りを数える。また、大規模農家、專業農家、株式合作農場、家族農場等の適度な規模の經營の發展も比較的速く、農業部の推定によれば、現在、2ha以上の土地を經營する農家は約880万戸（中国農村の1戸当たりの土地經營規模は0.47ha）となっている。このほか、多様な形式の農業産業化組織と各種タイプの社会化サービス組織も急速に發展している。

第2に、中国の農業生産条件と生産要素がこの10年間で大きく変化し、農業経営体制の探求を後押しした。

(1) 農業生産の基礎的条件の著しい改善と農産物の生産能力の若干の向上

過去10年（2つの5か年計画期間）で、農地の整理・再開墾・開發プロジェクトを通じ、耕地の数量が確保され、耕地の質が高まり、農業の総合生産能力が安定した。高収量・安定生産の基本農地1.6億ムー（1ムーは約6.67a）が完成し、整理後の土地生産

性は10～20%向上した。

また、農業水利への資金投入を増額し、この時期に中央財政が水利建設に充てた資金は5,427億元（約889億米ドル）となり、大型灌漑用水路30本、大型ダム（貯水容量1億m³以上）1,752か所が建設された。水利建設における地方の付帯資金も5,200億元（850億米ドル）に達し、これにより、03～10年の間に、中国の農地の有効灌漑面積は5,400万haから6,035万haへと増え、農作物の総播種面積に占める有効灌漑面積の割合は35.4%から37.6%へと上昇した。改革開放前の20年間に比べると、この期間の上昇は顕著である。

(2) 食糧生産における労働力使用の変化

中国は長い間、農村労働力の過剰により、多過ぎる労働の投入を利用して産出を増やしてきた。さらに比較的長い時期において、生産コストを計算せず、又は（労務費を）生産コストに算入することが少なかった。近年、工業化、都市化の進展に伴い、2.5億人の農村労働力が都市部と非農業産業に移転して就業し、現在、農民の1人当たり純収入のうち、その約42%は賃金所得となっている。農民の収入増加に伴い、農業の労働力使用のコストが著しく上昇している。労働力の需給関係の変化と賃金コストの上昇により、農業の労働力使用量も減少した。

國務院發展研究センター農村部の研究によれば、03～10年の間に、中国では粳米の労働力使用量が1ムー当たり13.1人日から7.8人日に低下し、小麦は1ムー当たり9人

第1表 主要農産物の1ムー当たり労働力使用量

(単位 日, ムー)

	食糧 3種	籾米	小麦	トウモロ コシ	大豆	油糧 2種	綿花
1990年	17.3	20.6	14.0	17.3	12.0	21.2	44.3
95	15.9	19.0	12.7	16.0	10.7	18.6	41.7
00	12.2	14.6	7.9	12.4	7.4	14.2	29.1
05	9.6	11.4	7.9	9.5	5.1	10.9	24.9
10	6.9	7.8	5.6	7.3	3.4	9.2	21.8

資料 『全国農産物収益資料集』(2007, 2011)から作成

(注) 1 ムー=6.67a

2 食糧3種は籾米, 小麦, トウモロコシ。

3 油糧2種は大豆とナタネ。

日から5.6人日に低下し、トウモロコシは11.3人日から7.3人日に低下した。主要工芸作物の労働力使用量も大幅に低下した。そのうち綿花の労働力使用量の低下が最も著しく、1 ムー当たりの労働力使用量は27.1人日から21.8人日に低下した。また、油糧作物の1 ムー当たり労働力使用量は12.7人日から9.2人日に低下した。当然のことながら、農業生産技術条件の改善に伴い、各種作物の1 ムー当たり労働力使用量は90年代後期から徐々に低下が始まっていたが、近年は農村労働力の純減と農村労働力の広域流動・就業の加速、及び農業生産要素の変化に伴い、食糧・綿花作物の1 ムー当たり労働力使用量が著しく低下している（第1表）。

(3) 農業用生産財の投入の変化

化学肥料、農薬、農業用フィルム等の農業資材の投入増加は継続して土地の生産性を高め、農産物の生産量を増やす主要要因となっていた。03年から10年までの間、中国の化学肥料、農薬、農業用フィルムの使用量は依然として増加傾向にあり、化学肥料は26.1%、農薬は32.7%、農業用フィルム

は36.5%の伸びを示した（第2表）。

しかし、投入の伸びは04年から若干鈍っており、例えば化学肥料の使用量は78～02年の間に年平均12%の伸びを示したが、02～10年には年平均3%増にペースダウンした。また、農薬使用量は91～02年の年平均5.2%増から02～10年の年平均3.7%増にペ

ースダウンし、農業用フィルム使用量は91～02年の年平均8%増から02～10年の年平均4.5%増にペースダウンした。

これらの事実は、まず農業資材の投入が増産に対して顕著な役割を果たしたことを物語っている。次に、技術が進歩したことを物語る。例えば土壌検定に基づく配合、

第2表 農業用化学肥料, 農業用フィルム及び農薬の使用量

(単位 万トン)

	化学肥料	農薬	農業用 プラスチック フィルム
1978年	884.0
80	1,269.4
85	1,775.8
90	2,590.3
91	2,805.1	76.5	64.3
92	2,930.2	79.9	78.1
93	3,151.9	84.5	70.7
94	3,317.9	97.9	88.7
95	3,593.7	108.7	91.5
96	3,827.9	114.1	105.6
97	3,980.7	119.5	116.2
98	4,083.7	123.2	120.7
99	4,124.3	132.2	125.9
2000	4,146.4	128.0	133.5
01	4,253.8	127.5	144.9
02	4,339.4	131.1	153.1
03	4,411.6	132.5	159.2
04	4,636.6	138.6	168.0
05	4,766.2	146.0	176.2
06	4,927.7	153.7	184.5
07	5,107.8	162.3	193.7
08	5,239.0	167.2	200.7
09	5,404.4	170.9	208.0
10	5,561.7	175.8	217.3

資料 『中国統計年鑑』(2011)『新中国農業60年統計資料』『農業統計年報』(2010)から作成

正確な使用量と比率に基づく施肥等の技術の応用により、一定の産出水準を維持する時、農業資材の使用量を減らすことができ、これは環境を保護するのに有益である。さらに農業生産財の価格が上昇を続けるという要因も存在しており、これにより、農家は農業資材の投入を減らした。

(4) 農業機械化水準の向上と農機投入の増加

改革開放の30年余りにおいて、中国の農業機械総動力は継続して高い伸びを続けてきた。78年から02年までの間に、農機総動力は1.17億kWから5.79億kWに増え、年平均6.9%の伸びを示した。また、10年末には9.28億kWに増え、11年末には約9.7億kWとなった(第3表)。

中国の主要農業機械の保有台数も高い伸びを続けている。03年から10年までの間に、水稲田植機の台数は400%の伸びを示した。また、大中型トラクタ及びその付帯農具の数量はそれぞれ300%増、261%増となり、コンバインと播種機の台数はそれぞれ174%増、61%増となった(第4表)。

農用機械保有台数の急速な増加に伴い、

第3表 全国の農用機械総動力

(単位 万kW)

	農用機械総動力
2003年	60,386.5
04	64,027.9
05	68,397.8
06	72,522.1
07	76,589.6
08	82,190.4
09	87,496.1
10	92,780.5

資料 『中国統計年鑑』(2011)から作成

農地の機械化水準も大幅に向上し、特に03年以降、農業機械の使用率が著しく向上した。03～11年の間に、中国の耕作・栽培・収穫の総合機械化水準は32.5%から54.5%に向上した。3大主要食糧のうち、小麦の耕作・栽培・収穫は機械化が全面的に実現され、トウモロコシ収穫の機械化水準は33%となり、水稲栽培の機械化水準は25%、収穫は同67.5%に達した。

上記の要素投入コストの変化により、中国の農産物のコストも上昇している。第5表は主要食糧3大品目(小麦・粳米・トウモロコシ)の平均コストの変化を示したものである。

データからわかるように、3大主要食糧の総コストは03年の377.03元/ムーから10年の672.67元/ムーに増加し、年平均8.6%の伸びを示した。総コストの構成のうち、物財・サービス費用は186.64元から312.49元に増加し、年平均7.6%の伸びとなったが、総コストに占める割合は49.5%から46.5%に低下した。また、労務費は137.66元から226.9元に増加し、年平均7.4%の伸びとなったが、総コストに占める割合は36.5%から33.7%に低下した。一方、土地コストは52.73元から133.28元に増加し、年平均14.2%の伸びを示した。これは過去数年で伸びが最も高く、総コストに占める割合も上昇傾向にあり、14.0%から19.8%に増加した。

上記の幾つかの要因の変化には農業労働力の減少、農業生産条件の改善、農業技術の応用・普及が影響している。農業機械使用の普及は、中国の農業が既に資本が労働

第4表 全国の主要農業機械保有台数

(単位 万台, セット, 両)

	2003年	04	05	06	07	08	09	10
大中型トラクタ	98.1	111.9	139.6	171.8	206.3	299.5	351.6	392.2
小型トラクタ	1,377.7	1,454.9	1,526.9	1,567.9	1,619.1	1,722.4	1,750.9	1,785.8
大中型トラクタ付帯農具	169.8	188.7	226.2	261.5	308.3	435.4	542.1	612.9
農用排水灌漑動力機械	1,601.2	1,675.4	1,752.7	1,866.5	1,926.1	2,034.9	2,085.7	…
コンバイン	36.2	40.7	47.7	56.8	63.2	74.4	85.5	99.2
播種機	299.3	327.3	364.7	393.6	424.2	482.1	…	…
水稲田植機	6.0	6.7	8.0	11.2	15.6	20.0	26.1	30.0
動力脱穀機	883.7	914.7	929.0	969.4	982.9	963.2	987.9	1,016.8
節水灌漑類機械	107.2	109.8	115.1	119.1	127.0	134.5	137.6	154.1
農用水ポンプ	1,575.6	1,646.2	1,727.3	1,840.5	1,910.5	1,979.2	2,040.6	2,108.8
農用運搬車	1,028.6	1,119.3	1,119.4	1,236.2	1,295.7	1,320.8	1,345.0	1,361.4

資料 『中国農業年鑑』(2001~2011)から作成

第5表 食糧3種の平均生産コストの状況

(単位 元, ムー)

	2003年	04	05	06	07	08	09	10
総コスト(a)	377.03	395.45	425.02	444.90	481.06	562.42	600.41	672.67
物財・サービス費用(b)	186.64	200.12	211.63	224.75	239.87	287.78	297.40	312.49
割合(b/a)	(49.5)	(50.6)	(49.8)	(50.5)	(49.9)	(51.2)	(49.5)	(46.5)
労務費(c)	137.66	141.26	151.37	151.90	159.55	175.02	188.39	226.90
割合(c/a)	(36.5)	(35.7)	(35.6)	(34.1)	(33.2)	(31.1)	(31.4)	(33.7)
土地コスト(d)	52.73	54.07	62.02	68.25	81.64	99.62	114.62	133.28
割合(d/a)	(14.0)	(13.7)	(14.6)	(15.3)	(17.0)	(17.7)	(19.1)	(19.8)

資料 第1表に同じ

(注) 食糧3種は粳米, 小麦, トウモロコシ。

に速やかに取って代わる段階に入ったことを示している。こうした大きな背景の下で、小規模農家の分散経営を改め、請負地の流通を通じた経営規模の適度な拡大といった新たな経営形式を探求するための客観的条件が作り出された。同時に、人口の、特に農村労働力の高齢化（サンプル調査によれば、中国の農村労働力の平均年齢は50歳）に伴い、各種形式の協同組織と社会化サービス組織が急速に発展しており、これも農村の基本経営制度の安定化を踏まえ、既に新たな農業経営体制・仕組みを探求・形成することが趨勢となったことを示している。

3 実地調査の結果に基づいて まとめた主要な革新形式

中国の農村における当面の農業経営体制とマイクロ組織の変化動向を研究するため、国務院発展研究センター農村部は12年、農村での一連の実地調査研究を進め、安徽省淮南、湖南省湘郷、上海市松江區等の農業生産条件と発展度合いがそれぞれ異なる幾つかの農村地区を選び、その経営体制・仕組みの探求について分析を行った。

(1) 「土地委託管理」形式

近年の農村経営形式の探求において、土

地委託管理が四川、河北、山東、安徽等の地方で次々と出現した。土地委託管理とは「農家が自発的に加入し、自由に脱退し、サービスを自己選択する」原則の下で、集団の土地所有制の性格を変えず、土地請負関係及び土地の用途を変えずに、委託管理サービス組織（通常は当村農民が設立した土地委託管理合作社）が栽培から管理に至る、技術サービスから物資供給サービスにまで、すなわち生産前・生産中・生産後の全過程におけるサービスを農家に提供することである。土地委託管理の実質は「農業生産の委託管理」であり、これは農業生産経営の専門サービスを農家に提供するものである。

土地委託管理合作社の多くは農家が結成したものであるが、その他、末端の購入販売合作社による発起・設立、農業技術者による発起・設立、例えば育種、植物保護等に従事する技術者の率先による組織化・設立、農民の中の農機専門戸による組織化・設立、リーディングカンパニーの率先による設立など多様な形式がある。委託管理組織は一般に合作社規約の規定に従い、専門の理事会と監事会を設け、その大部分が農機サービスチーム、農業技術サービスチーム、農業資材サービスチーム、労務サービスチーム、植物保護サービスチーム等の専門サービス陣を結成するとともに、生産経営専門家及び農業技術専門家をコンサルタントとして招請している。土地委託管理の発展に伴い、一部の地方はさらに県・郷・村3級に土地委託管理センター等の管理サービス機構を設置し、土地委託管理の管理

事務を集中的に処理している。

安徽省淮南市鳳台县土地委託管理合作社の状況からみると、土地委託管理は比較的柔軟な農業経営方式であり、それぞれの異なる段階の生産力発展水準の要求に適応でき、土地経営が分散し、農民の年齢が高く、農業技術の普及が難しく、食糧の栽培効率が低い等の問題を比較的うまく解決することができ、農民から広く歓迎されており、発展の見通しが明るい。例えば「半委託」型協力はメニュー式委託管理とも呼ばれる。季節的な出稼ぎ労働を行い、家族労働力が不足し又は技術に欠ける農家は、自身の実際の必要に従い自由意思によりサービス項目を選択することができ、委託管理組織がサービスを提供し、サービスが終了した後、農家が検収し、合作社と農民はサービス費用を精算する。また、委託管理範囲は全過程サービスでもよい。その場合は土地の全権管理を委託管理組織に委任し、委託管理組織が栽培から収穫に至る全過程のサービスを実行する。実地調査からみると、メニュー式委託管理のモデルは適応性が強く、そのうち播種、刈取り及び病虫害防除のサービスが農民から最も喜ばれている。

土地委託管理は本質的には社会化サービスの一種である。それは農業生産の各段階における統一経営のサービス機能を備えており、単独経営の農業生産サービスとするほか、生産型の協同経済組織、家族農場等の経営主体サービスとすることもできる。これは社会化サービスを導入することにより、家族請負経営を基礎とする統一と分散

を結合した新しい経営方式である。委託管理方式は比較的柔軟である。農家はある1つの段階を委託管理させることができ、また、全過程の委託管理でもよい。委託管理組織は全面委託の形式を通じ、大規模化、集約化、標準化した経営を行うことができ、また、社会化サービスを用い、各種の経営主体を率いて大規模な近代的農業生産を行うこともできる。

(2) 「家族農場」形式

最も典型的なのは上海市松江区農村の食糧家族農場である。上海松江区は工業化と都市化を既に実現した地区であり、11年における全区の産業3部門（第1次～第3次産業）の生産額（付加価値ベース）は934.17億元で、そのうち農業生産額（同）は8.08億元となり、構成比が0.9%まで低下した。また、農村労働力18.9万人のうち、農業に直接従事する農村労働力は5,572人しかおらず、農村労働力全体の2.9%を占めるにすぎない。しかし、食糧家族農場を発展させるその実践は非常に大きな可能性を秘めている。上海松江区の農家経営組織の目標は「適度な規模を備えた、自作農タイプの、食糧生産に従事する家族農場」を設立することである。松江区は07年下半期にその探求をスタートさせた時、家族農場を設立する条件として、まず農地の流通を区内で実現した。請負権は完全に農家のものであり、農家が村民委員会に委託して流通させた。土地の流通面積は25.1万ムー（約1.7万ha）で、これは全区の耕地総面積の99.4%を占める。

松江区は技能を持つ農業従事者の収入のバランスを図り、專業農家を育成する基礎的条件として、「適度な規模」を80～150ムー（5～10ha）とすることを決定した。すなわち農家の夫婦という2人の労働力に加え、農繁期に1人を雇えば引き受けることのできる労働量であり、これにより家族農場は食糧経営により、一般の出稼ぎ労働より高い収入を得られるようになった。08年、食糧家族農場の世帯数は708戸となり、その経営面積は11.5万ムーで、食糧田面積の70%を占めた。12年になると、食糧家族農場の世帯数は1,173戸に達し、経営面積が13.38万ムーに増え、食糧田面積の77.4%を占めた。農場世帯の家族経営収入が著しく伸び、08～11年の間に、松江区の家族農場の1戸当たり収入は7.45万元から10.1万元に増加した。

(3) 大規模栽培農家の速やかな発展

近年の政策は大きな食糧栽培農家、專業農家に一定の支援を与えている。安徽省の調査では、大規模栽培農家と專業合作社が既に各種農業の大規模経営主体の69%と21%を占めていることがわかった。例えば蕪湖地区の農家のうち、経営規模が500ムー（33ha）以上の大規模農家は66戸を数える。栽培・飼育業の大規模農家と專業合作社はそれぞれ大規模経営総面積の34.5%と42.1%を占める。

これらの経営者は農業栽培技術をマスターし、一定の資本力を備えている。湖南省湘郷の調査によると、大きな栽培農家の1

戸当たりの規模は一般に200ムー前後で、農家の経営規模が適度に拡大された後、その農業経営収入は一般の出稼ぎ労働より著しく高い。このため、彼らは農業経営に一段と自信を持つようになり、農業への投入も著しく増加した。適度な大規模経営は食糧栽培を行う農民を引きとめることができ、農業の吸引力と競争力も高まった。

(4) 農民專業合作社の新たな発展段階

近年、各地の農民專業合作社は速やかな発展を遂げ、また、多様な形式のサービス型合作社の発展には目覚ましいものがある。例えば先に述べた安徽省の土地委託管理合作社である。また上海松江区では家族農場の発展を促進するため、地元政府は農家が農機專業合作社を組織・設立し、全過程の機械化作業サービスを提供し、「大型機械の専門化、小型機械の家族化」という農機サービス方式を実行するのを支援している。松江区全区で農機作業サービス型の農機專業合作社が計30社設立され、水稻生産における土地耕作と刈取りの機械化を実現しており、農機專業合作社は既に松江区の全ての食糧田をカバーすることができる。機械化水準の向上により、農業の労働生産性が高まり、2～3人の労働力を持つ農家は自らの労働によって150ムー前後の農地を耕作することができ、適度な規模の家族農場経営を推し進めることが可能となった。

湖南省の農民專業合作社は90年代末期に始まったもので、07年の「農民專業合作社法」公布後、農民專業合作社の発展速度が

著しく速まった。湖南省全省の農民專業合作社は07年の3,193社から11年末の10,289社へと増え、全省の農家総数に占める合作社メンバーの割合も4%から11.2%に増えた。12年6月末現在、全省の農民專業合作社は累計で11,910社、メンバーは161.1万人(戸)となり、農家総数の11.6%を占める。しかも農民專業合作社の設立主体は既に多元化されており、大きな栽培・飼育農家及び村幹部、郷・鎮の農業関連技術ステーション(所)、リーディングカンパニーが設立する農民專業合作社のほか、帰郷した起業農民と大学・高等専門学校卒業生が先頭に立って創設する合作社がますます増えている。現在、湖南省で合作社に参画する大学生は既に1,260人余りを数える。

11年末現在、安徽省では農民專業合作社が26,600社に増え、これは05年の6.7倍となる。そのうち「農民專業合作社法」実施後に工商部門に登録登録した農民專業合作社は24,000社を数える。合作社組織の規模は絶えず拡大しており、実際のメンバー数は260万人(戸)に達する。農民合作社の設立主体のうち、農民による設立が72.7%を占め、村組織幹部が14%、農業企業が5.6%、末端の購買販売合作社が4.7%、農業技術普及機構が3%を占める。農民の專業合作分野も次第に広がりを見せており、栽培業合作社の占める割合が最も高く、45.2%となる。その他、飼育・繁殖業合作社が33.6%、農業技術サービス合作社が2.7%、農機サービス合作社が6.3%を占め、土地流通合作社は1.9%を占める。

(5) 農業の社会化サービス体系の順次形成

全国の郷級政府に公益性の農業技術サービス機構を再建（09～12年）したほか、近年、各種タイプの社会化サービス組織が各地の農村に出現しており、上海松江区では食糧家族農場の生産サービス需要を巡り、生産前・生産中・生産後の社会化サービス体系を拠り所とする枠組みが形作られた。

例えば、農機サービスに関しては松江区全区の農機社会化サービス体系が既に作り上げられ、農機專業合作社を主体として、家族農場とサービス取り決めを結び、注文式作業サービスを実施している。また、農業資材供給サービスでは農業資材スーパーチェーン店を設立し、種子、農薬、肥料等の農業資材を家族農場に直接配送している。さらに農業技術サービスがある。区農業技術センター、鎮農業技術サービスセンターが種子技術サービスを家族農場に提供しており、高収量・優良水稻の新品種を普及させ、品種の特性及び栽培管理要点を説明するほか、植物保護技術サービスを提供し、予防・駆除の指導を行う。

我々は、安徽省を調査した際、この数年来、農業生産の生産前・生産中・生産後のカギとなる段階を軸にサービスが繰り広げられていることを知った。例えば、公益性のある農業科学技術普及サービスは安徽省全省の県・郷両級に計2,986の農業技術普及機構があり、517か所の苗生育状況監視測定ポイントが設置されている。全省の7,000人余りの農業技術者は「請負村の連絡農家」

という方式を採用し、10万余りの科学技術モデル農家を確立した。また、農業機械化作業サービスがあり、11年末現在、登記登録された全省の農機專業合作社は1,283組合を数え、10年に比べ46%増加した。農機合作社のサービスは耕作、栽培、収穫、植物保護、灌漑及び熱気乾燥等の各段階をカバーしている。その他、農作物の重大な病虫害に対する統一予防・統一駆除のサービスを推し進めており、安徽省全省に7,212の専門的な統一予防・駆除組織が設立されている。

4 農村経営制度における変化の動き

(1) 農民の土地請負権を保証した上での適度な大規模化

中央の政策は、農村の基本経営制度をいささかも揺らぐことなく堅持し、すなわち農民の土地請負関係を長期間安定させ、農家の家族経営を基礎として、多段階の多様な形式の協力を発展させ、社会化されたサービスを農家の家族経営のために提供することを堅持しなければならないと繰り返し明確に提起している。この数年来、この問題における共通認識が次第に深まった。「人口が多くて土地が少ない」「農家の土地経営規模が最も小さい国の1つである」という中国の国情を短期間に改めることは不可能であるとますます多くの人が認識しており、彼らはまた、世界各国の農業の発展、特に農業の近代化を既に実現した各国の実践か

ら、家族経営は最も普遍的な農業経営形式であり、それは手作業労働を主とする伝統的農業に適応するだけでなく、先進的な科学技術と生産手段を採用した近代的農業にも適応できることを見て取った。

この数年来、我々が農村を調査した結果、農村末端幹部は農業の適度な大規模経営を支持・推進し、合作社、株式合作、農業産業化等の形式の経営方式を発展させてきたが、その際、農民の土地請負権に「手出ししない」よう注意を払っており、農地の流通を促進するなかで、土地を流出させた農家はいずれも安定した「地代」収益が得られると感じていることが確認できた。

(2) 都市化の進展による土地請負権と経営権の分離と規模拡大

工業化と都市化の推進により、農家の土地請負権と経営権は分離が続く状況を呈しており、これは農業経営体制・仕組みの革新を進めるための基本的条件である。

例えば、我々が調査した安徽省は典型的な農村労働力流出大省である。2000年～10年の10年間で、安徽省の農村居住人口は4,321万人から3,391万人に減少した。農業労働力が移動する大きな背景の下で、農村の人口と労働力配置には顕著な変化が起き、農家の土地請負権と経営権の事実上の分離をもたらした。出稼ぎ労働を長年行っている農民は引き続き請負権を持つが、彼らはもはや土地を経営せず、その経営権は他の人に移転してしまった。農家の請負権を保障し、経営権を分離することは農業の適度

な大規模経営を実現する基本的条件であり、制度的要求でもある。このため、関連の政策・法律を引き続き整備し、土地請負権と土地経営権が法に従って分離できるようにすると同時に、土地経営権は土地請負権から派生した土地の権利であり、土地請負権と経営権に対して法に基づく同等の保護を行うことを明確にする必要がある。

(3) 農外収入増と財政補助による規模拡大

土地の適度な大規模経営を実現する必要がある。先に述べたように、中国は農地の経営規模が最も小さい国の一つであり、小規模・分散経営の限界性が際立ち、資本、技術の投入が不足し、投資利益率が非常に低い。その上、規模が小さく、労働生産性が低く、農産物コストが高いため、農業に従事する農民の収入も低い。従って、農家の経営規模を適切に拡大することを奨励・支援する必要がある。農村労働力の非農業化に伴い、農民の純収入に占める農業の家族経営収入の割合は徐々に下がっている。

現在、中国農民の1人当たり純収入のうち、その42%は非農業就業による収入であり、こうした変化は農家が経営規模を適切に拡大するための経済面での可能性を提供するものだ。安徽省は05年以降、100ムー以上の水稻を栽培する大規模農家9,500戸を助成しており、総耕地面積の約15%を占める880万ムーの耕地を流通させた。食糧栽培による1戸当たりの経営収入は10～20万円に達する。複数地区での農村調査が示す

ように、大量の農業労働力が移動し、農民の収入が非農業収入にますます依存する状況の下、純農業従事者の収入を引き上げ、その収入が非農業経営に従事する農民の収入を上回るようにして初めて、農業は新たな魅力を備え、農民は農業経営を生業とするようになる。農業と非農業の経営収入のバランスを図らなければならないが、1戸当たりの規模が小さすぎる農地の占有と経営構造の下、各級政府の財政補助金に依拠するだけでこれを実現することは難しい。適切な措置を講じ、土地の適度な大規模経営を推し進めて初めて、農業従事者の収入を増やし、農業経営者を安定させ、近代的農業の発展を後押しすることができる。

(4) 合作社と社会化サービス組織による農村経営体制

農業経営制度革新の実現形式を引き続き見ていきたい。複数地区での農村調査が示すように、工業化と都市化の急速な進展、農業労働力の大量移動、農村人口の減少に伴い、各地の農村は政府が都市と農村の発展を統一的に考える道筋に従い、農業近代化と農村建設を力強く推進する大きな背景の下、現段階の発展要請に適う農業経営体制を積極的に探求している。

各地の農村調査が示すように、土地委託管理合作社、家族農場、農民合作社及び各種形式の社会化サービス組織面での実践により、中国は農村の基本経営制度を安定させることを前提に、新たな農業経営制度を作り上げる可能性がある。例えば複数の省

の伝統的な農村地区に出現した「土地委託管理合作組織」は当該の農民合作社に依拠し、選択可能な農業生産経営の有償サービスを農家に提供しており、その方法は柔軟で、持続可能性を備え、農家に広く歓迎されている。また、上海市松江区に代表される食糧家族農場は大きな発展の可能性を秘めている。彼らは適度な規模（5～10ha）を選択し、農民の就業、食糧栽培による収益、農家の経営リスク及び政府の適度な補助といった各種要因を同時に考慮しており、家族が自ら耕し、農繁期に労働者を雇う生産経営方式にとっても有利である。これは労働者を雇う農場の監督問題を回避するのに有利であるだけでなく、入念な手入れを必要とする農業生産の特徴にも適合する。現在、長江デルタ、珠江デルタ及び都市郊外部にみられる合作農場、株式合作農場と家族農場は似通った所があり、適度な規模の家族農場は我が国が近代的農業を発展させ、農業の土地生産性、労働生産性、資源利用率を高めるのに有効な経営組織であるのかもしれない。

農民合作社の出現、各種形式の社会化サービス組織の発展は、新しいタイプの農業経営体制を探求する重要な一環であり、また、政策の重点支援を必要とする対象でもある。

農村での実地調査研究の結果が示すように、今回の合作社の急速な発展においてカギとなるのは、合作に対する農家の内在的需要が後押しした結果であるということである。合作社の発展に対する政策の提唱と

支援は、農民と農業を情勢に応じて有利に導く役割を果たした。第1に、農業労働コストの上昇により、機械の投入が増えており、農民は農機合作社を通じ、機械の十分な利用という問題を解決することができる。第2に、農民が合作社を結成すれば、生産財の購入量と農産物の販売量が一段と増え、価格交渉面の能力が強まる。第3に、農民が合作社を結成すれば、農業生産の各段階において「統一」能力が増し、規模の効果が高まる。第4に、農民が合作社を結成すれば、農家間の互助・協同能力が向上する。このため、農業合作制度を強化・規範化し、法に従って農民專業合作社を立派に運営し、農家家族経営制度の生命力を保つ必要がある。

また、調査結果が示すように、多元化・多形式・多段階の、社会化された農業生産経営サービス体系を築き、各種形式の農業生産経営主体のために生産前・生産中・生産後のサービスを提供し、「二重経営」の優位性を生かして、農家の家族経営を力強く支援すれば、活力のある農村経営体制が形成されることになる。

<参考文献>

- ・韓俊ほか(2012)『中国農村改革(2002~2012)』(國務院發展研究中心農村部)上海遠東出版社
- ・胡錦濤(2012)「中国共産党第18回全国代表大会における報告」11月
- ・國務院發展研究中心農村部課題グループ(2011)「我が国の主要農産物の生産量の伸びと決定要因に関する研究報告」
- ・国家统计局(1989)「奮起して前進した40年」中国統計出版社
- ・徐小青ほか國務院發展研究中心農村部課題グループ(2012)「農村経営制度・組織の調査研究報告」
- ・第13期8中総会(1991)「農業・農村活動の一層の強化に関する党中央の決定」11月
- ・第15期3中総会(1998)「農業・農村活動の若干の重大問題に関する党中央の決定」10月
- ・第17期3中総会(2008)「農村改革・発展を推進する若干の重大問題に関する党中央の決定」10月
- ・中共中央文献研究室・國務院發展研究中心編(1992)『新しい時代における農業・農村活動の重要文献選編』中央文献出版社

(シュイ シャオチン)

<本稿は、中国語による論文を農林中金総合研究所の責任において日本語に翻訳・編集したものである。>



中国農民專業合作社の発展の現状・問題 と今後の展望

苑 鵬 (Yuan Peng)

〈中国社会科学院 農村發展研究所 研究員〉

〔要 旨〕

- 1 21世紀に入ってから、中国の農民專業合作社を發展させるための政策・法律環境は日増しに好ましい方向に進み、農民專業合作社は加速度的な發展の状況を呈し、これは中国の農業經營組織体制刷新の新たな注目点となっている。
- 2 しかし、農民專業合作社は一様に經營規模が小さく、經營能力が弱く、リスク負担能力が劣る。本稿は、農産物加工企業、農業資材供給業者及び農産物取次販売業者を代表とする非農業生産者と農産物生産者が共同で結成する、中国の特色を備えた合作社を重点的に分析し、その発生要因及びその制度プランの特徴に検討を加える。その結果判明したことは、この種の合作社は中国の農民專業合作社の主流形式であり、農民組合員は加入した後、農業經營収入が増加し、又は生産コストが低下するが、農民は合作社のなかで発言権を持たず、意思表示には実力行使しかなく、協同組合の基本原則を実行に移すことが難しいことである。
- 3 本稿は同時に、主流形態の農民專業合作社の組織的性格に変化が起き、合作社は中小の資本家又は商業者が主導し、農家という生産經營者が参画することで、「所有者－業務関連者」が同一のメンバー連盟となり、双方の関係は以前のゼロサムゲームから非ゼロサムゲームに向かいつつあると指摘する。こうした変化は、現在の中国が置かれている社会・經濟環境に対するプラグマティズムの回答である。
- 4 本稿はさらに、中国の農民專業合作社の革新の動きを紹介する。1つ目は合作社を媒体とする土地流通方式であり、これには合作社の統一的な自己經營、又は下請經營、リース經營又は企業との共同出資經營が含まれる。2つ目は農民專業合作社連合体の發展、すなわち市場交渉力を高め、規模の經濟を実現させ、垂直的な一体化經營を促し、同業者メンバー間の不毛な競争を防止する面で果たすその役割である。
- 5 本稿は最後に、中国の農民協同經濟組織の将来の發展を展望し、次のような見方を示す。業縁を絆とする農民專業合作社は、今後農村協同組織の主流形式となるであろう。それは近代的農業づくりと市場競争環境の内在的要求に順応しており、且つ政策・法律環境もその發展にとって非常に有利なものである。一方、地縁を絆とする、伝統的なコミュニティ型協同經濟組織は組織の存立基盤と内在的原動力を欠いている。協同經濟組織としての機能を十分に果たせない場合は農民專業合作社の将来の發展には公司化、株式化の方向に向かって進む傾向が存在することになる。

目次

- 1 中国農民專業合作社の発展概況
- 2 中国の特色ある農民專業合作社制度プランの特徴
 - (1) 中国の農民專業合作社の2つの大きな基本タイプ
 - (2) サービス提供者と利用者が共同で結成する合作社の発生原因及びその内部統治の特徴
 - (3) 中国の特色ある合作社制度プランの異変
- 3 農民專業合作社の革新の動き
 - (1) 合作社を媒体とする土地流通
 - (2) 農民專業合作社連合体の発展
- 4 将来の展望：農民專業合作社は農村協同組織の主流形式となるであろう

1 中国農民專業合作社の発展概況

21世紀初頭に入り、中国の農家は国内市場と国際市場の2つの競争圧力に直面し、農民の収入の伸びが鈍っており、これは「三農（農業、農村、農民）」問題の重点中の重点となっている。農家の市場競争環境を改善し、農民の収入を増やすため、中国政府の農業政策は「多く与え、少なく取り、自由化・活性化させる」方向に転じ、農民が連合して専門協同経済組織を発展させることを積極的に支援してきた。

2003年7月1日から実施している「農業法」は、①国は農民が家族請負経営を基礎に各種の専門協同経済組織を自発的に結成するのを奨励する、②国は農民の専門協同経済組織が農業の産業化経営、農産物の流通と加工及び農業技術の普及等に参画するのを奨励・支援する、と明確に打ち出した。04年以降の各年の中央1号文書はいずれも農民の専門協同経済組織、特に農民專業合

作社の発展を支持しなければならないと提起している。07年7月「農民專業合作社法」が正式に実施された。

11年末の時点において、国内の16省（自治区・直轄市）が專業合作社の地方法規を制定し、30省（自治区・直轄市）が專業合作社の発展を支援する政策文書を発表している。国家發展改革委員会、財政部、商務部、国家工商行政管理総局、国家稅務総局、中国銀行業監督管理委員会も具体的な政策を定め、プロジェクト支援、財政補助・奨励、登録登記、租稅優遇及び金融助成等の多くの面で農民專業合作社の発展を促している。11年において農民專業合作社を助成するための中央財政資金は10億元を超え、1級行政区の財政資金は32.4億元に達した。

中央と地方政府が農民專業合作社に対する助成の度合いを日増しに強めるのに伴い、中国の農村協同事業の発展は高速成長の軌道に入り、農民專業合作社を代表とする農民の協同経済組織は加速的発展の状況を呈しており、これは中国の農業経営組織体制刷新の新たな注目点となっている。こ

これらの具体的な現象は次の通りとなっている。

第1に、発展速度が速まり、カバー範囲が拡大した。「農民專業合作社法」を公布して以来、農民專業合作社は「油井噴出式」の発展がみられ、毎月「1万の組合」が新たに増えるというペースで発展している。国家工商総局の大まかな統計によると、12年6月末現在、商工登記した農民專業合作社は全国で60万組合を超え（第1表）、その登録資本は0.91兆元に達し、11年末に比べてそれぞれ15.0%、25.1%の伸びを示した。農業部は合作社に実際に加入した組合員は4,600万戸を超えると推定しており、これは全国の農家総数の18.6%を占め、平均してほぼ全ての行政村がカバーされたことになる。

第2は、産業分布が広範囲にわたることである。農業部の大まかな統計によれば、農民專業合作社の発展は栽培業、飼育・繁殖業を主としており、それぞれ全体の44%、29%^(注1)を占め、食糧・綿花・油糧作物、肉・卵・ミルク、果物・野菜・茶等の主要農産物の生産をカバーしている。さらに農業機械・植物保護サービス業、農産物の一次加工業及び農村の伝統的な手工業、レジ

第1表 中国の農民專業合作社の発展概況

(単位 千組合、兆元)

	組合数	登録資本
2008年	110.9	0.09
09	246.4	0.25
10	379.1	0.45
11	521.7	0.72
12.6月	600.1	0.91

資料 国家工商総局ウェブサイト(12年11月)から作成

ャー観光業など多くの分野に次第に広がりを見せている。

第3はサービス内容の総合化である。農業部の大まかな統計によれば、11年末現在、48.9%の專業合作社が生産・加工・販売の一体化サービスを組合員に提供しており、また、專業合作社は計11.1万の加工企業を開設し、都市コミュニティーに2.6万の直売所を設けた。專業合作社が統一的に購入した農業投入品の総額は2,028億元に達し、統一的に販売した組合員の農産物総額は9,520億元となり、10年に比べてそれぞれ49.4%、66.7%^(注2)の伸びを示した。現在、農民專業合作社は単一の農業資材購入サービス、技術サービス等を組合員に提供することから生産前・生産中・生産後の総合的な機能を提供する方向へと発展しつつある。

第4に、近代的農業を築き、農民の収入を増やす重要な勢力となり始めた。新しいタイプの農業経営主体を創造し、標準化、専門化、集約化、履歴管理化した生産及びブランド化経営を実行する過程で、農民專業合作社は重要な媒体となる。農業部のデータによれば、11年末現在、全国で既に2.6万の農民專業合作社が製品品質のトレーサビリティを実現させ、3.1万の農民專業合作社が無公害、自然、有機等の製品品質認証を取得し、1,532の組合が農産物の地理的表示の認証を得た。また、4.6万の合作社の製品が商標登録された。合作社に加入した農家の収入は一様に他の農家より20%以上高い^(注3)。

第5に、農村社会管理メカニズムの革新

に参画した。農民專業合作社が農村に徐々に普及するのに伴い、その政治的機能が政府から重視されるようになった。中国共産党の第17期第3回総会は、「農村の党末端組織の設置形式を刷新し、農村コミュニティ、農民專業合作社、専門協会及び産業チェーンにおいて党組織を確立するとの方法を推し広める」ことを打ち出した。農業部の統計によれば、12年までに、全国の約1.6万の農民專業合作社内部に党組織が設立され、農村末端の党建設活動を強化する方法の一つとなった。

しかし、全体の水準からみるなら、中国の農民專業合作社はまだスタート段階にあり、経営規模が小さく、経営能力が弱く、リスク負担能力が劣るといった問題が一般に存在している。組合に加入する農家の割合が低く、農民が合作社を通じて販売する農産物、購入する農業資材等の市場シェアは低く、大部分の合作社は零細企業の部類に属しており、近代的農業づくりに真に参画することは難しい。しかも、協同組織内部の運営が規範的なものでなく、多くの合作社は登記登録を行うだけで、経営活動を行っておらず、すなわち実体のない合作社(注4)となっている。また、経営能力が相対的に高い合作社のなかで、協同原則が効果的に貫かれておらず、協同制の原則と公司（会社）制の原則が混じり合ったものとなっている。農民專業合作社のガバナンス（統治）構造は民主的にコントロールする意思決定の仕組みが形成されておらず、剰余金に応じて返還する収益分配の仕組みが確立され

ていない。少なからぬ協同組織が発起人に支配されており、一般の農民組合員の参画度が低く、一般組合員と組織の間には利益を分かち合い、リスクを同じように負担するインセンティブと制約のメカニズムが確立されていない。さらには「公司+農家」の看板をすげ替えたにすぎない農民專業合作社さえみられる。本稿の2では中国の特色ある合作社制度プランを重点的に論じ、3では中国における農民專業合作社の現在の発展・革新の動きを紹介し、最後の部分で農民合作社の将来の発展を展望することとする。

（注1）「全国農民專業合作社經驗交流會議における陳曉華次官の演説」, www.moa.gov.cn

（注2）（注1）に同じ

（注3）（注1）に同じ

（注4）筆者が内蒙古と北京郊外を調査研究した際、合作社事務担当の政府部門指導者はいずれも、我々の調査研究によれば、当地の3分の1の合作社は登録登記を行っただけで、その後、活動は行っていないと表明した。

2 中国の特色ある農民專業合作社制度プランの特徴

農民專業合作社の数量的規模が急速に拡大するのに伴い、学术界及び社会各部門の論争も日増しに激しくなった。論争の焦点は、既に登録登記されたこれらの合法的な合作社のなかで、法律に定める条項に従って運営されているものはどれくらいあるのか、また、国の財政助成、租税優遇を不正に手に入れるための「偽の合作社」又は「実体のない合作社」はどれくらいあるのかにあった。ある学者は、約80%以上の合

作社は有名無実であり、行政上の成績を上げる必要から、又はそこから利益をむさぼるために設けられたものだとの考えを示し^(注5)た。一方、別の学者はこれに真っ向から反論し、偽りの合作社が氾濫していると考え、言論は大袈裟であり、実態に合わない指摘した。合作社は法律に従って登記されている限り、本物と偽物の区別はない。規範的かそうでないかの違いがあるだけだ。抽象的な概念を用いて合作社の実践に枠をはめてはならず、カギは農民が恩恵を受けることだ^(注6)。多くの学者が制度経済学の理論を用い、こうした現象について解釈を加えようと試みた(黄祖輝・徐旭初(2006)、林堅・馬彦麗(2006)、馬彦麗(2007)、黄勝忠・徐旭初(2008)、崔宝玉・李晓明(2008)、苑鵬(2008)、張曉山(2009)、M. Fulton・Zhao jun(2009)、仝志輝・樓棟(2010)、張穎・任大鵬(2010))。

学術界でこうした大きな論争が生じ関心を集めたのは、中国の特色ある合作社制度プランの法律規定に大きく関係しているからである。国際協同組合同盟(ICA)の7項目の基本原則に従う典型的な協同組合と比較すると、中国の「農民專業合作社法」の一大飛躍の要因は、メンバー構成員が同一市場的地位を備えたり、同一生産経営活動に従事する同業者の連合にもはや限定されないことである。これを基礎に、同一農産物の産業チェーンにある、川上・川下業務の関連を持つ関係利益集団が共に連合し、合作社を結成することも認められている^(注7)。例えば農業資材供給業者、農機・農業技術

サービス業者と農家、及び、農産物の取次販売業者、加工業者と農家の連合等である。すなわち農民專業合作社はサービス利用者又はサービス提供者の同質者の組織であるだけでなく、サービス利用者とサービス提供者が共に連合する異質者の組織でもある。ある意味では、これは中国の農民專業合作社の発展の現状に対する実用主義的な回答となる。しかし、これに伴い、競争関係の存在する取引双方が利益共同体を形成できるのかという問題が生じた。

(注5)「8割の農民專業合作社は『実体がない』と指摘される、農業部がハードルを設けてモデル合作社を推進」中国合作經濟学会会報、2010年第6期。

(注6)韓俊「農民が恩恵を受けるか否かを農村制度づくりの成否を評価判断するカギとする」中国合作經濟学会会報、2010年第1期。

(注7)「農民專業合作社法」第2条は、「農民專業合作社は農村の家族請負経営を基礎に、同類農産物の生産経営者又は同類農業生産経営サービスの提供者、利用者が自由意思により連合し、民主的管理を行う互助的な經濟組織である」と規定している。同法第14条は又、「民事上の行為能力を備える公民及び、農民專業合作社の業務に直接関係する生産経営活動に従事する企業、事業体又は社会団体は、農民專業合作社が提供するサービスを利用することができ、農民專業合作社の規約を承認・順守し、規約に定める加入手続きを履行する者は、農民專業合作社のメンバーとなることができる。但し、公共管理事務の職能を有する単位は農民專業合作社に加入してはならない」と規定している。

(1) 中国の農民專業合作社の2つの大きな基本タイプ

中国の農民專業合作社は特異性が非常に強い經濟組織であり、農民專業合作社の稅務登記からその一端をうかがい知ることができる。「農民專業合作社法」の規定に従い、農民專業合作社は工商部門に登録して

法人資格を得る。筆者が中国の各省・市の調査研究のなかで過去5年に集めた資料によれば、現在、農民專業合作社が既に取得し、工商部門から認定された登記登録タイプには集團企業、株式合作企業、有限責任公司、個人パートナーシップ、私営パートナーシップ企業及びその他の企業、さらには社会団体、その他組織等多くのタイプが含まれる^(注8)。それは1つの側面から農民專業合作社の特異性の特徴を示しており、これには財産権制度、ガバナンス構造、所有者責任制度等が含まれる。

現実における中国の農民專業合作社は所有者メンバー構成の特徴に従い、以下の2つの大きな基本タイプに区分することができる。すなわち農産物の生産者と利用者が結成する合作社、及び農産物生産者と非農産物生産者が共同で結成する合作社である。後者は農産物加工企業、農業資材供給業者及び農産物取次販売業者等が先頭に立って開設する合作社を典型的な代表とする。前者はICAの7項目の基本原則に合致する、国際基準に合わせた合作社である。後者は中国の特色ある協同組合とすることができる。なぜなら、それはその他の国々の農業協同組合の構成員制度と異なり、非農業生産者が正式なメンバーとなることができるからである。中国の農村のなかに大量に存在する典型的な代表性を備えた合作社は第2類の合作社であり、これは最も大きな論争を引き起こした合作社のタイプでもある。それらに共通する特徴は、合作社の発起人が農業生産経営者でなく、小農生

産経営者の業務と緊密な関係を持ち、生産前・生産中・生産後の多くの段階、又は1つの段階のサービスを提供するサービス提供者であることである。若しくは発起人が農業経営者で、農業生産活動に従事しているが、彼らは同時に農産物経営活動にも従事し、且つ後者を中心としており、合作社のなかで演じる役割は農産物生産者へのサービス供給業者となる。

(注8) 関係法律に従い、工商行政管理部門は企業、各種営利団体、個人商工業者の登記登録に責任を負う。企業(団体)の登記登録タイプは国内資本、香港・マカオ・台湾投資、外国投資の3分類に分かれる。そのうち、国内資本は国有、集團、株式合作、連合經營、有限責任公司、株式有限公司、私営及びその他の国内資本企業等を含む。個人商工業者の登記登録タイプは個人経営者と個人パートナーシップである。

(2) サービス提供者と利用者が共同で結成する合作社の発生原因及びその内部統治の特徴

非農産物生産者のサービス提供者が先頭に立って開設する合作社は、その身分的地位に従い、3種類のタイプに分けることができる。第1のタイプは農産物加工企業を代表とする実業資本家と農家が結成する合作社である。彼らは通常、公司+農家を基礎に発展したもので、公司+合作社+農家の新たなモデルを作り上げ、合作社の財産権という絆を通じ、公司与農家の連結メカニズムを強化すると同時に、より多くの政府の財政補助、租税優遇等の資源を得ることができる。

この種の公司(会社)に共通する特徴は、農産物原料が公司のコア競争力にとって非

常に重要なことであり、これは単純な市場取引を通じて得ることのできないものである。この種の会社が先頭に立って合作社を開設する基本的特徴は、会社が合作社の組織方式に従い、農家と垂直的供給の長期契約を結ぶことである。合作社の本質は会社の原料基地、第一生産作業場である。製品の品種、規格、規模、納期及び引渡し価格を含め、合作社は会社から伝達された生産計画に従って生産を行う。

一方、会社は品種選択、生産技術、運転資金、製品回収及び生産関連のインフラ改善等の多方面にわたるサービスを提供する。会社は合作社の意思決定をコントロールするとともに、製品市場、生産管理、投入品購入、販売等の各段階の経営リスク及び経営農家の収益水準を引き受けることになる。実質上、こうしたモデルは「会社＋農家」制度の完備であり、会社と農家の関係は本質的には労務アウトソーシング（外部委託）関係となる。

しかし、このモデルを採用できるようにするには、会社にとっても農家にとっても一定のハードルが存在する。会社の側からみると、技術サービス陣、生産投入品の運転資金を含め、比較的高い前期投入を行う必要がある。このため、この種の会社は通常、製品の付加価値が相対的に高い有効競争状態の産業に存在しており、例えば特色ある農産物の生産がそれに当たる。且つ会社の経営能力が比較的高く、自己ブランドを持つ。例えば農業産業化のリーディングカンパニーである。農家の側からみると、

通常は大規模専業農家であり、技術、資本に対する会社の最低限の要求を満たすことができ、且つ生産が安定している必要がある。

このタイプのなかにはさらに特殊な状況があり、政府の政策誘導の下で、商工資本が農業分野に進出し、先頭に立って合作社を開設する。彼らの動機の多くは農村の土地に目を付け、国の農業産業助成プロジェクトと合作社優遇政策に目を付けたものである。一方、自由意思により合作社に加入する農民は商工資本との協力を通じ、自身の農地の価値を高め、家族労働力に賃金性就業の機会を得させることを期待している。商工資本が農民のこの2つの面の利益を基本的に満たし、農民の経済的福利を改善するなら、合作社は安定して持続的に発展することができる。

第2のタイプは商業者（企業）と農家が結成する合作社であり、商業者は農産物販売業者（仲介人、代理人、取次販売業者、卸売業者）、農業資材供給業者（購入販売合作社、個人経営者）、技術普及サービス業者（農業技術普及ステーション、農業技術者、個人経営者）を含む。この種の商業者は通常、中小の経営規模であり、企業ライフサイクルの成長期にあり、経営拡大のなかで激しい同業者間の競争に直面している。このため、合作社を通じて農家という顧客群を育成し、市場シェアを安定・拡大することは、その発展を図るための戦略的選択となった。

第2のタイプにおいては、合作社は本質的にはマーケティング戦略の応用である。

近代的農業生産の複雑性により農民は営業販売活動に関心を寄せる精力と時間がなく、農民の営業販売経験は生産経験より著しく少ない。もし農民が自ら営業販売活動に従事するなら、少量の産品を販売することしかできない。もしサービス業者が農業資材・技術を農民に提供すると同時に、農民が農産物を売のを助けることができるなら、この業者はその顧客に全面的なサービスを提供し、農民消費者の需要を満ち、農民顧客コストを低下させるだけでなく、その自家生産した産品に特別の販売付加価値を直接もたらすことになる。サービス業者の投入の見返りとして、農民はサービス業者の一層忠実な顧客となり、且つ自らのモデル効果を通じ、周辺のより多くの農家が参加するよう導くであろう。

一方、サービス業者も農産物の営業販売面で新たなルートを開けば、自身の経営範囲を一段と拡大し、農業生産経営の実体経済のなかに直接割り込み、自らの経営的地位を一段と固めることになる。また、農業資材（技術）サービス業者は農民との関係において、新しいタイプの営業販売戦略手段を最初に用いるサービス業者となり、先頭に立って農民專業合作社を開設することを通じ、合作社の産品代理業者という新たな役割を演じ、経営範囲を拡大することになる。このため、この種の合作社は通常、農家に対し、農民の農業資材購入又は産品販売は（組合が）個人経営に勝ることを保証すると約束するものである。彼らと農民の間の経済関係は本質的には2つの市場取

引主体間の売買関係であり、利益共同体ではない。農民は商業者の顧客であるが、合作社のなかで、農民は発言権を持たず、実力行使の道しかなく、民主的意思決定の原則と取引額に応じて返還する原則は実行に移すことが難しい。

第3のタイプは村集団が農民を率いて結成した合作社である。村書記又は村長の個人的身分も農民であり、且つ経営に成功した大規模專業農家、農民企業家が少なくない。しかし、彼らがコミュニティーのリーダーとして先頭に立ち、合作社を開設する時、演じるのは準政治企業家の役割であり、すなわち合作社の発展を通じ、村落共同体における自身の政治的地位を固めることだ。彼らが個人的に追求する目標は第一に政治的なものであり、村民からより多くの選任票を得ることである。このタイプの合作社は非常に良い制度的環境を持つ。中央は04年から四川省を対象に村党支部が農民を率いて協同組織を発展させるのを後押しし、「支部+協会、農民が実利を得る」というやり方を肯定した。農村の民主化プロセスが進展するに伴い、村の2つの委員会の幹部も自らの利益から出発し、自らの政治的地位及び村民の間における社会的名声を高めるため、先頭に立って農民專業合作社を開設する内在的原動力を持つようになった。

筆者が調査した状況からみると、村集団が先頭に立って開設する合作社は通常、村の集団経済が比較的発達し、又は村幹部の結集力が強い村落で発生している。彼らは

合作社を開設する時、「農民組合員の利益に奉仕する」ことを目標にすると強調し、さらには村集団の資源を惜しまずに用い、合作社の運営を支援している。例えば、オフィスと活動の場、事務機器を無料で提供し、村幹部が合作社のなかでボランティアを行うこと等である。合作社に加入した一部の村民も一様に恩恵を受けている。

これらの非農産物生産者が先頭に立って開設する各種の合作社は、1つの共通する問題をもたらした。それは彼らの出現により、小農が自身の合作社を発展させるチャンスが一段と減ったことである。なぜなら、資本、技術、経営水準、市場情報であれ、社会的資本であれ、小農はいずれも彼らに太刀打ちできないからだ。

(3) 中国の特色ある合作社制度プランの異変

全体としてみるなら、中国の農民專業合作社の主流形態には既に組織的性格の変化が起きている。すなわち農家という社会的弱者の利用者が結成する、「所有者－使用者」が同一のメンバー共同体から、中小の資本家又は商業者が主導し、農家の生産経営者が参画する、「所有者－業務関連者」が同一のメンバー連盟へと発展したことである。こうした変化には深い社会的経済的背景がある。

まず、中国の農民專業合作社の育成は平等、民主、自治を欠く市民社会環境の下で行われたものであり、メンバー共同体には基本的欠陥が存在している。次に、国内外

の2つの市場競争を前に、弱者の農家自身の力に頼るだけでは立ち向かうことができず、外部の力を入れる必要があり、協力精神を持つ企業家の供給が不足する状況の下で、農業関連の中小資本がその空白を埋めた。

彼らと農民は農産物供給チェーンにおける利益関連の集団連盟を作り上げた。双方の関係は以前のゼロサムゲームから非ゼロサムゲームに向かい、互惠とウィンウィンの関係が実現された。しかし、カギとなる専用資産を持つ強者が合作社のなかで支配的役割を發揮するとともに、合作社の経営リスクを引き受けたため、残りの支配権と収益権も自然と彼らの手中に入ることになる。一方、合作社に加入した農家が追求するのはリスクを負わないことを前提とした経済的福利の増進であり、その結果、取引額に応じて分配する権利も実現できないことになる。メンバーの異質性が普通の状態になったため、合作社のメンバーの間にはもはや共通の理念がなく、「一人は万人のために、万人は一人のために」という協同組合の文化もその土壤が失われ、プラグマティズムの、経済学の一般的な意味における「協力」の概念に取って代わられることになった。

3 農民專業合作社の革新の動き

(1) 合作社を媒体とする土地流通

早くも90年代後期に農業の産業化を推進する過程で、浙江、江蘇、山東等の沿海発

達地域では「株田制」という大規模農業経営の形式が現れた。それは実質的に合作社による土地流通にほかならない。その基本的形式は請負農家の自由意思による加入を基礎に、その請負経営期間内の土地使用権を評価して出資とし、合作社に加入させ、合作社が加入した請負農家の土地に対し、統一計画、統一生産経営を実施し、収益とリスクを自ら引き受けることである。

現在、合作社を媒体とする土地流通の基本的な経営方式には以下の幾つかのタイプがある。

1つ目は合作社の統一的な自己経営である。合作社は土地の統一計画を立てた後、専門のサービスチームを結成し、栽培、技術規格、農地管理、産品品種及び販売を統一的に行い、組合員は請負地の出資額に応じて配当を得る。

2つ目は下請経営である。合作社は土地を集中させ、統一的な農地計画を立てた後、公開競争方式で発注する。発注対象は通常、当合作社の大規模専業農家組合員であり、合作社とその組合員が請負契約を結び、請負料を得る。

3つ目はリース経営である。合作社は土地を農業会社に賃貸して経営させる。合作社は会社と賃料の交渉を行うとともに、賃賃料を統一的に受け取り、農家の出資比率に応じて分配を行う。

近年はさらに共同出資経営という第4の形式が現れた。合作社は農業企業を誘い込んで加入させ、農民が土地で出資、会社が現金で出資し、双方は株式に応じて責任を

引き受け、収益を分かち合う。会社は通常、合作社の土地の整理計画と開発経営に責任を負い、農家の加入前の土地収益水準を参照して「最低保証の配当」（実際は地代）を農家に払うとともに、年末に再び合作社の経営状況に基づき、持ち株に応じた配当を行う。

この種の合作社は湖北省が最も典型的なものである。10年以降、湖北省は農民が土地請負権を出資に充てるよう力強く導き、土地株式合作社を発展させた。11年初めには、湖北省全省で実際に流通した農村の土地が500万ムー（1ムーは約6.67a）を超え、「土地株式合作社」は同省が強力に推進する流通モデルとなった。11年11月、湖北省はさらに「農村の土地請負経営権を評価して出資とする農民専業合作社の登記管理暫定規則」を打ち出し、この種の合作社の商工登記問題を解決した。リスク負担に関しては、農家が出資する土地は残りの請負経営期間を限度として有限責任を引き受ける。これは農家が請け負った土地は債権として処分することができないという法律規定に対し、制度面から突破口を開くものである。会社の権限を制限し、農民の利益を保護することに関し、湖北省は農民の持分支配権が51%を下回らないことを強調するとともに、農民が合作社の理事長を担当しなければならないと規定した。農業部の大まかな統計によれば、11年末現在、全国の農民専業合作社が流通の対象とした土地面積は3,055万ムーに達し、これは全国の耕地流通総面積の13.4%を占める。^(注9)

将来の発展からみると、合作社は農地の流通を前提とする大規模経営の重要な形式となるであろう。合作社を発展させ土地の流通を促進する上で直面する最大の試練は、商工資本が入り込んで共同出資経営を行う際、農民に強制することなく、農家の自由意思による加入の原則をいかに堅持するかである。そうでなければ社会の不安定を招くことになる。このため、第18回党大会報告は農村の基本的経営制度を堅持・完備することを引き続き強調するとともに、「新しいタイプの経営主体を育成し、多様な形態の大規模経営を発展させる」と強調している。

(注9)「全国農民專業合作社經驗交流會議における陳曉華次官の演説」, www.moa.gov.cn

(2) 農民專業合作社連合体の発展

「農民專業合作社法」は農民專業合作社の連合体問題に言及していないが、協同連合組合が既に出現し、良好な発展の動きをみせている。これにより、合作社の地域社会的限界性がある程度打破され、農民專業合作社の小規模・弱体・分散の問題が解決された。現在、中国の農民專業合作社の連合体が果たす役割は、以下の4つの側面に帰結することができる。

第1に、連合によって交渉力が強化され、市場における発言権が強まった。最も典型的なのは乳業類協同連合組合である。寡占の市場構造の下で、乳業協同連合組合は国内の乳製品企業数社との交渉権を強め、牛乳の価格決定ルールを改善するのに重要な役割を果たした。

第2に、規模の経済を実現させ、取引の不確定性を引き下げ、取引コストを節約した。主な発生分野は中国政府が推し進める「農家とスーパー（大規模小売店）のドッキング」においてであり、幾つかの果物・野菜類合作社は連合し、産品資源の優位性による相互補完を通じ、産品の品種を拡大し、納入期間を延ばし、品種、数量及び連続した納品に対するスーパーの要求を満たした。このほか、幾つかの同類製品の合作社が集団を通じ、連合して農業資材を購入し、農家の投入コストを引き下げた。

第3に、垂直的な一体化経営を促した。主には合作社が農産物の加工、貯蔵・輸送段階に進出する際、連合組合の設立を通じ、単独の合作社では投資能力がなく、又は投資規模が小さ過ぎ、競争力に欠ける等の問題を解決したことである。

第4に、衝突を回避し、同業者メンバー間の不毛な競争を防止した。これは果物・野菜産業で特に目立ち、少なからぬ地区では多くの同質の合作社が存在し、互いに競争していたが、連合組合の設立を通じ、協議して価格を決め、値引き競争を回避した。

農業部のデータによれば、11年末現在、全国の各種農民專業合作社連合体は既に2,140を数える。江蘇省を例に挙げると、計73の販売連合組合が設立され、1,285の專業合作社が都市に入って農産物を直接販売するよう導き、11年の売上高は7.4億元となった。

特に言及すべきは、現在既に国内にある連合組合からみると、メンバーの同質性が比較的強く、このため、連合組織内部の意

思決定が大きな合作社にコントロールされるのではなく、合作社メンバーの集団が参画し、民主的な意思決定を行う方向へと発展し、これにより合作社の規範化づくりが促進されるといふ好ましい効果が生まれたことである。これは必ずしも連合組合創設の直接的な動機ではないが、連合組合が生み出したプラスの効果であることは確かだ。

連合組合の創造は法制・政策環境の改善も推し進めた。一部の一級行政区は「農民專業合作社法」の実施規則又は条例を実施する時、いずれも「農民專業合作社法」の制限を打ち破り、連合組合と農民專業合作社に同等の法的地位を与えた。例えば遼寧省（2010年）、江蘇省（2010年）及び山西省（2011年）である。政策規定面で積極的に誘導した地区も少なくなく、例えば浙江、北京等である。一部の地方政府はさらに支援を与えるための具体的措置を講じており、例えば山東省濰坊市、雲南省開遠市の政府は各連合組織に対して10万元の財政奨励金を与えるやり方を採用した。また、北京市密雲县政府は主導産業を軸に設立された連合組合に対し、40%前後の比率で連合組合のインフラ整備に補助金を与えたばかりでなく、連合組合が営業販売ルートを開拓し、プロの支配人を招請するのを直接支援した。

4 将来の展望：農民專業合作社は農村協同組織の主流形式となるであろう

中国の農村協同經濟組織は、地縁を絆と

する総合的な農村コミュニティー協同組織と業縁を絆とする専門的な協同經濟組織の2分類に分けることができる。中国の唯一の「農民專業合作社法」の公布・実施に伴い、專業合作社は既に中国の農村協同組織の主流形式となっている。将来の發展動向からみると、こうした状況は今後も続き、專業合作社は中国の農村協同經濟組織をリードする主流形式となるであろう。

その内在的論理は、都市化・工業化・市場化プロセスが進展するのに伴い、伝統的なコミュニティーが崩壊し、従来の同質性の伝統的な小農が分化して、市場化に部分的に参加する兼業農家、全面的に市場に目を向ける專業農家及び出稼ぎ収入を主とする非農業兼業世帯等が形成され、それぞれの集団が異なる共同要求を持つことである。このほか、人口の流動性が強まるのに伴い、コミュニティーの境界が曖昧になり、都市化が急速に進むコミュニティーでは既に住宅区に変わり、遠距離で不便な農村コミュニティーでは農村労働力の大量流出に伴って衰退が既に始まり、さらには村が空洞化してしまった。地縁、血縁、同族、家父長制等のコミュニティー構成員を結び付けていた伝統的な信頼関係は、市場經濟の浸透、コミュニティーの開放が進むのに伴い、程度の差こそあれ次第に壊され、弱体化し、經濟的利益を絆とする契約関係に取って代わられた。タイプの異なる農家のなかで、市場に目を向けた經營を行う小規模專業農家は一段と強く一致した協同への要求と願望を持っているが、こうしたグル

ープの分布は村落コミュニティーを境としたものではない。

市場の制約条件からみると、近代的農業と近代的流通業の発展により、農業生産は専門化・標準化・規範化することが客観的に求められている。農家の生産経営活動は変化する農産物最終市場の要求に順応し、近代的な農業経営方式を導入するしかなく、これらの活動はいずれも同じ農産物を生産することを基礎としたものである。このため、地縁でなく経營業務を絆とする專業合作社の発展は市場競争の要求に合致している。

制度環境からみると、中央政府は立法と政策制定の両面から、専門的な農民協同組織に一段と重きを置いている。第18回党大会は、農民の専門協力と株式合作を發展させ、新しいタイプの経営主体を育成し、集約化、専門化、組織化、社会化を結び付けた新しいタイプの農業経営体系を築くことを明確に打ち出した。産業の絆に従い、生産要素の最適配置を実現するよう提唱していることは明らかである。このため、專業合作社は将来の農業協同組織發展の主流形式を代表することになる。

比較すると、地縁を絆とするコミュニティー型協同經濟組織は伝統的な体制の下でタイプ転換を図ったものであり、伝統的な計画經濟体制の痕跡を色濃く残している。それは社会主義市場經濟体制の内在的要求に適應していない。コミュニティー型協同經濟組織の内部において、メンバーの間を結ぶ絆は共通の經濟的利益要求から生まれ

たものでない。しかも、中国はコミュニティーを絆とする総合的合作社に関する法律・法規を未だに打ち出していない。このため、将来の發展からみると、人民公社制度の遺産の上に確立され、地縁と戸籍を絆とするコミュニティー型協同經濟組織は、組織の存立基盤と内在的原動力を欠き、持続的發展の生命力を欠いている。実践からみてもそうであり、一部のNGO組織が後押しする総合農協組織及び、人民公社体制の下で残された一部の發達した村落の集团的統一經營組織を除くと、農民が自ら作り上げ、又は政府が後押しする一定規模の総合農協は少ない。

将来の發展からみると、專業合作社を代表とする農民協同組織の發展は3つの大きな試練に直面することになる。

第1に、市民社会の民主的思想の基礎を欠き、協同事業の外部推進者が不足し、市場競争が激しさを増し、内外から挟み撃ちに遭う制度環境のなかで、ICAの原則の下における協同組合制度は中国で發展の余地を持つことができるのか。

第2に、合作社における農産物生産者の主体的地位をいかに實現するのか。合作社は農家の市場的地位問題を解決する有効な手段であるのか、それとも商工資本が利益を図る媒体となるのか。

第3に、外部監督管理の仕組みをいかに整え、政府の助成資金が商工資本にかすめ取られることなく、農家に確実に渡るのを保証するのか。もし上記の試練に対応できないのなら、中国の農民協同組織の發展は

公司化, 株式化の道に向かって進むことになろう。

<参考文献>

- ・黄勝忠・徐旭初 (2008) 「メンバーの異質性と農民專業合作社の組織構造分析」『南京農業大学学报 (社会科学版)』第8巻第3期, 6月
- ・黄祖輝・徐旭初 (2006) 「能力と関係に基づく協同ガバナンスー浙江省の農民專業合作社のガバナンス構造についての解釈」『浙江社会科学』第1期
- ・崔宝玉・李曉明 (2008) 「資本のコントロール下における合作社の機能と運営の実証分析」『農業經濟問題』第1期
- ・張曉山 (2009) 「大規模農家とリーディングカンパニーが先頭に立って開設する合作社は中国の当面の合作社發展における現実的な選択である」『中国合作經濟』第10期
- ・張穎・任大鵬 (2010) 「農民專業合作社の規範化を論じるー合作社の真偽を見分けることから語る」『農業經濟問題』第4期
- ・全志輝・樓棟 (2010) 「農民專業合作社の『大農が小農を食い物にする』論理の形成と継続」『中国合

作經濟』第4期

- ・馬彦麗 (2007) 『我が国の農民專業合作社の制度解析』中国社会科学出版社
- ・苑鵬 (2008) 「会社が先頭にたって開設する農民專業合作社に対する探究ー北京聖沢林梨專業合作社を例とする」『管理世界』第7期
- ・林堅・馬彦麗 (2006) 「農業合作社と投資者所有企業の境界ー取引費用と組織コストの視点に基づく分析」『農業經濟問題』第3期
- ・M. Fulton, Zhao jun (2009) "Agricultural Industrialization, New Generation Cooperatives and Farmer Cooperatives in China", 中国社会科学院農村發展研究所合作經濟研究中心・四川省社会科学院農村發展研究所主編「中国の農民專業合作社の新たな發展動向: 理論研究, 実践探究」所載, 四川出版集團, 四川科学技術出版社

(ユアン ペン)

<本稿は, 中国語による論文を農林中金総合研究所の責任において日本語に翻訳したものである。>



最近の中国における農村金融の現状と特徴

研究員 王 雷軒 (Wang Leixuan)

〔要 旨〕

- 1 2003年以降、中国政府は中国農業銀行と農村信用合作社という既存の農村金融機関の改革に取り組む一方で、新型農村金融機関と呼ばれる新たな金融組織の設立も奨励している。本稿の目的は、農業・農村金融に関わる金融機関の現状と特徴を考察したうえで、金融機関による農業・農村への資金供給の全貌を明らかにすることにある。
- 2 新型農村金融機関は、農村信用合作社の独占的な地位を打破し、農村金融市場の自由化を進めるという点で大きな期待が寄せられている。しかし、同金融機関の貸出規模はまだ小さく、期待ほどの役割を果たしているとは言い難い。政府が構想している適切で競争的な農村金融体制の構築にはまだ時間がかかると言えよう。
- 3 近年の農業・農村金融の新たな動きとして、農業銀行以外の国家開発銀行による農村インフラ整備のための融資が増加していること、郵便貯蓄銀行も農家小口金融業務に力を入れていることがある。さらに、政策金融機関である農業発展銀行も、食糧などの買付資金の貸付だけでなく、一般の農業関連企業向けや農村インフラ整備向けの融資業務を展開し始めている。
- 4 商業銀行、政策銀行、農村信用合作社による農業・農村への融資は企業融資が多く、農村インフラ整備向けの融資の伸びが高い。これは中国の水利施設や農村基盤の強化といった農業政策によると考えられる。一方、農家向けの融資は全体の2割しかなく、かつ農家向け融資の8割以上が何らかの担保を求められている。農家向け融資の多くは農業生産にかかる資金であるが、農業外の生産活動にかかる融資も多額である。
- 5 さらに、金融機関別の涉农融資から、農村信用合作社が依然として農家にとって最も重要な資金供給元であることも分かった。今後の農村金融改革を考える場合、新型農村金融機関の設立を促す一方で、まずは農村信用社が抱える問題点を整理して改革を進めることが必要であろう。

目次

はじめに

1 フォーマルな農村金融組織の概要

- (1) 農村信用合作社の組織転換
- (2) 中国農業発展銀行の業務拡大
- (3) 中国農業銀行の株式上場
- (4) 郵政貯蓄銀行の小口金融業務
- (5) 国家開発銀行の涉农融資
- (6) 新型農村金融機関の設立

(7) 小額貸出会社の急増

2 涉农融資の動向とその特徴

- (1) 増加した涉农融資とその資金用途
- (2) 農林牧漁業関連融資の状況
- (3) 地域別・資金需要主体別の状況
- (4) 農家融資の動向と特徴
- (5) 金融機関別の涉农融資と不良債権問題

おわりに

はじめに

2003年以降、中国政府は中国農業銀行と農村信用合作社（以下、それぞれ「農業銀行」と「農村信用社」という）という既存の農村金融機関の改革に取り組む一方で、新型農村金融機関と呼ばれる新たな金融組織の設立も奨励してきた。

これまで農村信用社や新型農村金融機関に関する調査研究は多数発表されている。しかし、農村金融にかかる金融機関の全体的な動向や特徴が十分に示されているとは言いがたい。さらに、こうした金融機関による農業・農村への資金供給の現状と特徴を明らかにする研究はほとんどない^(注1)。

むしろ、現状では、最近の中国における農業・農村向けの資金動向や関連金融組織の現状に関連する詳細な統計資料が少ないという問題がある。そのことが、中国の農村金融の置かれた現状や資金動向の把握の困難さにつながっている。

そこで、本稿では、08年および11年に中

国人民銀行農村金融服務研究小組（農村金融の調査や研究などを行う中央銀行の研究グループ）が発表した「中国農村金融服務報告（China Rural Finance Service Report）」（以下「人民銀行の報告書」という）を利用して、最近の中国における農村金融の現状と特徴を明らかにする。その際に、特に重点を置くのは、フォーマルな金融機関による農業・農村関連資金の供給動向についてである。

なお、同報告書では取り上げられていないが、必要な部分については、中国銀行業監督管理委員会（以下「銀监会」という）が発表した年報や『中国金融年鑑』を利用して随時補足する。

ここで、本論に入る前に、本稿で使う二つの重要な言葉について説明しておきたい。

まず、「農村金融」という言葉である。日本では、農業金融という用語がよく使われているが、中国では「農村金融」という用語をよく利用している。泉田（2008）によれば、「農業生産にかかわる融資は農業金融というが、農村金融というのは、農業金融以外の農村活動（例えば農村インフラ、流

通・加工，あるいは生活等)にかかる金融活動を包含している。しかも『農村金融』というタームには，農村という場における金融をシステムとして捉えるという意図が含まれている。具体的には，農村金融機関の与信面（経営体が資金を受ける部分）だけではなく，その資金調達面（債券の発行による資金調達あるいは預貯金の受け入れなど）を含んだシステムとして，金融にアプローチしようというものである。」とされており，本稿でも同様の意味で「農村金融」という用語を使用する。

もう一つは「涉农融資」（中国語で「涉农貸款」）という用語である。この用語は，人民銀行と銀監会が07年に制定した「涉农貸款專項統計制度」から使用され始めた。この統計制度によれば，涉农融資は農林牧漁業向けの貸付，農家向けの貸付，農村企業および各種組織向けの貸付，都市企業および各種組織向けの貸付という4つの集計表によって集計^(注2)されている。これからわかるように，涉农融資とは農村という地域だけではなく，都市部の企業などへの融資も含めた広い意味での農業・農村・農家関連融資となる。具体的には，農家や農村企

業などへの融資，都市部にある農産物の流通や加工企業向けの融資からなる。

(注1) 最近の中国の農村金融に関する研究をサーベイすると，飯塚(2010)は，人民銀行の報告書(2008)に基づき，農業銀行と農村合作金融機関(農村信用社，農村商業銀行，農村合作銀行)を対象にしながら，農業・農村関連の貸出動向を検証している。しかし，その後，11年に発表された人民銀行の報告書を利用して比較的研究を行うものはない。

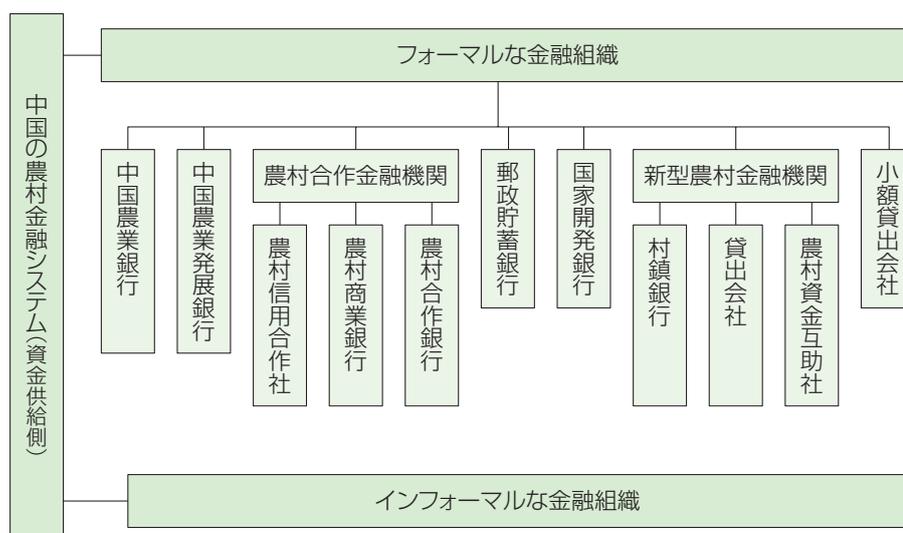
(注2) 07年9月から各金融機関は，人民銀行へ数値の報告を始めた。それに基づいて，翌年08年9月には中国人民銀行が農村金融の現状や問題点を纏めた「中国農村金融服務報告」を公表した。

1 フォーマルな農村金融組織の概要

第1図に示したように，中国の農村金融組織はフォーマルな金融組織とインフォーマルな金融組織に分けられる。

フォーマルな金融組織は，中国農業銀行，中国農業發展銀行，農村合作金融機関（農

第1図 現在の中国農村金融システム(資金供給側)の構図



資料 中国人民銀行農村金融服務研究小組(2011)に基づき作成

(注) 小額貸出会社は個人および企業法人，その他社会組織によって設立される会社である。本稿では，中国人民銀行によって試行されていること等から，金融機関とする。

村信用社、農村商業銀行、農村合作銀行)、郵政貯蓄銀行、国家開発銀行、新型農村金融機関(村鎮銀行、貸出会社、農村資金互助社)、^(注3) 小額貸出会社で構成されている。一方、インフォーマルな金融組織には、「会」、「銭荘」、「質屋」、「高利貸し」、「知人貸借」などが^(注4)挙げられる。

以下では、人民銀行の報告書(2011)などを用いながら、それぞれの金融機関の現状と特徴について述べることにする。

(注3) 銀監会の年報に掲載される「主要名詞術語解釈」で、農村合作金融機関は農村信用社、農村商業銀行、農村合作銀行を指すと書かれているが、農村合作金融機関はただの分類上の名称で、協同組合金融機関とは違う。また、「農村資金互助社」のほかに「農民資金互助社」があるが、これは名称が似ているが、組織の性格が全く違うものである。前者は金融当局の許可を受けて設立される新型農村金融機関の一つであるが、後者はあくまでもインフォーマルな金融組織であることに、留意することが必要であろう。

(注4) 「会」とは参加者全員が一定の資金を拠出し、集まった資金を会員参加者間で共同利用する組織のことであり、日本の「講」に相当するものである。

(1) 農村信用合作社の組織転換

03年からの農村金融改革で特筆すべきことは、農村信用社の所有権制度(あるいは財産権制度)について多様性を認めたことである。

多様性の第1として、経済が比較的発展した地域において、資産規模が大きく、比較的健全な農村信用社は、他の信用社と統合することができることとしたことである。統合後に設立されるのは農村商業銀行である。これは名称の通り、商業ベースの経営となるが、営業地域については農村に限定されているわけではない。業務についても一般の商業銀行と同様である。第1表に示したように、農村商業銀行は08年の22行から11年の212行へ急増し、従業員は15万人超となっている。

第2は、農村信用社の農村合作銀行への転換である。農村合作銀行とは、最低資本金2,000万元以上、かつ自己資本比率4%以上の農村信用社が転換したものであり、協

第1表 農村金融機関の法人数と従業員数の推移

(単位 社、行、人)

	2008年		09		10		11	
	法人数	従業員数	法人数	従業員数	法人数	従業員数	法人数	従業員数
農村信用社	4,965	583,767	3,056	570,366	2,646	550,859	2,265	533,999
農村商業銀行	22	38,526	43	66,317	85	96,721	212	155,476
農村合作銀行	163	63,770	196	74,776	223	81,076	190	70,115
小計	5,150	686,063	3,295	711,459	2,954	728,656	2,667	759,590
村鎮銀行	91	1,629	148	3,586	349	...	635	...
貸出会社	6	45	8	75	9	...	10	...
農村資金互助社	10	52	16	96	37	...	46	...
郵政貯蓄銀行	1	116,759	1	132,536	1	...	1	...
小計	108	118,485	173	136,293	396	152,820	692	177,856
合計	5,258	804,548	3,468	847,752	3,350	881,476	3,359	937,446

資料 「中国銀行業監督管理委員会年報」各年版から作成
 (注) 1 年ごとの法人数はその年に開業済みのものを指す。
 2 不明(...)は発表されていない。

同組合と株式会社の性格を併せもった金融機関である。これは、言ってみれば農村商業銀行への転換条件を満たせない農村信用社を対象としたものである。これまで農村合作銀行は増加し続けてきたが、10年にピークを迎え、11年には190行と減少している^(注5)。

組織形態の転換とともに、郷鎮の農村信用社と県連合社の統合などによって、90年代半ばに3.5万社近くあった農村信用社は、11年現在で2,265社まで減少した。さらに、03年以降の農村金融改革においては、中国政府（人民銀行、銀監会、財務部）は農村信用社改革の原則を提示することにとどまり、省政府（自治区・直轄市）に独自の改革案を打ち出すことを認めた。また、農村信用社の監督管理についても、銀監会が基本方針を定めるものの、農村信用社に対する具体的な指導などを省政府に委ねることとした。これにより、各省で農村信用社の省連合社（あるいは農村商業銀行）が相次いで設立された。こうして農村信用社の省連合社は省政府に直接管理されることとなり、同時に省内の信用社の業務指導などを行う農村信用社の上級組織となった。しかし、省連合社は、省内の農村信用社の発展に前向きな役割（金融インフラの整備など）を果たす一方、性格上の多重性（行政管理機関である一方、法人資格を持つ金融機関でもある）などから様々な問題点も抱えるようになった。

(注5) 農村信用社の農村商業銀行と農村合作銀行に転換できる詳細な条件について、人民銀行の報告書（2008）を参照。

(2) 中国農業發展銀行の業務拡大

農業發展銀行は、農業銀行と工商銀行が実施していた農業政策金融の業務を引き継ぎ、国有食糧企業に対する食糧買付・備蓄資金の融資を中心的業務として94年に発足した農業政策金融機関である。融資先は食糧関連企業が大半であり、農家への貸付は行われていない。

同行は北京に本店があり、支店は省レベルで30あり、その下に市レベルの支店が303、さらに末端組織として県レベルに1,618の支店がある（11年末時点）。国务院（内閣府に相当）の直轄機関で、人民銀行及び銀監会から業務上の指導や監督を受けることになっている。

設立当時の同行の業務内容は、穀物・綿花・植物油といった主要農産物の買付・加工、流通と備蓄などに関する資金の貸付のほか、農業生産性の向上と貧困地域の農業発展を促進するための農業総合開発融資と貧困扶助融資からなっていた。主な業務は、国有食糧企業の食糧・綿花等の買付に必要な資金の貸付であった。

04年から、農業發展銀行は、国有食糧企業以外の民間食糧企業や農村企業向けにも融資を行うようになるなど、業務範囲が拡大し始めた。07年1月には農業・農村インフラ整備の融資も実施できるようになった。その結果、農業・農村インフラ整備や農村企業向けの貸付金残高は09年末に5,295億元へと増大し、融資残高全体に占める割合が36.5%となっている。

(3) 中国農業銀行の株式上場

4 大国有商業銀行のうち、中国建設銀行(05年10月上場、以下同じ)、中国銀行(06年6月)、中国工商銀行(06年10月)の3行は、05~06年にかけて次々と株式上場を果たした。未上場であった農業銀行も、10年7月に上海、香港の両証券取引所に上場した。

農業銀行が他の3行に比べて株式上場が遅れた要因として、不良債権比率(不良債権残高/貸付金残高)が高かったことにあると思われる。その背景には、農業銀行が農業分野への融資を義務付けられており、都市部への融資に比べて資金回収が遅れがちになっていたことがある^(注6)。

肝心の農業・農村融資について、銀监会は「農業銀行の三農金融事業部制改革および監督に関するガイドライン」を09年5月に公表した。三農金融事業部制とは、収益性が低くかつ高リスクの農業・農村関連業務を一般の商業業務から切り離し、農業・農村・農民という3つの「農」に関する金融サービスを専門的・効率的かつ独立的に行うことを目指して考案された制度である。農業銀行の役員会に「三農金融発展委員会」が設けられ、三農金融部総行(本店)、省分行、市分行の指導と監督を受けながら^(注7) 県レベルの支店で具体的融資業務などが行われている。

このような制度の下で、10年末の農業銀行の涉农融資残高は1.47兆元となり、08年末に比べて66%増加した。その内訳をみると、県域の中小企業向けの貸付金残高が7,300億元、農村都市化および農村インフラ施設

向けの貸付金残高が3,000億元、農家向けの貸付金残高が2,991億元(農家への小口融資約1,000億元)となっており、農家向けの貸付金は約2割にとどまっていることがわかる。

(注6) 拙稿(2010)を参照。

(注7) 岡崎(2010)および人民銀行の報告書(2011)を参照。

(4) 郵政貯蓄銀行の小口金融業務

郵政貯蓄銀行は、「国务院の郵政体制改革案」が05年に承認され、その後郵便貯金事業の分離が認可されたことから、07年3月に一般の商業銀行として発足した。10年末における県および県下に置かれる営業拠点数は約3万であり、人民銀行の報告書(2011)によれば、同行の個人貯金残高は2兆8,471億元(同時点の貯金総額は3兆2,376億元)となっており、約7割の貯金が県および県末端の拠点によるものとなっている。

人民銀行の報告書(2011)によって10年末、関連農村金融機関への預金残高は185億元、農業発展銀行が発行した債券の購入残高は452億元となっている。特に注力されている小口融資は、県および県末端においての貸付件数が334万、貸付金残高が1,885億元あり、これは同行の小口融資総残高の約7割を占めている。

同行は一般の商業銀行になっても、従来のインターバンク市場での資金運用や他金融機関への大口貯金を行っている一方、小口融資を通じて農業・農村への資金還流を開始し、融資に必要なノウハウを蓄積している。しかし、農村から吸い上げられる資金の額と比較し、農村への還流資金はまだ

まだ少ない。^(注8)

(注8) 単純に計算すると、約9%の資金しか農村に向けられていない。

(5) 国家開発銀行の涉农融資

国家開発銀行は94年に大型・中型の建設プロジェクトへの融資を実施する政策金融機関の一つとして発足した。08年末に政策金融機関から商業銀行へ転換しており、同行の株式は財政部と中央匯金（政府系ファンド）がそれぞれ51.3%、48.7%を保有している。11年末の同行の資産額は6兆1,565億元であり、そのうち貸付金残高は5兆3,411億元である。人民銀行の報告書（2011）によれば、10年末の同行の農村建設および県域での貸付金残高は8,559億元であり、そのうち農村道路、ごみ処理、農村電網、農民用エネルギー施設などへの貸付金残高は6,273億元、農村医療施設の建設向けが113億元、農村教育施設建設向けが316億元、農村の旧住宅の修繕、農民用住宅建設が734億元、農産物流通施設建設など向けが25億元、農村中小企業への融資が746億元となっている。

農村建設および県域での貸付金残高（8,559億元）を涉农融資に当てはめて計算すると、同行の貸付金残高（5兆3,411億元）に占める涉农融資の割合は16%となっており、主に農村インフラ整備に向けられていることが分かる。

(6) 新型農村金融機関の設立

06年末に銀監会は「農村地域における銀行業金融機関の参入政策を調整緩和し、社

会主義新農村建設をよりよく支援することに関する若干の意見」を公表し、地域密着型の中小金融機関の設立を促進する方針を示した。具体的な枠組みとして、村鎮銀行、貸出会社、農村資金互助社が提示され、それらは新型農村金融機関と呼ばれている。前掲の第1表によれば、新型農村金融機関のうち、村鎮銀行は08年末の91行から11年末には635行へ増加していることが分かる。一方、貸出会社と農村資金互助社はそれぞれ11年末時点で10、46社とあまり増加していない。

11年末の同金融機関数は700弱であり、銀監会が掲げた「11年末時点で1,300の新型農村金融機関を設立する」という目標の達成にはほど遠い。その背景としては、設立条件に既存の商業銀行などの出資が必要となっていることがある。既存の商業銀行は費用対効果の観点から出資するインセンティブが少ないと判断しているためと考えられる。^(注9)09年6月末時点の新型農村金融機関の預金残高は131億元、貸付金残高は98億元とわずかである。人民銀行の報告書（2011）によれば、貸付先の80%が農家や中小企業向けとなっている。^(注10)

(注9) 阮蔚（2008）を参照。

(注10) 筆者は12年秋に四川省のある村鎮銀行で聞き取りを行った。銀行の責任者に貸出の主な顧客が誰か質問したところ、多くが地元（県内）の中小企業やスモールビジネスに携わる商人であるとのことだった。

(7) 小額貸出会社の急増

08年5月に銀監会と中国人民銀行は「小額貸出会社の試行に関するガイドライン」

を発表し、省政府が監督責任を持つことを条件に小額貸出会社（公司）の設立が認められ、営業が開始された。人民銀行の小額貸出公司分地区情況統計表（12年6月末）によれば、5,267社がすでに開業し、その資本金の合計は4,257億元、貸付金残高は4,893億元となっている。10年末には2,451社であったことから、大幅に増加したことが分かる。

小額貸出会社は、預金を取り扱わず、貸出業務のみを行う。貸出金利の設定が他の金融機関より柔軟であるという特徴を持っており、人民銀行の貸出基準金利に対して、0.7～4倍の範囲内で決めることができる。ちなみに農村信用社の貸出金利の変動幅は0.7～2.3倍である。

小額貸出会社の貸出先には農家が含まれているが、その貸出額は不明である。中国人民銀行は小額貸出会社が涉农業務にも一定の役割を果たしているとしているが、実態として農家への融資は他の金融機関と同様にわずかであろう。

2 涉农融資の動向とその特徴

次に、人民銀行の報告書を利用しながら、農業・農村融資の実態とその特徴を明らかにする。

(1) 増加した涉农融資とその資金用途

第2表は涉农融資の残高およびその資金

第2表 資金用途別にみる涉农融資の動向

(単位 億元、%)

	2007年末		10	
	残高	構成比	残高	構成比
涉农融資	61,151	*22.0 100.0	117,658	*23.1 100.0
資金用途別				
農林牧漁業関連	15,055	24.6	23,045	19.6
農業用資材購入と農副産物流通	10,394	17.0	11,830	10.1
農村インフラ建設	5,633	9.2	15,617	13.3
農産物加工	4,472	7.3	6,992	5.9
農業生産財製造	1,810	3.0	3,901	3.3
農地改良整備	522	0.9	1,536	1.3
農業関連技術研究開発	174	0.3	340	0.3
その他	23,091	37.8	54,397	46.2

資料 中国人民銀行農村金融服務研究小組(2008)(2011)から作成
(注) *は涉农貸付が中国の金融機関の総貸付金残高に占める比率である。

用途別の内訳を比較したものである。同表から以下のような特徴が見て取れる。

まず、涉农融資残高は増加しており、金融機関の総貸付金残高に占める比率も上昇したことが挙げられる。07年末の涉农融資残高は6兆1,151億元であり、金融機関の総貸付金残高に占める比率が22.0%だったのに対して、10年末には11兆7,658億元へ増加し、その比率も23.1%に上昇している。

第2の特徴として、農業生産・加工・流通関連融資の鈍化と農村インフラ建設融資の急増が挙げられる。この間に、農林牧漁業関連融資、農業用資材購入と農副産物流通融資、農産物加工融資の比率は低下した。特に農業用資材購入と農副産物流通融資は07年末の17.0%から10年末の10.1%へと大幅に低下した。一方、農村の道路や電力施設整備などの農村インフラ建設融資、農業生産財製造融資の比率は上昇した。特に、農村インフラ建設融資の構成比は07年末の9.2%から10年末の13.3%へ上昇した。これは、都市部のインフラ水準と比較して、農村部は大きな遅れをとっていたため、中央

政府の農村政策が農村道路、学校、電力施設の整備や污水ゴミ処理施設の建設などを強力に押し進めてきたことが要因であろう。

最も高い比率を占めるその他の詳細な内容については不明である。食糧・綿花などの買付用資金がこの中に含まれているとみられるが、大半は農業生産とは関係のない企業への貸付であり、この項目が大きく増加した背景には、前述した農業政策金融機関である農業発展銀行の業務拡大があると考えられる。

(2) 農林牧漁業関連融資の状況

次に、農業・林業・畜産業、漁業の生産関連資金の内訳を第3表で見よう。ここでは、『中国金融年鑑』（2011）のデータを利用しているが、11年以前のデータが発表されていないため、10年末のみの農林牧漁業関連融資の内訳を示した。同表からは、農業融資が最も大きく、全体の7割弱となっている。次に大きいのは、農林牧業に商品やサービスを提供する企業や地方政府

第3表 農林牧漁業関連融資の内訳(2010年末)

(単位 億元、%)

		融資残高	
			構成比
農林牧漁業関連融資		23,044	100.0
業種別 融資	農業	15,584	67.6
	林業	1,029	4.5
	畜産	2,068	9.0
	漁業	767	3.3
	農林牧漁業関連組織	3,596	15.6
受信主体別	農家	13,102	56.9
	農村企業	4,500	19.5
	農村各種組織	904	3.9
	都市企業	2,165	9.4
	都市各種組織	157	0.7
	その他	2,216	9.6

資料 『中国金融年鑑』(2011)の324頁から作成

(農林牧漁業関連組織)への融資であり、全体の15.6%を占める。

農林牧漁業関連融資を受信主体別にみると、最も割合が高いのは農家となっている(56.9%)が、この表から農家以外の企業など様々な組織への融資が4割以上を占めていることが分かる。

(3) 地域別・資金需要主体別の状況

涉农融資には、都市部に立地する農業関連企業などの組織向けの融資も含まれることに留意する必要がある。その上で農村・都市別にみた涉农融資の状況(第4表)をみると、農村向けの貸付が全体の大半を占めているものの、都市部向けの貸付も全体の2割程度を占めていることがわかる。

農村向けの貸付のなかで、農家への貸付金残高は07年末の1兆3,399億元から10年末の2兆6,043億元へ増加したが、全体に占める割合はほとんど変わらず、依然22%にとどまっている。農村向け貸付の中で圧倒的に割合が高いのは農村に立地する企業などへの貸付であり、全体の6割超を占めて

第4表 地域別にみる涉农融資の状況

(単位 億元、%)

	2007年末		10	
	残高	構成比	残高	構成比
農村・都市別	61,151	100.0	117,658	100.0
農村向け貸付	50,385	82.4	98,017	83.3
農村向け	13,399	21.9	26,043	22.1
農村立地企業等	36,986	60.5	71,974	61.2
都市立地農関連企業等	10,767	17.6	19,640	16.7

資料 第2表に同じ

(注) 1 農家向けの貸付には、農家の農業生産用資金、第2次産業および第3次産業への投資資金、また消費資金も含まれている。
2 企業のほかは、主に農民專業合作社や村民委員会などがある。

第5表 資金需要主体別にみる涉农融資の状況

(単位 億円、%)

	2007年末		10	
	残高	構成比	残高	構成比
涉农融資	61,151	100.0	117,658	100.0
農家企業	13,399 42,063	21.9 68.8	26,043 83,331	22.1 70.8
農村立地企業 (うち農村中小企業)	32,531 (17,390)	53.2 (28.4)	65,559 (37,868)	55.7 (32.2)
都市立地農関連企業	9,533	15.6	17,773	15.1
非企業組織	5,689	9.3	8,283	7.0
農村組織	4,455	7.3	6,416	5.5
都市農関連組織	1,234	2.0	1,867	1.6

資料 第2表と同じ

いる。

次に、第5表により資金需要主体別の涉农融資の動向をみると、企業への貸付が最も多く、07年末の4兆2,063億元から10年末の8兆3,331億元に増加しており、全体に占める割合も68.8%から70.8%へと上昇している。その内訳では農村の中小企業向けの貸付が半分以上を占めており、それ以外は農村部の大企業である龍頭企業などへの貸付となっているものと思われる。

(注11) 龍頭企業とは、農産物の加工・流通・販売などを行い、地域の農村経済の発展に寄与するとして認められる企業である。政府は国家級から各省級、市級レベルまで全国規模で認証し、財政、金融、税制上の各種優遇措置を講じている。農村経済発展のリーダー（龍頭）的役割を果たすことから、このように呼ばれる。

(4) 農家融資の動向と特徴

第4表で見たように、農家への貸付の涉农融資の全体に占める割合は2割程度となっているが、その内容を詳しく見てみよう。

第6表は10年末時点の金融機関による農家への融資の内容を示したも

のである。まず農家向け貸付は農家生産・経営資金と農家生活・消費性資金で構成されているが、前者の農家向け貸付金残高全体に占める割合は84.2%となっており、農家への貸付金の多くが生産活動にかかる資金であることがわかる。

その内訳を確認してみると、農家の本業である農林牧漁業生産・経営資金が多い。ただし、10年中の新規貸付額をみると、農林牧漁業生産・経営資金よりそれ以外の生産・経営資金が多かった。また、住宅資金が大半を占めているとみられる農家生活・消費への融資は4,106億元で全体の15.8%となっている。今後は農村の都市化の進展に伴い、住宅や教育などの資金需要が増大するとみられる。

次に、融資担保別の農家向け融資の状況をみると、金融機関は農家融資の8割以上の額について何らかの担保・保証を求めていることが分かる。特に保証付きの融資が多く、全体の半分弱（48.7%）となっている。

第6表 金融機関による農家向けの融資状況(2010年末)

(単位 億円、%)

	貸付金残高		年間貸付金額		
		構成比		構成比	
農家向け貸付	26,043	100.0	5,909	100.0	
貸付金用途別	農家生産・経営資金	21,937	84.2	4,563	77.2
	農林牧漁業生産・経営資金	13,103	50.3	2,260	38.2
	それ以外の生産・経営資金	8,835	33.9	2,304	39.0
	農家生活・消費性資金	4,106	15.8	1,346	22.8
融資担保別	信用貸付	4,763	18.3	536	9.1
	農家小口ローン	3,111	11.9	398	6.7
	保証付き	12,688	48.7	2,813	47.6
	農家連帯保証	3,033	11.6	653	11.0
	抵当ローン 質権ローン	8,187 406	31.4 1.6	2,496 64	42.2 1.1

資料 中国人民銀行農村金融服務研究小組(2011)から作成

この保証は第三者によるものが大半であり、零細農家にとっては地域で保証という担保を提供してくれる人が見つからないと、金融機関から融資を受け難い状況に陥る可能性がある。

(5) 金融機関別の涉农融資と不良債権問題

次に、人民銀行の報告書（2008）を用いて金融機関別の涉农融資の動向をみることにする（第7表）。08年の報告書のみ用いる理由は、農村信用社の他業態への転換や国家開発銀行が政策金融機関から商業銀行への転換したことによって、統計上の区分が変わった金融機関があるだけでなく、08年と11年で同報告書の金融機関の分類の仕方が変わり、連続的な情報が得られないためである。

涉农融資残高のうち、国有商業銀行の残高は2兆2,282億元で、貸付金全体の36.4%

第7表 金融機関別にみる涉农融資の状況
(2007年末)

(単位 億元, %)

	融資残高	構成比
涉农融資残高	61,151	100.0
国有商業銀行	22,282	36.4
政策金融機関	12,862	21.0
株式制商業銀行	3,964	6.5
都市商業銀行	1,070	1.7
農村合作金融機関	20,850	34.1
農村信用社	16,746	27.4
農村商業銀行	1,288	2.1
農村合作銀行	2,816	4.6
その他	123	0.2

資料 中国人民銀行農村金融服務研究小組(2008)から作成
(注) 1 その他には、財務公司、都市信用社、郵政貯蓄銀行などが含まれている。
2 国有商業銀行は農業銀行、工商銀行、建設銀行、中国銀行を指す。
3 政策金融機関は農業發展銀行、国家開發銀行、中国進出口銀行を指す。

を占める。国有商業銀行の涉农融資残高は農業銀行の特質を考えれば同行によるものが大半であろう。次に残高が多いのは農村合作金融機関であり、合計で2兆850億元（構成比34.1%）である。その内訳をみると、農村信用社が1兆6,746億元で全体の27.4%であり、農村合作金融機関の80.3%にも達している（同表）。政策金融機関の残高は1兆2,862億元（同21.0%）であるが、この大部分は農業發展銀行による食糧・綿花などの買付資金の融資である。

前述したように、業態転換により統計上の区分が変わった金融機関があるため、08年と11年の比較は困難である。それを踏まえた上で、農村信用社の涉农融資残高を見てみると、10年末には2兆6,617億元へと増加している一方で、組織形態の転換などによって残高全体に占める割合は22.6%と07年末の27.4%から低下したことが分かる（第8表）。涉农融資残高全体に占める農村信用社の割合が2番目に大きいという点は変わっていない。

また、第8表の不良債権額をみると、農村信用社が最も多く、10年末で3,069億元となっている。03年から農村信用社改革がスタートしており、人民銀行などからの資金援助を受けてその不良債権比率が低下傾向にあるものの、10年末で11.5%と、ほかの金融機関と比較して依然高い水準にあることが分かる。

さらに、『中国金融統計』（2011）によれば、10年末には農村商業銀行の不良債権比率が2.47%、農村合作銀行が2.72%、農業銀

第8表 金融機関別にみる涉农融資と不良債権比率の状況(2010年末)

(単位 億元, %)

	涉农融資残高		涉农融資のうち不良債権額			
	残高	構成比	残高	構成比	比率	09年末の比率
全ての金融機関	117,658	100.0	4,813	100.0	4.1	5.9
大型商業銀行	48,481	41.2	841	17.5	1.7	2.4
中型銀行	25,481	21.7	545	11.3	2.1	3.0
小型銀行	16,968	14.4	355	7.4	2.1	3.3
都市信用合作社	16	0.0	2	0.0	13.2	11.6
農村信用合作社	26,617	22.6	3,069	63.8	11.5	15.5
財務公司	95	0.1	0	0.0	0.0	0.1

資料 第6表に同じ

(注) 1 金融機関には外資系金融機関が含まれていない。

2 大型商業銀行は、4大国有商業銀行のほか、国家開発銀行、交通銀行、郵政貯蓄銀行も含む。なお、資産が2兆元を超える金融機関は大型銀行と、2兆元以下、省をまたがる営業できる銀行は中型銀行と、2兆元以下の資産量、省内営業に限定されているのは小型銀行と命名されている。

行が2.83%、農業発展銀行が2.97%であるため、いずれも農村信用社より低いことが分かる。

第9表は農村金融市場において主要な資金提供元である農村合作金融機関の融資状況をまとめたものである。これによれば、同金融機関の融資全体の65.6% (10年末) が涉农融資となっているが、裏を返せば3割超が農と関係のない先に貸し出されている。ここから農村信用社などが収益重視のため、農業・農村へ資金を積極的に供給せず、農村で集められた資金の一部が農業以外の部門かつ都市で運用されている実態が見て取れる。

第9表 農村合作金融機関の涉农融資の推移

(単位 億元, %)

	2006年	07	08	09	10
涉农融資残高	...	20,850	24,531	30,919	38,743
融資全体に占める割合	...	66.5	66.5	65.8	65.6
農村貸付	...	18,903	22,225	28,077	...
うち農家貸付	(9,197)	(11,655)	(13,319)	(16,414)	(20,000)
利用農家数	8,652	7,817	7,783	8,242	
農家総数に占める割合	37.19	33.2	32.04	33.5	

資料 第6表に同じ

(注) 不明(...)は発表されていない。

それでも、同金融機関は涉农融資のなかで農家への貸付が最も多く、10年末に2兆元と涉农融資全体の半分以上となっている。同表によれば、同金融機関を利用した農家数は8千万以上であり、全国農家数の約3割にのぼる。しかし、その利用割合は低下傾向にある。

以上の通り、金融機関による農業・農村関連の融資動向を考察してきたが、以下のような特徴が指摘できるだろう。

第1に、農業・農村・農家関連融資である涉农融資からみる中国の農業・農村融資は確実に増加している。特に、近年の政府による農村インフラ整備の強化・拡大が、農村道路、学校、電力や水利施設などへの融資を増大させている。

第2に、農村部の郷鎮企業や農民專業合作社などが金融機関の主な貸出先となっている。農村では実に多くの中小企業が存在しており、農村余剰労働力の吸収や地方経済の成長に貢献してきている。また最近では、農民專業合作社などの農民関連組織も多く出現し、農産物の生産拡大・販売先の開拓などの資金ニーズが高まっている。一般商業銀行も積極的に関わっており、それが企業などへの融資増大につながっていると考えられる。

第3に、農家への貸付金の多くは生産活動にかかる資金となっていることが挙げられる。農家のうち、新しい農業経営主体の資金ニーズが旺盛である。中国の農村部では、農家による出稼ぎが多くみられるだけでなく、農村に残る農業従事者の高齢化も進んでいる。農業従事者の高齢化や不足を背景に、一部の青年や企業家が活発な農業生産活動を行っており、人を雇いながら大規模経営を始めつつある。畜産業においても庭先での飼養から大規模経営、野菜や果実、水産物でも専門化と大規模化が進み^(注12)始めた。一方で、農家への融資には、担保や保証の提供が要求されている現状があり、また資金用途が農業生産だけではなく、農業外の生産活動にもあることが特徴的である。

第4に、農村信用社が依然として農村金融の主たる担い手となっている。特に農家への融資において重要な存在となっている。ただ、その融資機能が組織の転換や合理化の推進によって低下していることが懸念されるところであろう。農村金融において、新型農村金融機関が一定の役割を担うことが期待されている。そして、その法人数は大幅に増加しているとはいえ、貸出規模は依然小さい。そのため、現段階では彼らに大きな期待を寄せることは困難である。これ以外にも、国家開発銀行などの一般商業銀行も農村融資への関わりを強めている動きがみられる。

なお、07年9月から農業・農村関連貸付の統計が公表されるようになったが、まだ

十分な蓄積はない。統計の不備などの改善とともに、更なる情報開示を進めながらのデータ蓄積が待たれるところである。

(注12) 陳・池上(2009)を参照。

おわりに

本稿では、主に人民銀行の報告書を用いながら、農村金融の動向と特徴をみてきた。中国の農村金融市場において、新型農村金融機関は、農村信用社の独占的な地位を打破し、農村金融市場を活性化させるという点で大きな期待が寄せられている。しかし、同金融機関の貸出規模はまだ小さく、期待されるほどの役割を果たしているとは言い難い。政府が構想している適切かつ競争的な農村金融体制の構築はまだ途上にあると言えよう。中国の農村金融市場の主な担い手は依然として、商業銀行、政策金融機関、農村信用社である状況に変わりはない。

しかし、農村インフラ整備という政府の施策により、一般商業銀行や、農業銀行以外にも、国家開発銀行は農村インフラ整備への融資を本格化させ、郵便貯蓄銀行も農家への小口金融業務に力を入れ始めている。さらに、政策金融機関である農業発展銀行も食糧など買付資金の貸付だけではなく、一般の農関連企業向けや農村インフラ整備向けの融資業務を展開し始めた。

その結果、一般商業銀行、農村信用社、政策金融機関による農業・農村への融資は増加している。融資の内訳をみると、企業融資と農村インフラ整備への融資が増えて

いる。一方、農家向けの融資は全体の2割にとどまり、しかも融資の8割以上が何らかの担保・保証を求められている状況にある。

金融機関別の涉农融資から、農家への最も重要な資金供給元は依然として農村信用社であることも指摘した。このことは、農村における農村信用社の対応いかんによって、農家の借り入れ行動が決定される状況にあるといっても過言ではない。今後の農村金融改革を考える場合、新型農村金融機関の設立を促す一方で、まずは農村信用社が抱える問題点を整理して改革を進めることが必要であろう。

そして、農村信用社改革をさらに推進する場合に重要なのは、農村信用社が持続可能な金融機関として運営していけるようにすることだけではなく、小規模農家が依然

として多いという農村部の現状を踏まえた改革の方向性を打ち出すことであろう。

<参考文献>

- ・飯塚靖（2010）「中国の金融改革と農村金融の新動向」『下関市立大学論集』第53巻
- ・泉田洋一（2008）『農業・農村金融の新潮流』農林統計協会
- ・王雷軒（2010）「中国農業銀行の株式上場と不良債権問題」『農中総研 調査と情報』9月
- ・岡崎久実子（2010）「中国農村金融制度改革の現状と課題：銀行業金融機関の再生と農村政策に呼応した取組みの中間評価」『金融研究』4月
- ・中国人民銀行農村金融服務研究小組（2008）「中国農村金融服務報告」
- ・中国人民銀行農村金融服務研究小組（2011）「中国農村金融服務報告」
- ・陳劍波・池上彰英（2009）「第2章 農業構造の転換と農村金融改革」『中国農村改革と農業産業化』（池上彰英・寶劔久俊編）アジア経済研究所
- ・阮蔚（2008）「中国農村金融自由化の背景と可能性－農村活性化のカギを握る資金供給の拡大－」『農林金融』4月号

（おう らいけん）



【訂 正】

前月号（2013年1月号・通巻803号）「米の国際需給と日本の自給」
に誤りがありました。お詫びして、訂正いたします。

頁	所在	誤	正
47	本文左側下から3行目	うち <u>76%</u> の262万玄米トンが輸出され	うち262万玄米トンが輸出され

発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2012

A4版 約193頁
頒 価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に
関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

編 集…株式会社農林中金総合研究所
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 TEL 03(3233)7744
FAX 03(3233)7794
発 行…農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

〈発行〉 2012年12月

統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(67)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(67)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(67)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(68)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(68)
6. 農業協同組合 主要勘定	(68)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(70)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(70)
9. 金融機関別預貯金残高	(71)
10. 金融機関別貸出金残高	(72)

〈特別掲載 (2012年9月末数値)〉

11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高	(73)
12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高	(74)
13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高	(75)
14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高	(76)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部
TEL 03 (3233) 7745
FAX 03 (3233) 7794

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少
「*」 訂正数字 「P」 速報値

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金 預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通 合計
2007. 11	40,061,467	4,712,345	17,108,813	1,212,817	38,981,613	11,673,339	10,014,856	61,882,625
2008. 11	36,042,672	5,090,090	15,669,915	1,827,609	35,167,198	9,303,955	10,503,915	56,802,677
2009. 11	38,565,312	5,503,856	21,904,191	1,329,660	43,097,192	12,051,042	9,495,465	65,973,359
2010. 11	40,034,625	5,499,987	23,304,300	1,123,222	45,266,855	13,518,066	8,930,769	68,838,912
2011. 11	41,979,401	5,203,853	20,999,009	1,367,271	43,628,195	15,021,693	8,165,104	68,182,263
2012. 6	43,189,224	4,995,223	22,878,064	1,876,542	45,477,254	15,156,477	8,552,238	71,062,511
7	43,039,546	4,947,742	21,255,028	1,784,859	42,873,246	15,695,023	8,889,188	69,242,316
8	43,162,601	4,904,809	22,663,355	3,339,030	44,790,290	15,913,424	6,688,021	70,730,765
9	43,186,231	4,858,349	24,132,523	611,315	44,806,147	15,883,042	10,876,599	72,177,103
10	43,534,066	4,807,632	24,014,530	3,809,289	45,156,657	16,040,566	7,349,716	72,356,228
11	44,167,084	4,780,366	24,236,154	225,743	47,392,547	16,248,478	9,316,836	73,183,604

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2012年11月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	36,595,532	-	448,449	82	175,338	-	37,219,402
水産団体	1,263,399	-	63,829	1	11,165	-	1,338,393
森林団体	1,657	9	2,894	5	107	-	4,672
その他会員	937	-	3,391	-	-	-	4,328
会員計	37,861,525	9	518,563	88	186,609	-	38,566,795
会員以外の者計	220,831	73,075	249,751	109,841	4,942,043	4,749	5,600,289
合計	38,082,356	73,084	768,314	109,929	5,128,652	4,749	44,167,084

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 174,085百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2012年11月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系統団体等	農業団体	57,229	84,259	134,303	-	275,792
	開拓団体	54	14	-	-	67
	水産団体	9,015	7,599	5,924	-	22,538
	森林団体	1,999	6,450	1,518	5	9,973
	その他会員	366	735	20	-	1,121
	会員小計	68,663	99,057	141,765	5	309,490
	その他系統団体等小計	66,026	21,419	37,500	-	124,945
計	134,689	120,476	179,265	5	434,435	
関連産業	2,113,439	38,687	1,086,554	4,126	3,242,807	
その他	12,443,600	3,412	124,226	-	12,571,236	
合計	14,691,728	162,575	1,390,045	4,131	16,248,478	

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年月末	預 金			譲渡性預金	発行債券
	当 座 性	定 期 性	計		
2012. 6	5,906,781	37,282,443	43,189,224	500	4,995,223
7	5,632,812	37,406,734	43,039,546	-	4,947,742
8	5,677,050	37,485,551	43,162,601	2,000	4,904,809
9	5,625,276	37,560,955	43,186,231	-	4,858,349
10	5,801,859	37,732,207	43,534,066	-	4,807,632
11	6,084,618	38,082,466	44,167,084	2,000	4,780,366
2011. 11	5,899,823	36,079,578	41,979,401	-	5,203,853

(借 方)

年月末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2012. 6	57,278	1,819,264	45,477,254	18,373,666	33,763	-	159,389
7	49,427	1,735,431	42,873,246	16,156,761	33,791	-	166,266
8	75,556	3,263,473	44,790,290	17,442,605	34,748	-	172,689
9	47,816	563,498	44,806,147	16,532,974	34,731	-	169,071
10	79,973	3,729,315	45,156,657	16,048,085	35,748	-	164,174
11	97,337	128,406	47,392,547	16,521,185	37,757	-	162,574
2011. 11	180,337	1,186,933	43,628,195	16,950,295	299,117	-	154,973

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年月末	貯 金		譲渡性貯金	借 入 金	出 資 金
	計	うち定期性			
2012. 6	55,067,475	53,388,452	903,301	913,110	1,775,199
7	55,175,686	53,623,518	931,631	913,107	1,789,514
8	55,227,361	53,648,626	980,567	913,106	1,791,107
9	54,895,018	53,560,458	886,283	913,107	1,791,483
10	55,225,134	53,747,529	998,181	913,106	1,792,291
11	55,256,994	53,822,284	997,029	913,106	1,792,291
2011. 11	53,469,890	51,960,812	947,761	859,225	1,739,752

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

年月末	貯 金			借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	うち信用借入金
2012. 5	27,548,877	* 60,852,485	* 88,401,362	594,099	422,658
6	27,927,245	61,781,405	89,708,650	566,259	395,440
7	27,270,029	* 62,232,494	* 89,502,523	589,702	419,887
8	27,562,828	62,230,786	89,793,614	562,794	391,315
9	27,567,513	61,947,729	89,515,242	571,809	399,293
10	28,197,226	61,595,692	89,792,918	577,317	401,018
2011. 10	27,423,664	60,665,795	88,089,459	594,405	419,136

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コールマネー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
635,000	6,799,513	3,425,909	12,017,142	71,062,511
588,373	6,608,809	3,425,909	10,631,937	69,242,316
478,000	6,620,406	3,425,909	12,137,040	70,730,765
531,000	6,163,289	3,425,909	14,012,325	72,177,103
554,593	6,440,263	3,425,909	13,593,765	72,356,228
561,298	6,240,824	3,425,909	14,006,123	73,183,604
528,000	5,676,178	3,425,909	11,368,922	68,182,263

貸 出 金				コ ー ル ロ ー ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
13,617,011	1,374,917	5,159	15,156,477	1,333,000	7,185,475	71,062,511
14,178,950	1,345,748	4,056	15,695,023	1,134,223	7,721,175	69,242,316
14,429,397	1,307,446	3,891	15,913,424	620,000	6,033,274	70,730,765
14,337,794	1,371,437	4,738	15,883,042	973,877	9,867,992	72,177,103
14,468,488	1,403,983	3,919	16,040,566	760,000	6,553,969	72,356,228
14,691,727	1,390,044	4,130	16,248,478	1,620,000	7,659,079	73,183,604
13,453,682	1,408,751	4,286	15,021,693	1,212,344	6,653,644	68,182,263

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方						
	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	うち系統				計	うち金融 機関貸付金
64,069	33,405,696	33,325,638	2,000	423,686	17,192,065	6,767,162	1,503,626
66,643	33,410,908	33,327,721	2,000	425,468	17,190,449	6,780,632	1,498,849
60,076	33,548,997	33,465,967	2,000	424,972	17,320,537	6,746,670	1,499,228
57,991	33,222,076	33,123,819	-	425,363	17,134,574	6,809,590	1,472,380
58,179	33,588,866	33,503,673	2,000	424,236	17,115,172	6,965,211	1,472,067
63,208	33,703,324	33,621,055	2,000	421,516	17,095,310	6,908,851	1,465,219
75,420	31,321,783	31,239,807	2,000	447,978	17,399,225	6,836,103	1,487,540

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方							報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		貸 出 金			
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち公庫 (農)貸付金		
388,407	60,988,101	60,735,192	4,766,520	1,638,807	* 23,403,885	220,092	713	
393,345	62,270,685	62,037,320	4,712,718	1,598,768	* 23,392,430	220,916	713	
409,331	62,185,617	61,957,237	4,722,556	1,616,973	* 23,409,978	220,715	713	
400,949	62,321,688	62,085,733	4,826,925	1,713,118	23,380,510	221,082	713	
383,297	62,098,687	61,857,153	4,794,766	1,697,852	23,322,813	221,301	713	
386,934	62,342,032	62,108,554	4,813,446	1,724,496	23,227,610	220,616	712	
382,724	60,415,634	60,163,216	4,891,794	1,688,874	23,627,563	235,065	718	

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方				
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2012. 8	2,118,473	1,462,022	8,901	56,700	14,035	1,424,441	1,403,245	141,470	569,542
9	2,116,239	1,456,419	8,900	56,700	12,868	1,433,126	1,412,143	141,467	569,200
10	2,142,213	1,478,475	8,890	56,620	13,529	1,456,490	1,438,069	141,834	568,920
11	2,135,567	1,463,504	8,790	56,620	13,852	1,453,492	1,433,443	141,768	563,208
2011. 11	2,102,110	1,413,871	6,338	56,547	15,156	1,390,240	1,366,345	147,405	574,575

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方						報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金	
2012. 6	876,883	523,377	139,575	106,222	120,324	6,763	838,933	827,722	2,284	211,342	12,662	145
7	874,458	520,507	140,045	106,699	120,297	7,643	830,555	819,390	2,084	212,507	12,745	145
8	869,298	517,071	140,673	107,694	121,885	7,009	824,765	813,432	1,851	214,505	12,977	145
9	879,708	521,541	139,321	107,190	121,929	7,093	832,492	821,298	2,049	215,656	13,207	144
2011. 9	890,278	535,705	149,887	117,797	116,941	7,186	843,152	830,779	2,710	214,167	8,528	148

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
 2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
 3 貸出金計は信用貸出金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残	2009. 3	833,096	508,917	2,575,584	2,002,165	560,995	1,154,531	163,634	
	2010. 3	844,772	511,870	2,633,256	2,072,150	567,701	1,173,807	167,336	
	2011. 3	858,182	526,362	2,742,676	2,124,424	576,041	1,197,465	172,138	
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								
	高	2011. 11	880,500	534,699	2,695,341	2,143,822	583,691	1,222,801	176,589
		12	891,142	541,707	2,673,692	2,167,776	592,373	1,236,065	178,638
		2012. 1	885,399	538,268	2,682,451	2,150,149	586,019	1,227,326	177,776
		2	886,678	539,244	2,682,553	2,154,644	587,888	1,230,955	178,466
		3	881,963	533,670	2,758,508	2,207,560	596,704	1,225,885	177,766
		4	886,280	540,656	2,724,868	2,209,213	597,368	1,242,242	179,647
		5 *	884,013	539,568	2,751,255	2,190,264	590,938	1,234,790	178,957
6		897,086	550,675	2,727,744	2,215,090	599,105	1,247,751	181,206	
7 *		895,026	551,757	2,711,070	2,187,118	593,033	1,241,301	180,508	
8		897,936	552,274	2,691,614	2,190,955	593,550	1,244,745	181,313	
9		895,153	548,950	2,741,975	2,211,659	594,079	1,250,282	182,598	
10	897,929	552,251	2,705,336	2,193,174	588,464	1,246,750	181,863		
11 P	897,571	552,570	2,726,473	2,199,114	588,631	1,243,587	P 181,683		
<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>									
前	2009. 3	1.5	△0.2	2.0	2.3	1.0	1.5	0.2	
	2010. 3	1.4	0.6	2.2	3.5	1.2	1.7	2.3	
	2011. 3	1.6	2.8	4.2	2.5	1.5	2.0	2.9	
<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>									
同	2011. 11	2.8	1.4	3.6	3.4	2.7	2.3	3.1	
	12	2.9	1.8	3.8	3.3	2.9	2.3	3.1	
	2012. 1	2.9	2.0	3.5	3.3	2.7	2.3	3.2	
	2	2.8	1.9	2.4	3.0	2.5	2.1	3.1	
	3	2.8	1.4	0.6	3.9	3.6	2.4	3.3	
	4	2.5	1.4	1.2	2.7	2.7	2.1	3.1	
	5 *	2.2	1.2	1.5	2.2	2.2	1.9	3.0	
	6	2.0	1.0	2.1	2.3	2.4	2.0	3.0	
	7 *	1.8	1.1	3.4	1.8	1.7	1.6	2.6	
	8	1.9	0.7	2.1	2.1	1.8	1.7	2.8	
	9	2.1	1.1	2.7	3.1	1.5	2.2	3.2	
10	1.9	3.4	2.3	2.4	0.9	1.8	2.9		
11 P	1.9	3.3	1.2	2.6	0.8	1.7	P 2.9		

- (注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
 2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。
 3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
 4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残	2009. 3	223,750	56,420	1,897,811	1,544,616	432,999	648,785	94,073	
	2010. 3	226,784	55,916	1,797,912	1,544,708	433,144	641,575	94,025	
	2011. 3	223,241	53,591	1,741,986	1,571,010	436,880	637,551	94,151	
	高	2011. 11	220,938	53,486	1,705,563	1,575,521	434,234	631,475	93,917
		12	219,882	53,702	1,729,629	1,593,547	440,101	638,352	94,788
		2012. 1	219,420	53,697	1,711,395	1,587,149	435,600	631,492	94,286
		2	219,329	53,317	1,722,767	1,589,102	435,687	631,323	94,372
		3	219,823	53,451	1,741,033	1,613,079	444,428	637,888	94,761
		4	218,553	52,997	1,721,264	1,599,448	438,904	631,520	94,040
		5 *	218,624	53,017	1,707,586	1,597,547	437,067	628,390	93,844
6 *		218,535	52,636	1,717,887	1,606,176	440,606	630,590	93,993	
7 *		218,696	52,818	1,709,423	1,605,938	439,361	628,385	94,018	
8		218,360	52,475	1,693,809	1,612,888	439,084	628,566	94,075	
9		217,731	53,372	1,719,343	1,635,531	441,905	635,222	94,920	
10	216,790	54,931	1,706,696	1,622,204	436,157	628,846	94,433		
11 P	216,513	54,437	1,709,154	1,625,372	436,678	629,303	P 94,594		
前	2009. 3	3.6	7.5	5.2	4.3	1.5	2.1	0.3	
	2010. 3	1.4	△0.9	△5.3	0.0	0.0	△1.1	△0.1	
	2011. 3	△1.6	△4.2	△3.1	1.7	0.9	△0.6	0.1	
同									
	2011. 11	△1.9	△2.1	△1.2	2.2	1.3	△0.2	0.3	
	12	△2.0	△1.8	△0.2	2.4	1.2	△0.4	0.6	
	2012. 1	△2.0	△1.4	△1.0	2.5	1.0	△0.4	0.7	
	2	△2.0	△1.9	△0.4	2.4	1.1	△0.3	0.7	
	3	△1.5	△0.3	△0.1	2.7	1.7	0.1	0.6	
	4	△1.8	△0.0	△0.3	2.6	1.4	△0.4	0.2	
	5 *	△2.1	△0.1	△1.1	2.7	1.4	△0.4	0.3	
	6 *	△2.0	0.4	0.3	3.2	1.9	△0.2	0.2	
	7 *	△2.1	0.3	△0.3	2.6	1.2	△0.9	0.0	
	8	△2.1	△1.1	△0.5	3.2	1.7	△0.5	0.3	
9	△1.9	1.1	△0.0	3.6	1.0	△0.1	0.7		
10	△2.1	1.6	△0.1	3.3	0.6	△0.5	0.5		
11 P	△2.0	1.8	0.2	3.2	0.6	△0.3	P 0.7		

(注) 1 表9(注)に同じ。

2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。

3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2012年9月末現在

(単位 百万円)

都府県道別	貯金	出資金	預け金	うち 系統預け金	有価証券	貸出金
北海道	2,369,908	93,776	1,323,081	1,315,509	696,862	515,367
北岩	693,510	19,464	461,134	460,931	164,268	151,173
茨手	1,238,099	24,834	683,644	683,466	388,715	200,780
埼城	2,719,876	111,612	1,738,127	1,736,662	798,038	251,608
千玉	1,539,650	67,939	1,520,387	1,520,138	0	61,032
東奈	2,220,109	63,283	1,297,902	1,296,863	810,598	180,538
神京	3,677,483	88,617	2,389,588	2,388,837	1,198,551	342,978
山梨	438,854	15,673	295,325	294,409	43,082	75,023
長野	2,323,532	41,905	1,095,223	1,095,043	943,274	331,859
新潟	1,450,060	36,296	800,188	800,157	486,678	214,322
石川	764,427	17,468	452,235	449,213	201,250	134,395
福井	593,528	17,023	333,409	332,387	211,755	72,585
岐阜	2,116,101	67,529	1,391,584	1,391,484	590,890	201,821
静岡	3,225,146	111,303	1,881,511	1,881,275	1,110,788	362,073
愛知	5,657,704	141,859	3,081,080	3,081,074	1,985,171	603,177
三重	1,576,984	39,125	928,858	928,470	485,973	195,436
滋賀	978,361	24,298	777,990	776,879	238,619	80,744
京都	886,341	32,207	520,464	518,119	246,820	79,640
大阪	3,599,027	102,999	2,416,555	2,396,535	1,103,797	634,919
兵庫	4,008,335	115,457	2,014,428	2,013,975	1,361,666	917,718
和歌山	1,158,769	46,802	749,005	748,987	292,791	131,751
鳥取	308,758	7,933	201,485	201,130	91,595	23,366
島根	549,036	16,304	377,825	377,715	150,317	37,205
広島	1,784,166	80,200	1,108,351	1,108,069	663,110	72,643
山口	882,806	35,542	556,245	555,708	246,351	99,159
徳島	666,999	32,546	422,620	422,330	234,093	22,975
香川	1,437,768	22,004	726,438	726,232	678,118	51,707
愛媛	1,190,324	43,011	772,519	772,460	362,460	93,484
高知	702,859	19,320	339,302	339,295	239,319	87,341
福岡	1,616,576	25,094	987,259	986,663	528,337	165,133
佐賀	621,390	28,133	357,527	357,321	154,979	123,247
大分	438,313	14,900	262,014	261,924	131,652	55,684
宮崎	529,995	17,022	296,047	295,970	146,165	102,313
鹿児島	930,224	29,911	662,726	658,589	148,492	136,394
合計	54,895,018	1,651,389	33,222,076	33,123,819	17,134,574	6,809,590
一連合会当 たり平均	1,614,559	48,570	977,120	974,230	503,958	200,282

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外
(奈良、沖縄は県農協、それ以外は農林中金へ統合)。

12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高

2012年9月末現在

(単位 百万円)

都道府県別	貯金	借入金	預け金	うち 系統預け金	有価証券 金銭の信託	貸出金	報告 組合数
(北海道)	(3,100,741)	(180,088)	(2,187,689)	(2,174,697)	(18,918)	(973,350)	(110)
青森	479,797	6,720	264,195	263,220	7,071	157,022	10
岩手	982,719	18,206	662,522	654,460	59,214	257,072	9
宮城	1,220,744	20,276	799,499	795,665	89,447	342,568	14
秋田	744,961	8,413	417,124	414,997	29,382	224,982	15
山形	934,561	9,988	531,521	525,643	45,304	313,649	17
福島	1,527,087	20,069	1,087,539	1,085,748	85,458	353,758	17
(東北計)	(5,889,869)	(83,672)	(3,762,400)	(3,739,733)	(315,876)	(1,649,051)	(82)
茨城	1,591,592	19,607	1,177,142	1,168,627	84,740	330,965	26
栃木	1,565,632	11,815	1,090,183	1,086,046	116,438	336,568	10
群馬	1,389,210	5,215	1,012,400	1,010,737	56,983	292,041	15
(北関東計)	(4,546,434)	(36,637)	(3,279,725)	(3,265,410)	(258,161)	(959,574)	(51)
埼玉	3,870,627	5,685	2,596,953	2,596,702	267,814	1,094,046	21
千葉	2,425,902	10,358	1,510,889	1,509,436	208,211	728,430	21
東京	3,392,649	2,929	2,203,174	2,185,256	125,025	1,211,870	16
神奈川	5,722,116	1,838	3,618,374	3,612,090	393,897	1,912,015	14
(南関東計)	(15,411,294)	(20,810)	(9,929,390)	(9,903,484)	(994,947)	(4,946,361)	(72)
山梨	636,722	2,323	416,918	415,601	35,754	172,920	11
長野	2,895,093	11,674	2,113,784	2,109,765	50,390	763,627	20
(東山計)	(3,531,815)	(13,997)	(2,530,702)	(2,525,366)	(86,144)	(936,547)	(31)
新潟	2,182,852	22,288	1,397,757	1,396,590	188,597	615,223	26
富山	1,295,720	3,280	943,637	942,828	88,586	235,547	17
石川	1,113,140	1,946	731,975	726,389	63,351	356,444	17
福井	836,766	1,636	572,968	572,860	38,881	219,064	12
(北陸計)	(5,428,478)	(29,150)	(3,646,337)	(3,638,667)	(379,415)	(1,426,278)	(72)
岐阜	2,859,768	4,924	2,076,268	2,075,973	205,455	635,764	7
静岡	4,704,962	15,744	3,173,330	3,166,629	298,140	1,345,134	19
愛知	7,281,025	21,476	5,555,199	5,549,586	456,098	1,612,554	20
三重	2,130,155	3,888	1,513,678	1,499,454	183,380	448,297	15
(東海計)	(16,975,910)	(46,032)	(12,318,475)	(12,291,642)	(1,143,073)	(4,041,749)	(61)
滋賀	1,378,649	3,737	962,046	957,420	131,740	297,906	16
京都	1,152,324	3,286	861,764	857,276	77,109	230,809	5
大阪	4,316,380	28,368	3,401,080	3,359,265	155,627	811,857	14
兵庫	4,942,276	7,720	3,667,053	3,666,399	144,259	1,199,333	14
奈良	1,341,421	2,878	898,113	872,896	176,340	271,894	1
和歌山	1,495,458	3,213	1,095,848	1,095,701	81,109	275,003	10
(近畿計)	(14,626,508)	(49,202)	(10,885,904)	(10,808,957)	(766,184)	(3,086,802)	(60)
鳥取	486,496	7,346	300,142	297,523	36,967	118,890	3
島根	896,150	10,159	524,252	522,791	53,216	310,364	11
(山陰計)	(1,382,646)	(17,505)	(824,394)	(820,314)	(90,183)	(429,254)	(14)
岡山	1,666,357	14,294	1,109,548	1,107,611	83,755	463,861	9
広島	2,478,146	3,360	1,758,534	1,758,342	50,882	644,509	13
山口	1,217,166	2,336	862,472	856,591	76,110	273,366	12
(山陽計)	(5,361,669)	(19,990)	(3,730,554)	(3,722,544)	(210,747)	(1,381,736)	(34)
徳島	803,220	1,914	646,884	645,397	19,759	120,834	16
香川	1,580,845	2,788	1,428,979	1,428,675	6	171,479	2
愛媛	1,635,771	2,501	1,175,107	1,173,169	123,378	310,287	12
高知	857,797	2,032	643,190	640,739	46,563	166,783	15
(四国計)	(4,877,633)	(9,235)	(3,894,160)	(3,887,980)	(189,706)	(769,383)	(45)
福岡	2,563,547	5,989	1,606,699	1,597,898	81,279	915,803	21
佐賀	838,620	13,202	525,263	524,644	43,566	235,192	4
長崎	646,277	4,817	414,590	410,744	15,756	181,849	7
熊本	955,620	9,582	525,901	517,783	74,977	307,259	14
大分	645,166	8,117	410,105	408,370	20,427	203,927	6
(北九州計)	(5,649,230)	(41,707)	(3,482,558)	(3,459,439)	(236,005)	(1,844,030)	(52)
宮崎	740,319	14,337	462,364	460,928	41,982	225,765	13
鹿児島	1,241,883	6,305	797,664	795,223	4,621	378,287	15
(南九州計)	(1,982,202)	(20,642)	(1,260,028)	(1,256,151)	(46,603)	(604,052)	(28)
(沖縄)	(750,813)	(3,142)	(366,371)	(362,769)	(58,804)	(274,646)	(1)
合計	89,515,242	571,809	62,098,687	61,857,153	4,794,766	23,322,813	713
一組合当たり平均 (単位 千円)	125,547,324	801,976	87,094,933	86,756,175	6,724,777	32,710,818	-

13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2012年9月末現在

(単位 百万円)

都府	県	道別	貯金	出資金	預け金	うち 系統預け金	貸出金
北海道	青森	道	561,594	8,713	386,782	386,420	131,373
		森	53,314	1,766	28,836	27,894	13,786
		手	133,547	3,109	102,617	100,527	30,582
		島	19,376	877	17,197	16,702	1,623
		城	19,311	686	14,105	13,601	4,797
千葉県	奈	葉	65,590	2,313	47,067	44,285	11,502
		京	6,432	143	4,695	4,667	889
		川	22,923	3,191	12,846	12,540	10,032
		瀧	26,799	874	21,037	20,719	2,753
		山	31,993	567	26,508	26,070	4,030
静岡県	三	川	42,378	1,190	31,759	31,491	6,893
		井	42,739	997	27,459	26,721	11,489
		岡	109,910	6,826	73,952	73,742	32,413
		知	80,492	2,134	57,730	55,100	14,275
		重	88,088	3,555	55,650	55,465	34,197
東京都	歌	都	43,492	656	18,296	18,040	21,929
		庫	66,136	1,729	37,453	36,262	24,114
		山	42,127	1,013	30,995	30,309	6,818
		取	19,843	806	13,532	13,132	6,189
		島	66,405	887	34,289	34,101	24,704
徳島県	高	島	30,545	498	26,370	25,984	2,847
		川	50,593	3,222	41,177	41,111	10,087
		媛	80,663	1,480	47,209	45,852	33,693
		知	34,961	2,048	20,735	19,421	13,885
		岡	44,029	659	35,743	35,372	4,727
佐賀県	児	賀	93,209	1,202	64,746	64,619	26,561
		崎	115,747	1,726	83,851	83,710	25,135
		崎	35,573	1,001	25,387	25,215	11,175
		島	65,480	2,335	30,870	29,171	36,741
		縄	22,950	497	14,233	13,900	9,961
合	計	2,116,239	56,700	1,433,126	1,412,143	569,200	

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外。

14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高

2012年9月末現在

(単位 百万円)

都 府 道 別	貯 金	借 入 金	払 出 資 金	預 け 金	うち 系統預け金	信用貸出金	報 告 数
北 海 道	480,371	103,897	82,014	503,647	500,624	122,154	70
青 森	7,253	250	491	6,608	6,513	1,041	1
宮 城	76,287	990	10,869	55,164	54,398	16,912	1
山 形	5,087	-	721	4,484	4,249	518	1
福 島	9,024	1,630	1,113	11,040	9,884	353	2
静 岡	18,617	410	386	13,641	11,532	4,388	1
愛 知	6,857	339	460	6,751	6,418	299	1
島 根	40,649	659	3,291	29,595	29,386	7,468	1
山 口	58,726	154	6,076	37,892	37,250	17,480	1
香 川	2,406	906	139	2,231	2,211	1,019	1
愛 媛	15,816	1,687	1,585	16,835	16,765	2,116	7
長 崎	93,148	18,982	7,671	94,228	93,597	18,805	38
熊 本	5,255	472	779	4,211	3,288	1,109	1
大 分	26,702	-	2,083	16,154	15,543	8,355	1
宮 崎	33,510	8,945	4,251	30,011	29,640	13,639	17
合 計	879,708	139,321	121,929	832,492	821,298	215,656	144

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外。

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

東日本大震災発生から1年が経ち、被災市町村においては、復興計画が策定され、本格的な復興事業に着手されたところです。

過去の大災害と比べ、東日本大震災は、①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと、②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ、広範囲に被害をもたらしていること、に際立った特徴があります。それゆえ、阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても、さらにそれ以上の長期にわたる復興の取組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり、それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取組みがあります。また、福島原発事故による被害の複雑性は、復興の形態をより多様なものにするようになるでしょう。

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を3月に開設しました。

その目的は、地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより、その記録を将来に残すと同時に、情報の共有化を図ろうとするものです。

このホームページが、復興の取組みに少しでも貢献できれば幸いです。

農林中金総合研究所は、農林漁業・環境問題などの中長期的な研究、農林漁業・協同組合の実践的研究、そして国内有数の機関投資家である農林中央金庫や系統組織および取引先への経済金融情報の提供など、幅広い調査研究活動を通じて情報センターとしてグループの事業をサポートしています。

農林漁業協同組合の復興への取組み記録 東日本大震災アーカイブズ

The screenshot shows the homepage of the website. At the top, there is a search bar with the text 'Google/カスタム検索' and a '検索' button. Below the search bar is a navigation menu with 'HOME' and 'キーワード検索' (Keyword Search). The main heading is '農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～'. Below this, there is a paragraph of introductory text. A 'ご利用上の注意' (Terms of Use) button is visible. The main content area features four large buttons: '被災状況' (Disaster Status), '支援活動' (Support Activities), '復旧・復興への取組み' (Recovery and Reconstruction Efforts), and '原発関連' (Nuclear-related). At the bottom, there is a '更新情報' (Update Information) section with a 'すべて' (All) button and a list of categories: '被災状況', '支援活動', '復旧・復興への取組み', and '原発関連'. There are also social media icons for Twitter, Facebook, and YouTube, and a 'お知らせ' (Notice) section.

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2013年2月号第66巻第2号〈通巻804号〉2月1日発行

編集

株式会社 農林中金総合研究所 / 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 代表TEL 03-3233-7700

編集TEL 03-3233-7775 FAX 03-3233-7795

発行

農林中央金庫 / 〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱所

農林中金ファシリティーズ株式会社 / 〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 Nツアービル TEL 03-5295-7580 FAX 03-5295-1916

定価

400円(税込み) 1年分4,800円(送料共)

印刷所

永井印刷工業株式会社